

2025(令和7)年度

名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

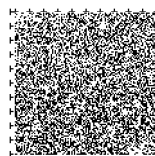
活動報告書



マスコットキャラクター「なごもん」

名古屋市子どもの権利擁護委員

2026(令和8)年7月



この活動報告書は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下、「擁護委員条例」という。）

第19条に基づき、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」という。）

の2025（令和 7）年度の活動について報告するものです。



ふと思い出す、子どもの頃のできごとがあります。

小学校の1年生の頃だったでしょうか。学校から帰ってランドセルを開けた私は、ハッとします。宿題として出されていた算数のドリルが見当たらないのです。

「しまった、学校の机の中だ……」。今なら、SNSなどでつながっている親同士が、宿題のページを写真で送り合うこともできるのでしょう。けれど当時は、そんなものではありません。学校に取りに戻るしかない——そう考えた私は、祖母に「いっしょに学校まで来て」と頼みました。夕方が迫る中、一人で学校に戻るのが心細かったのです。

「はいはい、仕方ないわね」、祖母がそう言って支度を始めようとした時でした。内職をしながら、私と祖母のやり取りを聞いていた母が、静かに口を開きました。

「自分でやったことでしょう。一人で行ってきなさい」。反論する余地はありません。祖母に申し訳ないと思いながら、私は一人、学校へとボトボト向かいました。

子どもの姿がなくなった夕方の学校は、どこか不気味で、ひんやりとしています。昇降口から恐る恐る校舎を覗きましたが、うす暗い廊下がただ続いています。そのとき、用務員のおじさんが、落ち着かない様子の私に気づいてくれました。理由を伝えたら、教室の鍵を渡してくれました。

その後のことは、あまりよく覚えていません。きっと、半ば駆けるように教室へ向かい、机の中から算数のドリルを見つけたのでしょう。一方、ホッとしたのか帰り道のことは、少し覚えています。祖母が内緒でくれた50円で買ったアイスがおいしかったことと、どこか誇らしい気持ちが自分の中に広がっていたことです。自分の力でやり遂げた——そんな、ささやかな満足が、自分の中にあったのだと思います。

さて、子どもからの相談に耳を傾けながら、いつも考えることがあります。目の前の相談者はどこまで自分の問題に関わり、解決する力を持っているのかということです。“子どもがかわいそう”“子どもにはできない”“大人が動いた方が早く進む”。保護者の中には、それを強く求める方がいます。正直なところ、自分の中にもそうした声がないわけではありません。しかし、そこに子どもの姿はありません。問題そのものは解決するのかもしれませんが、相談者である子どもが成長する姿は見えてきません。

相談業務、とりわけ子どもを対象とする支援においても、つい「やってあげたくなる」気持ちに駆られることがあるように思います。それは支援者のエゴともとれる部分でしょう。そういう時こそ立ち止まって、子どもがどこまで関われるのか、どこまでの助けを必要としているのかといった見立てが重要になります。私は時に「これは君のことなんだ。私もがんばるが、君自身が問題解決の主役なんだ」といった言葉を投げかけることもあります。子どもに嫌われるかもしれない、そんな不安を抱きながらも、子ども自身に何かをつかんでもらいたい——そのための言葉を紡ぐ技量が、私たち、子どもと関わる大人に求められている気がしています。

「一人で行ってきなさい」。かつて私を突き離れた母に、どのような考えがあったのかは分かりません。今の人からは、厳しい親と映るのでしょうか。危機管理のなっていない親とも言われそうです。けれど、そのような母に私は感謝しています。自分の問題は自分で引き受けるという根っこが、その時にできたように思えるからです。今度、実家に帰った時に何気なく当時のことを母に聞いてみようと思います。きっと覚えてないでしょうけど……。

なごもっかが大切にしていること

名古屋市子どもの権利擁護委員は、子どもの権利を守る文化と社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するために設置されました（名古屋市子どもの権利擁護委員条例（以下、「擁護委員条例」という）第1条）。

そのため、子どもの権利擁護委員（以下、「擁護委員」という）や子どもの権利相談室「なごもっか」では、子どもの権利を守る文化と社会をつくること、子どもの最善の利益を確保することを大切にしながら対応をしています。

「子どもの権利」というと、みなさんは何を思い浮かべるでしょうか。

子どもの権利の考えの中で、一番の基盤となるのは、「子どもを大人と同じ価値の人として尊重する」ということです。子どもを「できるようにしてあげる」「守ってあげる」といった客体（対象）としての存在ではなく、権利の主体として、大人と同じひとりの「人」として尊重する、ということです。これを「子ども観（子どもに対する見方）の転換」と言います。子どもの人生は子どものものです。親のものでも、子どもに関わる大人のものでもありません。子どもが権利行使できるように支援することが大人の役割です。

さて、私たち大人は、子どもを「ひとりの人」として尊重しているでしょうか。

子どもの権利を守るなごもっかでは、子どもをひとりの人生の主演として尊重するようにしています。そのため、子どもに直接会って、子ども本人が自分が直面している問題をどうしたいのか、どうなったらよいと考えているのかをやりとりの中で確認していきます。これは、子どもの権利条約における意見を聴かれる権利（第12条）、なごや子どもの権利条例では、主体的に参加する権利（第7条）の保障をしていることになります。

子どもの意見を聴くことは、子どもの権利擁護委員の目的でもある「子どもの最善の利益」を考えるときにも必要なことです。「子どもの最善の利益」とは、大人が勝手に思う子どもにとって最も良いことではありません。好きな食べ物や興味関心があることがそれぞれ違うように、その子の安心や納得に繋がる方法も人それぞれ違うのです。子どもとやりとりすることでしか、その子どもにとっての最も良いこと（最善の利益）はわからないのです。

「子どもが意見を言えないのでは」と心配する保護者の方もいます。しかし、これまでそのような場合でも、子どもたちはたくさん話をしてくれました。「意見」というのは、言葉で表すだけではありません。その子が発した言葉だけではなく、話し方や表情、遊びの中で表現されたことなども含め、私たちは子どもの意向を確認していきます。話す中で思考が整理されたり、保護者にも話せなかった気持ちを吐き出してくれる子はたくさんいます。

また、子どもが「話したくない」という場合もあります。そんなときは、その子にとって、まだ解決に向けて動き出す力が蓄積されていないのかもしれませんが、大人は「解決してあげたい」という気持ちになるかもしれませんが、それは大人の気持ちであって、子どもの気持ちではありません。子どもの力がたまるまで大人が「待つ」ということも子どもの権利保障の観点から重要です。たとえそれが大人から見ると物足りなかったり、心配であったりしても、子どもの選択を尊重し、大人は後ろから支えること、それが子どもの権利保障だと考えています。

はじめに

代表委員 吉住 隆弘

なごもっかが大切にしていること

【2025(令和7)年度活動報告】

I 相談・調査・調整等の状況 I

学校施設・設備の安全確保に関する問題／教員による不適切対応
に関する問題／高校入学試験における合理的配慮に関する問題

II 相談から見えてきた課題20

「子どもの声を聴くこと」と「子どもの意見表明権」／なごもっかに
おける「勧告」の考え方

III 制度改善のための提言等26

IV 広報・啓発活動30

V シンポジウム・研修53

【子どもの権利擁護について】

VI 子どもの権利擁護委員制度55

VII 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度57

VIII 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」61

IX なごや子どもの権利条例66

X なごもっかの紹介 ～相談員から子どものみなさんへ～68

XI 資料編80

- ・「なごもっか」の沿革
- ・なごや子どもの権利条例
- ・名古屋市子どもの権利擁護委員条例
- ・名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則



【2025（令和 7）年活動報告】





I 相談・調査・調整等の状況

I 相談・調査・調整等活動の状況

2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの相談・調査・調整等活動の状況です。

- ※1 子どもの権利侵害に関する相談でないものや無言電話等は件数から除外しています。
- ※2 「相談」・「延べ件数」の中には申立てを受けて行った調査・調整活動、情報収集のための調査活動の回数も含まれます。
- ※3 「相談者」は実際に相談をした人、「相談対象」は相談事案において権利侵害をされているおそれのある人(子ども)を表します。
- ※4 延べ件数の中には、2024(令和6)年度までに初回相談を受け、引き続き相談が続いているものを含まれます。

(I) 年間相談件数(初回／延べ)

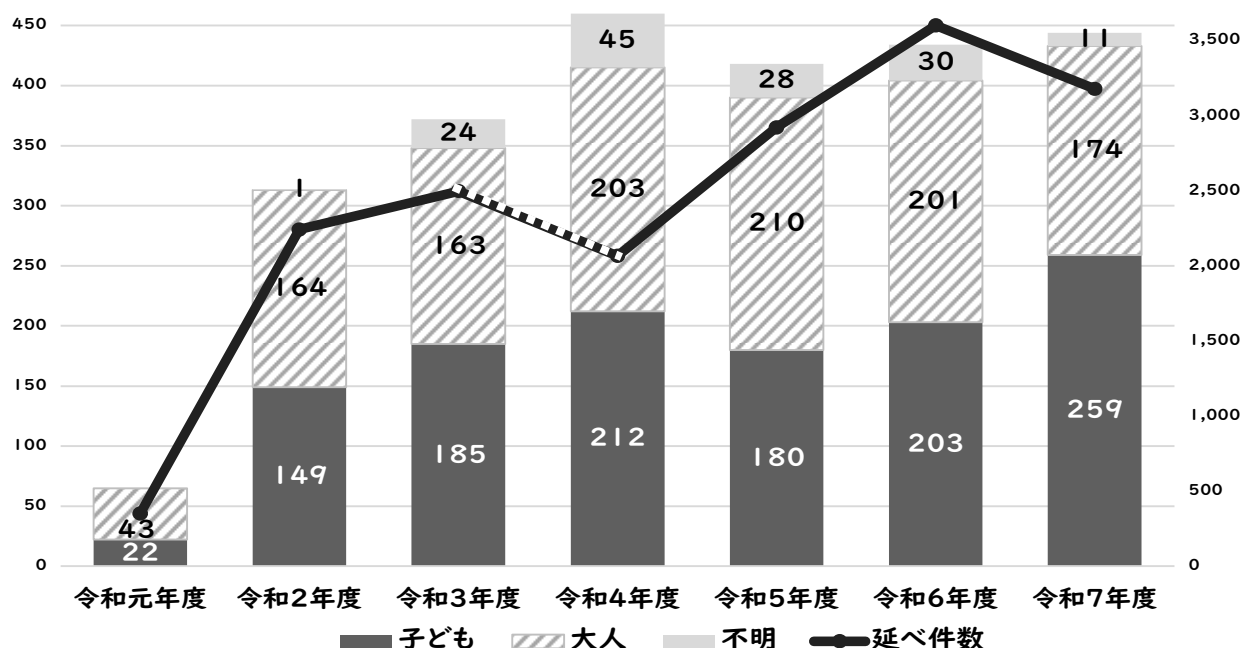
2025(令和7)年度の初回件数は計444件、延べ件数は計3,178件でした。2024(令和6)年度と比較して、初回件数は約2%の増であります。子どもからの相談に限ると、約28%の増となっており、これは子どもへの「なごもっか」の認知度が向上していることが一因と考えられます。

なお、2020(令和2)年1月の「なごもっか」開設後の相談件数推移をみると、2022(令和4)年度以降、初回相談は400件を超える水準で推移しております。

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
初回 相談 (相談者)	子ども	22	149	185	212	180	203	259
	大人	43	164	163	203	210	201	174
	不明	0	1	24	45	28	30	11
	計	65	314	372	460	418	434	444
延べ件数		352	2,242	2,498	2,067	2,922	3,600	3,178

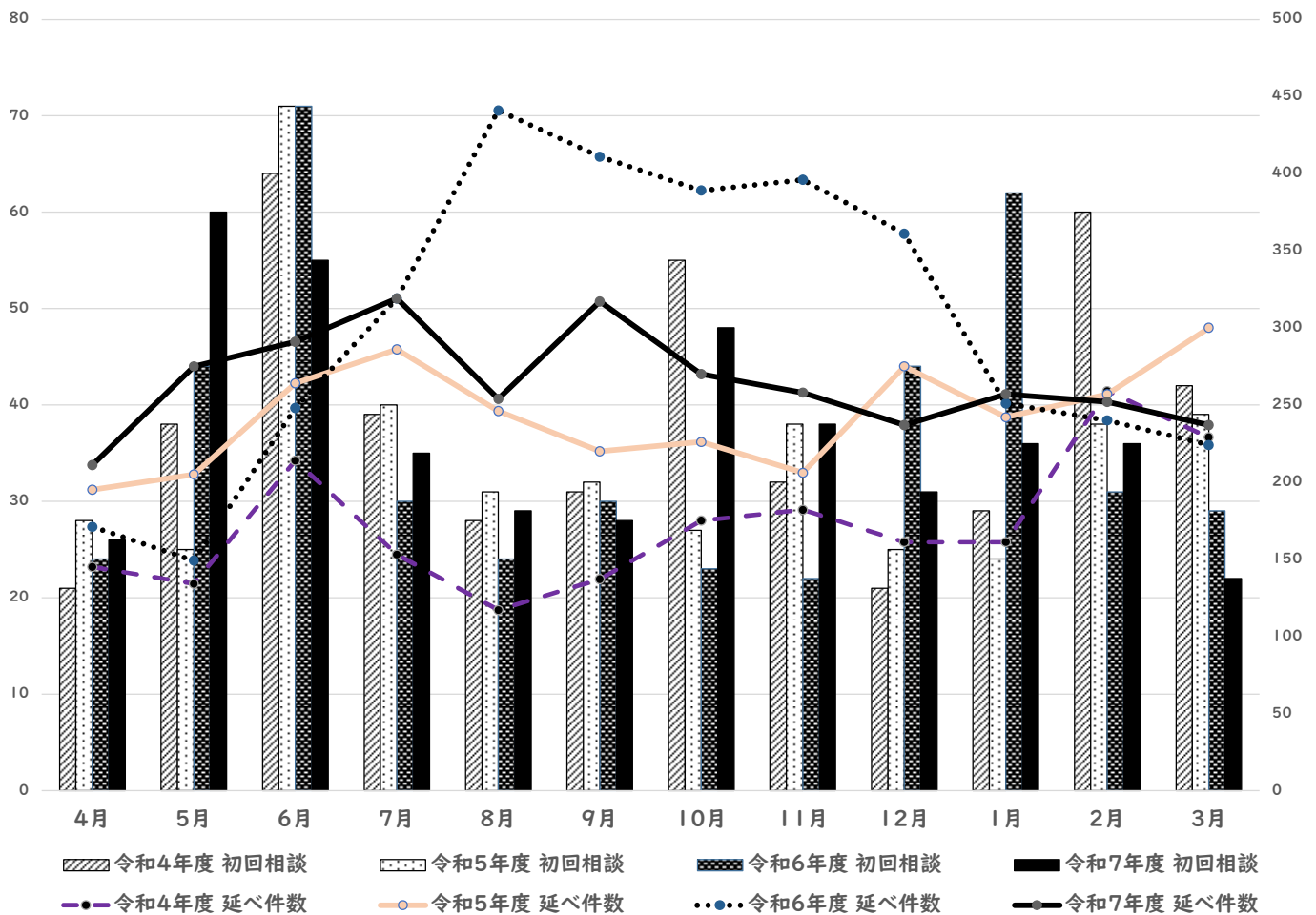
※令和元年度は、令和2年1月14日開設以降の実績

※令和4年度から、延べ件数の集計において1日のうちに同じ相手とやり取りした場合の数え方を変更



(2) 月別相談件数(初回／延べ)

直近4年間の月別の相談件数を、初回件数と延べ件数とに分けて示しました。相談者からの電話や面談のほか、相談等を受けて関係者・関係機関への情報収集等のやり取りを行った件数も合わせたものを「延べ件数」としています。

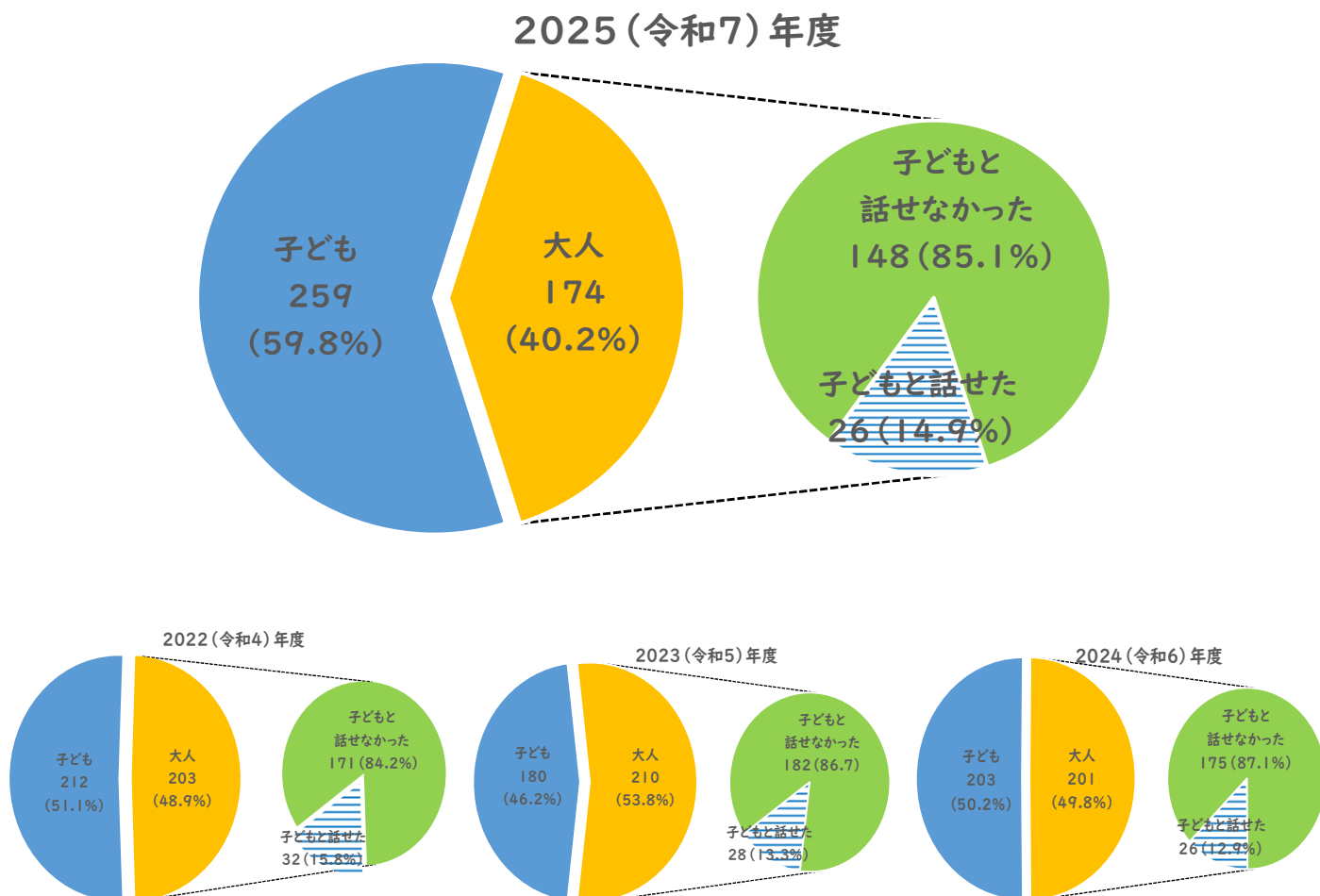


区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	初回相談	21	38	64	39	28	31	55	32	21	29	60	42	460
	延べ件数	145	134	214	153	117	137	175	182	161	161	259	229	2,067
令和5年度	初回相談	28	25	71	40	31	32	27	38	25	24	38	39	418
	延べ件数	195	205	264	286	246	220	226	206	275	242	257	300	2,922
令和6年度	初回相談	24	44	71	30	24	30	23	22	44	62	31	29	434
	延べ件数	171	149	248	319	441	411	389	396	361	251	240	224	3,600
令和7年度	初回相談	26	60	55	35	29	28	48	38	31	36	36	22	444
	延べ件数	211	275	291	319	254	317	270	258	237	257	252	237	3,178

「なごもっか通信」(2025(令和7)年度は6月・1月)、「携帯用カード」(5月、10月)といった広報物の配付以降に初回相談が多くなる傾向が見られました。これは例年の傾向であることから、子どもに向けた広報においては、紙媒体の広報物の効果が高いことが推察されます。

(3) 相談者別件数(子ども／大人)(初回)

直近4年間の初回相談における相談者別(子ども／大人)の相談件数及びその割合を示しました。なお、相談者が大人の場合、その後子ども本人と話すことができた件数と、子ども本人と話すことができなかった件数についても示しました。



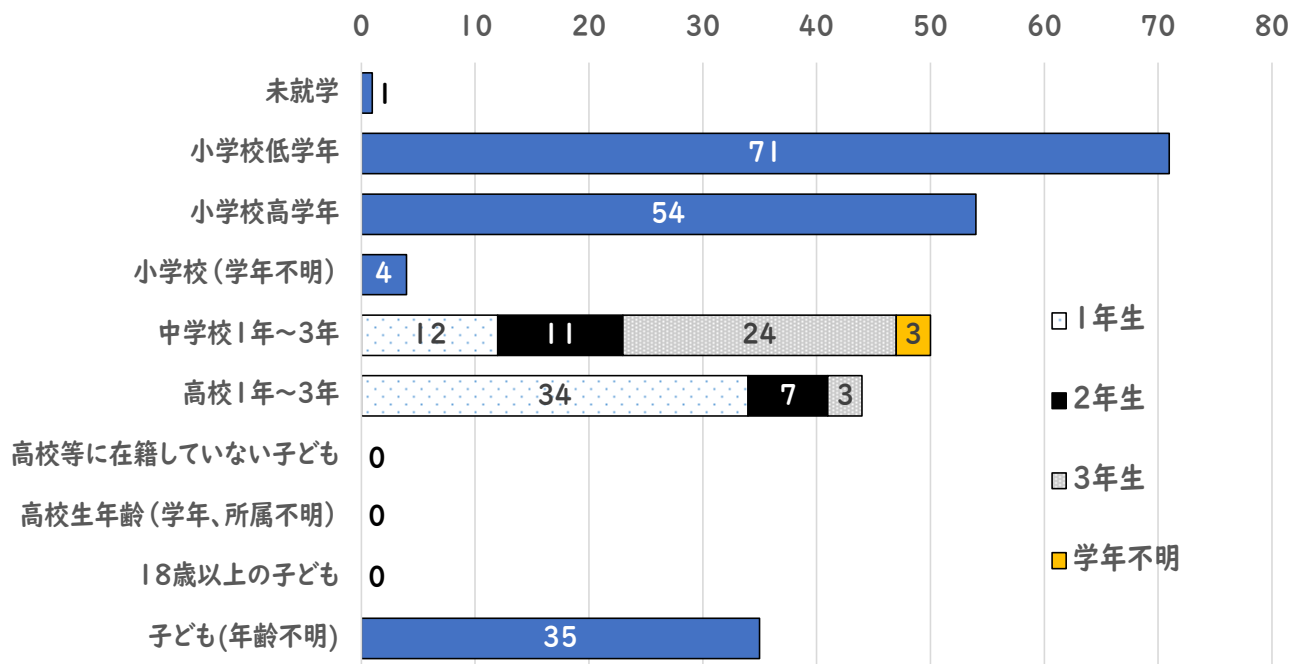
2025(令和7)年度においては、初回の相談者は子どもが259件、大人が174件、不明が11件でした。

これは、直近4年間で比較して、最も初回相談における子どもの割合が高くなっており、前年である2024(令和6)年度と比較しても、初回における子どもからの相談件数の割合は、9.6%の増となっております。

また、大人174件のうち、その後子ども本人と話すことができたのは26件でした。よって全相談のうち、不明を除く433件中、285件(65.8%)で子ども本人から話を聞くことができました。前年である2024(令和6)年度は、404件中、229件(56.7%)が子ども本人と話すことができたため、9.1%の増となっております。

(4) 相談者が子どもの場合の当該子どもの年代(初回)

2025(令和7)年度の初回相談者が子どもの場合における、当該子どもの年代ごとの相談件数を示しました。



小学校低学年(1~3年生)が71件、小学校高学年(4~6年生)が54件、小学校の学年不明が4件、小学生全体では計129件の相談がありました。

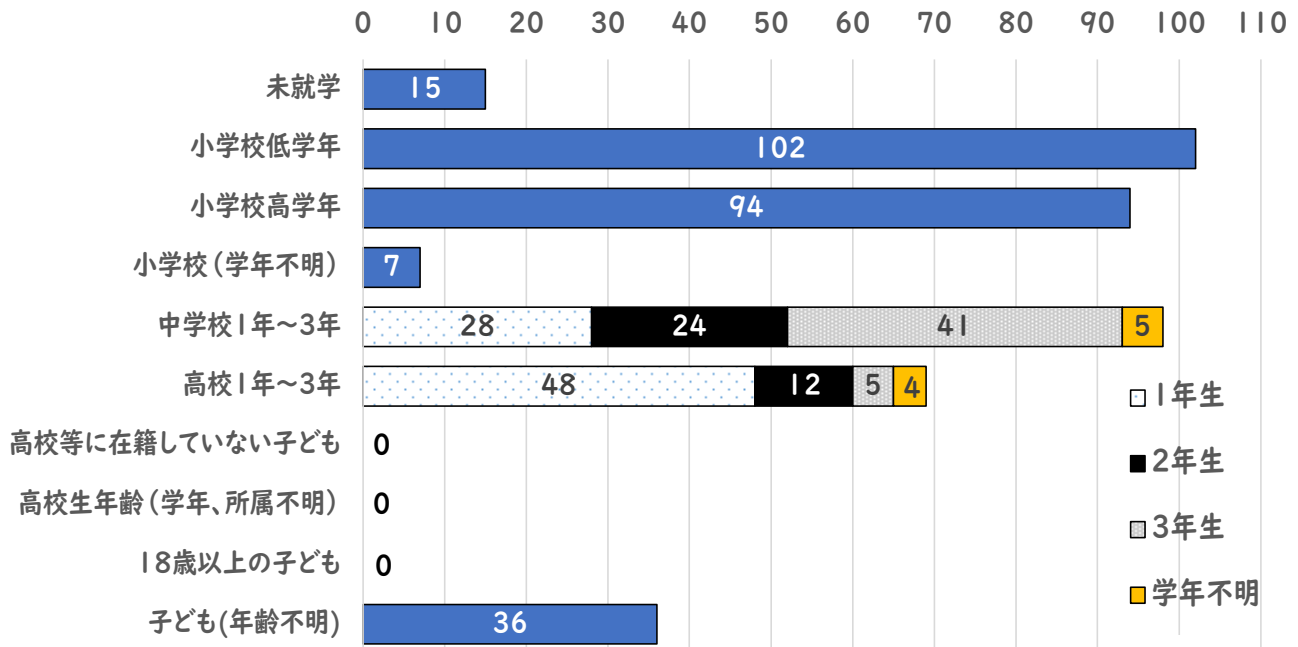
また、中学生が計50件、高校生が計44件であり、これまで相談がなかった未就学児からも、初めて1件の相談がありました。

高校生については、2023(令和5)年度の38件から、2024(令和6)年度は26件と大きく減少していましたが、2025(令和7)年度は44件と、再び増加しています。特に高校1年生からの相談が突出(34件)していることにも着目しながら、今後の動向を注視していきます。

また、年齢にかかわらず子どもたちが「なごもっか」に相談をしており、幅広い年齢層からの相談がある一方で、高校等に在籍していない子どもからの相談が0件と、学校を通じて配付する「なごもっか通信」や携帯用カードが届かない、学校等に在籍していない子どもからの声について、まだまだキャッチできていない状況があります。学校に依存しない形での周知方法や、多様な声を受け止めることができるように、相談方法の多様化を図る必要があると考えています。

(5) 相談対象の子どもの年代(初回)

2025(令和7)年度の初回件数において、相談対象とされた子どもの年代ごとの件数を示しました。

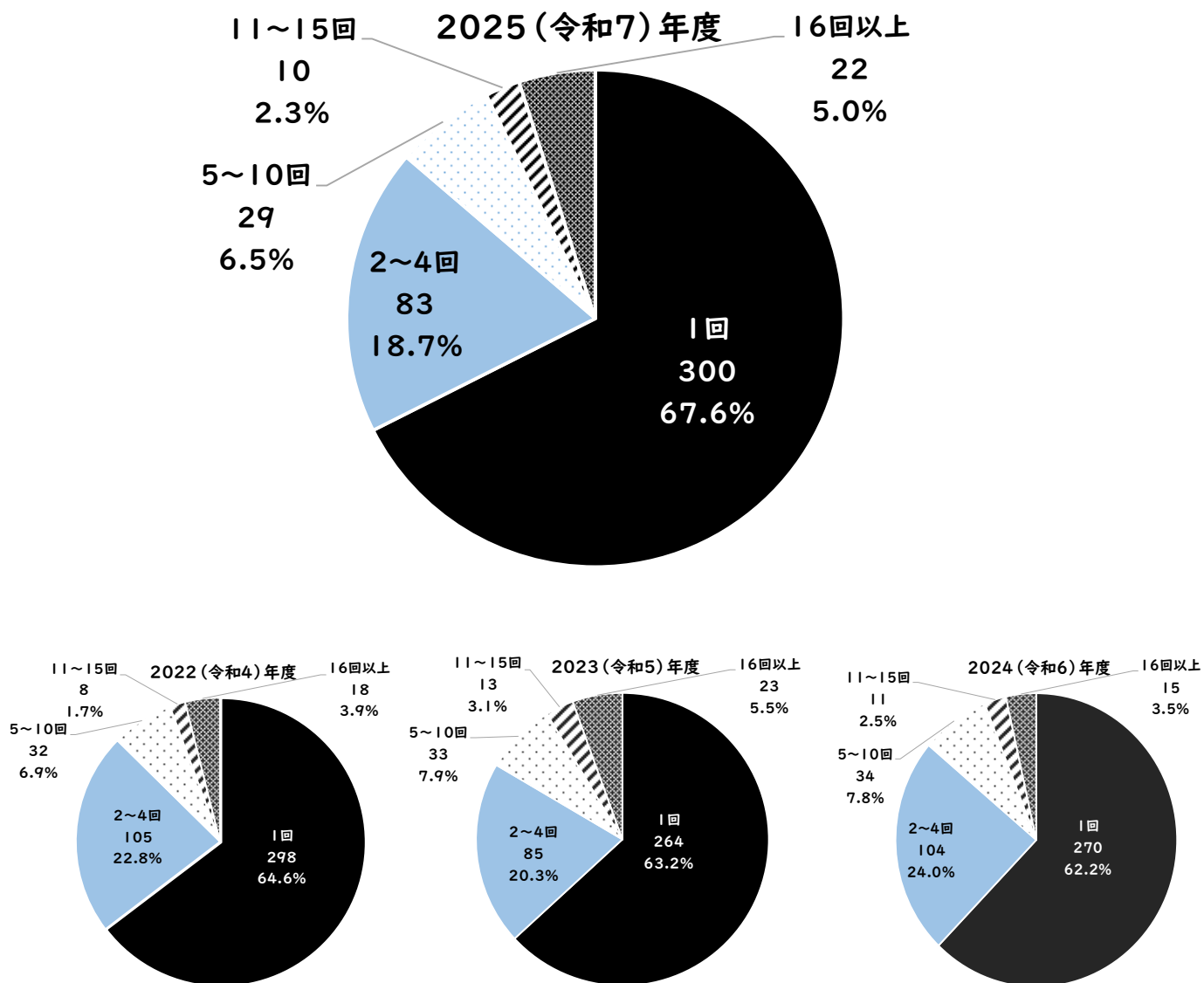


相談対象とされた子どもは、小学校低学年と小学校高学年、中学生がほぼ同程度(100件程度)で並び、高校生はやや少なくなっています。

件数は、それぞれ小学生が計203件、中学生が計98件、高校生計69件でした。

(6) 相談の継続回数

直近4年間の、年度中に開始した相談について、年度末の3月31日までに初回を含めて相談が継続した回数を示しました。

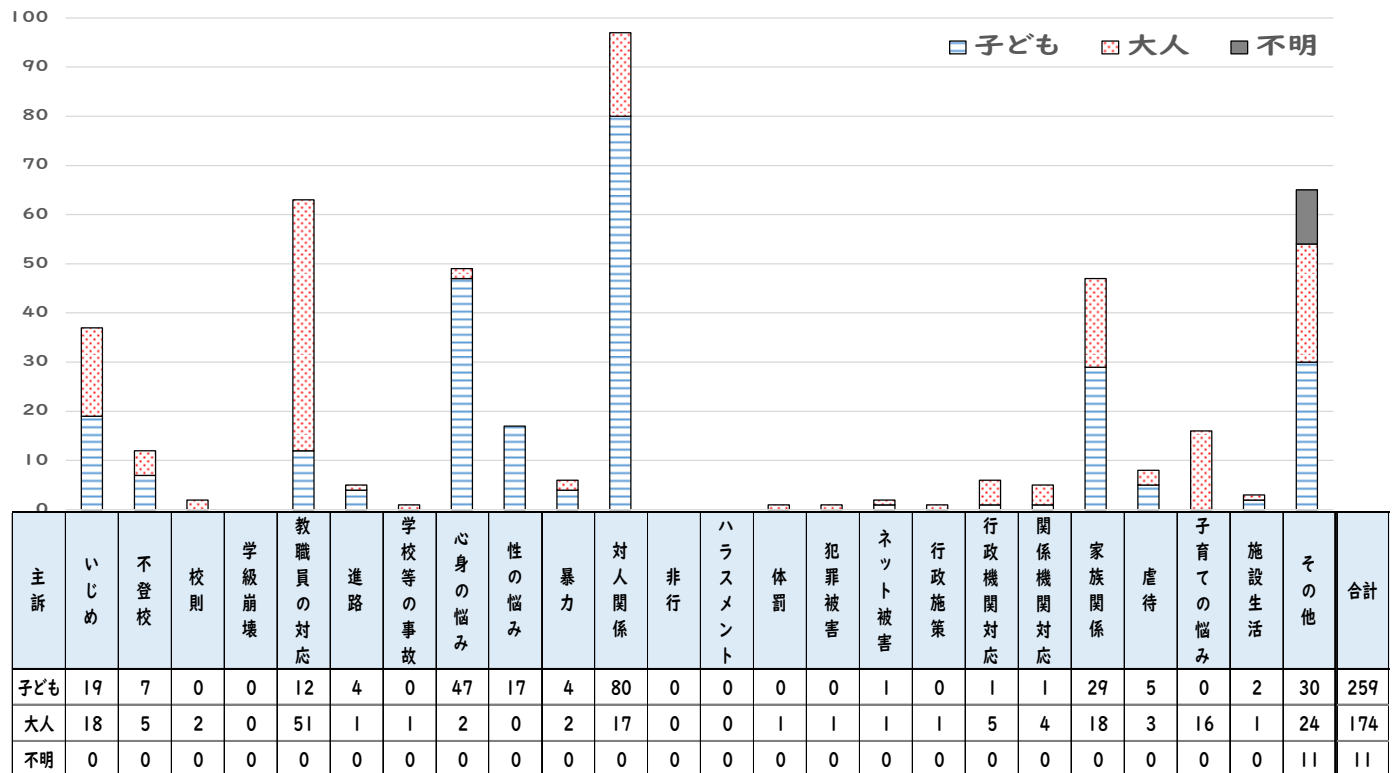


期間中、相談が1回だったものは 300件 (67.6%)と半分以上の割合を占め、その割合は 2024 (令和6) 年度を上回りました。

また、2~4回のものは83件 (18.7%)、5~10回のものは 29 件 (6.5%)、11~15回のものは10件 (2.3%)、16回以上のものは22件 (5.0%)でした。

(7) 相談の主訴(初回)

2025(令和7)年度の初回相談時における主訴別の件数を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお、複数の悩みや心配事などがあった場合は、最も中心となっているものを主訴としており、一部、いじめと解する余地があるものも、「対人関係」として整理している場合があります。



2025(令和7)年度で最も多かった主訴は、全体で順に「対人関係」(97件)、「教職員の対応」(63件)、「心身の悩み」(49件)、「家族関係」(47件)でした。「対人関係」の97件は、直近4年間で最も多い件数となっています。

下表に示しているのは、直近4年間で多かった主訴(割合)について、子どもと大人の相談主訴の上位5位までのものを整理したものととなっています。

子どもから最も多かった主訴は、「対人関係」になっており、次いで「心身の悩み」や「家族関係」が上位に入っています。

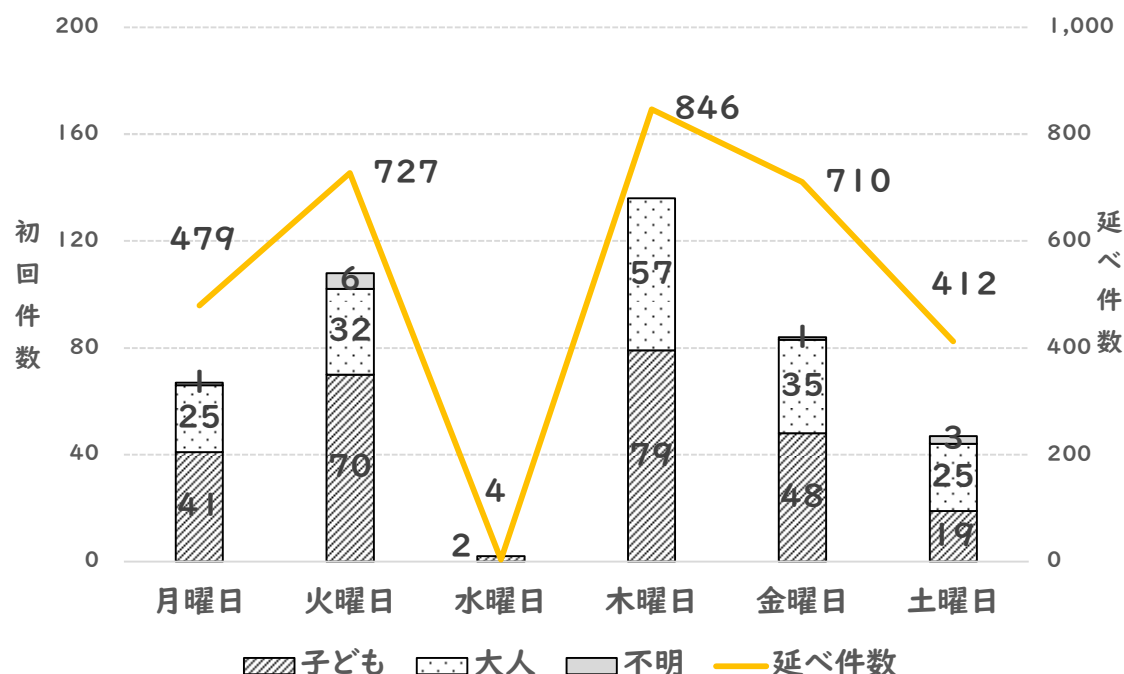
また、大人から最も多かった主訴は、「教職員の対応」で、「子育ての悩み」や「いじめ」が上位に入っています。

●直近4年間の相談主訴別割合上位5傑 ※()内は、該当年度における主訴の割合【単位：%】

区分	子ども					大人				
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
令和4年度	対人関係 (27.8)	家族関係 (15.8)	心身の悩み (11.3)	いじめ (10.4)	性の悩み (7.5)	教職員の対応 (26.1)	いじめ (11.3)	子育ての悩み (10.8)	家族関係 (7.9)	対人関係 (6.9)
令和5年度	対人関係 (28.3)	性の悩み (15.0)	家族関係 (12.2)	心身の悩み (10.0)	いじめ (9.4)	教職員の対応 (31.9)	子育ての悩み (16.2)	いじめ (9.5)	家族関係 (8.1)	対人関係 (6.7)
令和6年度	対人関係 (27.1)	家族関係 (18.2)	教職員の対応 (12.8)	心身の悩み (10.8)	いじめ (7.4)	教職員の対応 (26.9)	対人関係 (13.9)	子育ての悩み (12.9)	家族関係 (10.0)	いじめ (8.5)
令和7年度	対人関係 (30.9)	心身の悩み (18.1)	家族関係 (11.2)	いじめ (7.3)	性の悩み (6.6)	教職員の対応 (29.8)	いじめ (10.3)	家族関係 (10.3)	対人関係 (9.8)	子育ての悩み (9.2)

(8) 曜日別件数(初回／延べ)

2025(令和7)年度の初回相談件数および延べ件数を、曜日別に示しました。



相談日は、月、火、木、金、土曜日の5日間です。水曜日は相談を行っていませんが、手紙やFAXによる相談の受付や関係機関への電話連絡等があり、その件数を計上しました。

2025(令和7)年度は、初回件数、延べ件数ともに、木曜日、火曜日、金曜日の順に多くなっており、これは例年通りの傾向と言えます。

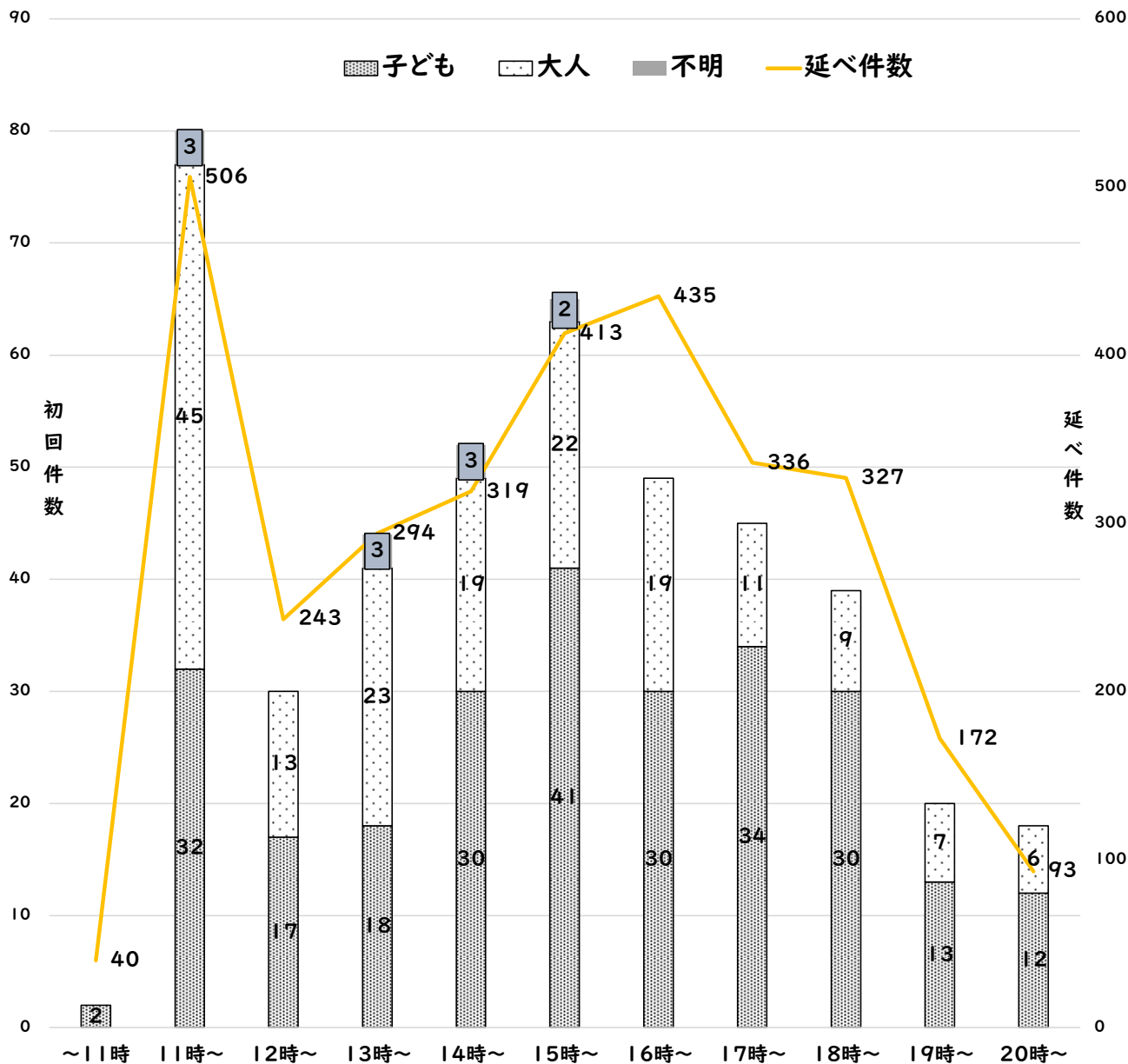
下表に示しているのは、直近4年間の曜日別の相談割合です。前年である2024(令和6)年度と比べると、2025(令和7)年度は大人の初回相談における木曜日と土曜日の割合が大きく増えております。

●直近4年間における各曜日における相談割合

区 分			月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
令和4年度	初回相談	子ども	16.0%	22.6%	0.0%	28.8%	16.0%	16.5%
		大人	17.2%	16.7%	0.0%	29.1%	27.6%	9.4%
	延べ件数		18.8%	20.7%	1.5%	26.8%	20.8%	11.4%
令和5年度	初回相談	子ども	15.0%	22.8%	1.1%	31.1%	19.4%	10.6%
		大人	17.1%	22.9%	0.0%	28.1%	23.3%	8.6%
	延べ件数		17.0%	21.6%	1.2%	29.0%	21.9%	9.3%
令和6年度	初回相談	子ども	15.3%	25.1%	1.0%	28.6%	22.7%	7.4%
		大人	14.9%	28.9%	0.0%	25.4%	23.9%	7.0%
	延べ件数		16.1%	24.9%	0.8%	27.1%	21.7%	9.4%
令和7年度	初回相談	子ども	15.8%	27.0%	0.8%	30.5%	18.5%	7.3%
		大人	14.4%	18.4%	0.0%	32.8%	20.1%	14.4%
	延べ件数		15.1%	22.9%	0.1%	26.6%	22.3%	13.0%

(9) 時間帯別相談件数(初回／延べ)

初回件数および延べ件数を、時間帯別に示しました。初回件数については、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。なお、11時以前の相談件数は、郵送による手紙の受領等の件数を計上したものです。



初回件数は、相談が多い順に、11時台、15時台、14時台となりました。このうち、子どもからの相談は15時台が最も多く、前後の14時台から18時台までに比較的集中していることも踏まえると、学校からの帰宅時間と関係しているのではないかと考えられます。

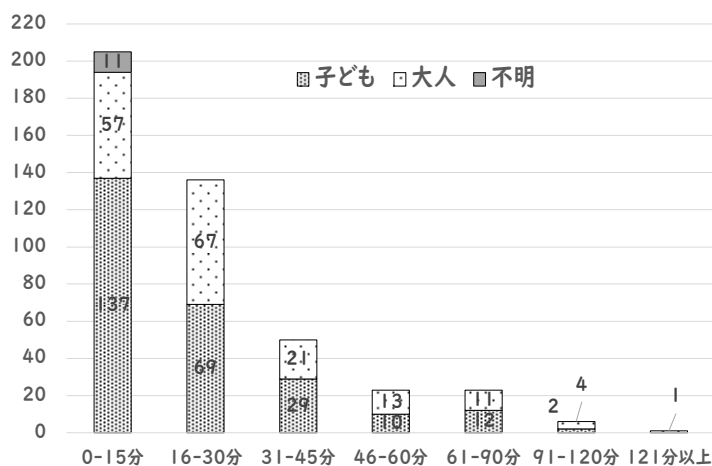
一方、大人からの相談は11時台が多く、子どもが学校などで在宅していない等の理由により、この時間帯に相談する場合が多いのではないかと考えられます。

また、延べ件数については、相談が多い順に、11時台、16時台、15時台となりました。

(10) 相談の所要時間

① 初回相談

初回相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



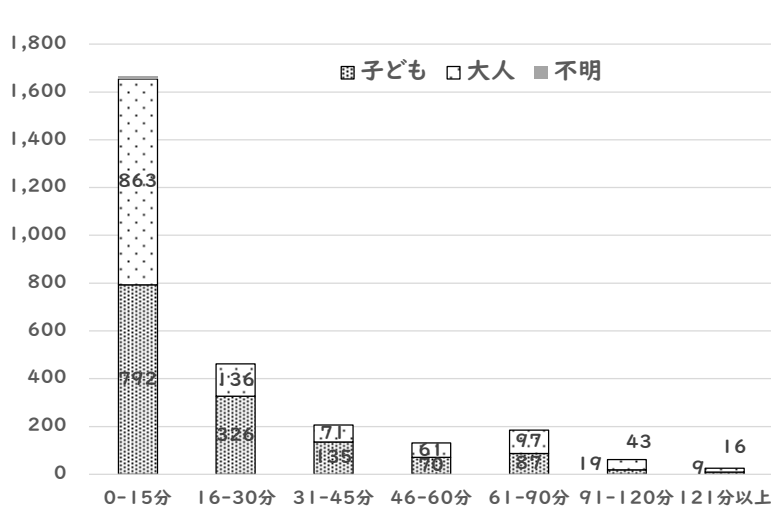
区 分	子ども	大人	不明	合計
0-15分	137	57	11	205
16-30分	69	67	0	136
31-45分	29	21	0	50
46-60分	10	13	0	23
61-90分	12	11	0	23
91-120分	2	4	0	6
121分以上	0	1	0	1
合計	259	174	11	444

60分以内に終了するケースが多く(93.2%)、なかでも「0-15分」の件数が最も多くなっています(46.2%)。

60分を超えた相談は30件で、子どもが14件、大人が16件ありました。

② 2回目以降の相談

2回目以降の相談における所要時間を、相談者が子どもの場合と大人の場合とに分けて示しました。



区 分	子ども	大人	不明	合計
0-15分	792	863	9	1,664
16-30分	326	136	0	462
31-45分	135	71	0	206
46-60分	70	61	0	131
61-90分	87	97	0	184
91-120分	19	43	0	62
121分以上	9	16	0	25
合計	1,438	1,287	9	2,734

2回目以降の相談についても、「0-15分」の件数が多くなっています(60.7%)。これは相談に関する連絡・情報収集等の件数を含むためと考えられます。

一方、60分を超える相談も、子どもで115件、大人で156件ありました。

(11) 相談方法(初回)

直近4年間における、初回相談での相談方法を、下表に示しました。

区 分		電話	面談	手紙	LINE予約	合計
令和4年度		450件 (97.8%)	9件 (2.0%)	1件 (0.2%)	—	460件
令和5年度		403件 (96.4%)	10件 (2.4%)	4件 (1.0%)	1件 (0.2%)	418件
令和6年度		416件 (95.9%)	6件 (1.4%)	2件 (0.5%)	10件 (2.3%)	434件
令和 7年度	子ども	226件 (87.3%)	1件 (0.4%)	19件 (7.3%)	13件 (5.0%)	259件
	大人	170件 (97.7%)	3件 (1.7%)	1件 (0.6%)	0件 (0.0%)	174件
	不明	11件 (100%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)	11件
	計	407件 (91.7%)	4件 (0.9%)	20件 (4.5%)	13件 (2.9%)	444件

2025(令和7)年度においては、電話が407件で全444件のうち91.7%を占めました。また、電話以外の方法は、面談が4件、手紙が20件、LINEでの面談予約が13件であり、手紙での相談割合が増えています。これは2025(令和7)年度より新たに「なごもんレター」のレター立てを製作し、加えて配架依頼先を児童館や図書館にも拡充した影響もあると考えています。

なお、LINEでの面談予約については、2024(令和6)年2月から導入しております。

(12) 関係機関とのやりとり(情報収集等)

52の相談案件(前年度以前からの継続相談を含む)について、今後の方針等を検討するための関係機関とのやりとりを、延べ525件行いました(申立て、自己の発意による調査・調整に関する活動を除く)。なお、支援機関等には児童相談所や児童養護施設、学童保育クラブ等が含まれます。

関係機関とのやりとりの対応件数

区 分	上段:対応件数 下段:延べ件数	(内 訳)				
		学校関係者	教育委員会	子ども 応援委員会	支援機関等	その他 関係機関
継続相談	15	11	3	0	8	4
	249	102	3	0	136	8
令和7年度 新規相談	37	22	9	2	8	6
	276	170	16	16	50	24
計	52	33	12	2	16	10
	525	272	19	16	186	32

注:複数の関係機関とやりとりをする案件があるため、内訳の合計と対応件数は必ずしも一致しない

(13) 擁護委員による対応

申立て、自己の発意による調査・調整に関する活動を除き、相談を受け、必要と判断した場合は、擁護委員が直接子どもや関係者から話を聞き、問題の解決を図ります。2025（令和7）年度に対応した相談案件は、前年度以前からの継続相談を含め32件で個別に問題解決を図り、延べ207件対応しました。なお、支援機関等には児童相談所や児童養護施設、学童保育クラブ等が含まれます。

子ども本人を除くと学校関係者との対応が多くなっており、主訴別では、教職員の対応、いじめに関する相談での対応が多くなっています。

擁護委員による対応件数（相手先別）

区 分	上段：対応件数 下段：延べ件数	（内 訳）						
		子ども本人	家族・親族	学校関係者	教育委員会	支援機関等	その他 関係機関	その他
継続相談	12	7	4	6	0	4	0	2
	100	34	20	18	0	22	0	6
令和7年度 新規相談	20	14	12	13	0	1	1	0
	107	34	31	40	0	1	1	0
計	32	21	16	19	0	5	1	2
	207	68	51	58	0	23	1	6

注：複数の対応先を持つ案件があるため、内訳の合計と対応件数は必ずしも一致しない

擁護委員による対応件数（主訴別）

区 分	上段： 対応件数 下段： 延べ件数	（内 訳）											
		いじめ	家族関係	関係機関 の対応	教職員の 対応	校則	行政機関 の対応	行政施策	施設生活	心身の 悩み	進路	対人関係	その他
継続相談	12	1	0	1	7	0	0	0	2	0	0	1	0
	100	27	0	20	31	0	0	0	14	0	0	8	0
令和7年度 新規相談	20	5	1	0	7	0	0	1	2	1	2	1	0
	107	41	1	0	40	0	0	4	5	1	7	8	0
計	32	6	1	1	14	0	0	1	4	1	2	2	0
	207	68	1	20	71	0	0	4	19	1	7	16	0

2 申立て・自己の発意の状況

2025（令和7）年度は、新たな申立てが1件、発意が1件ありました。なお、自己の発意（擁護委員条例第13条第2項）による調査を行うために必要となる、事実関係を把握するための情報収集（発意前情報収集）については、新たに開始したものではありませんでした。

新規申立て1件については、受理後にその内容を詳細確認したところ、申立ての原因となった事実の生じた日から3年を経過していたことなどから、擁護委員条例第14条の規定により調査を中止し、終結しています。

前年度以前から継続しているものも含め、発意3件について調査・調整を行い、発意前情報収集は、前年度から継続している6件についての情報収集を行いました。

なお、これらへの対応（調査・調整・発意前情報収集）は、各関係先に対して延べ221件行いました。

申立て・発意・発意前情報収集に関する調査・調整等の状況

区分	対応 件数	内訳		延べ 件数	内訳（調整等対象別）				
		R7新規	継続		学校関係者	教育委員会	支援機関等	その他関係機関	その他
申立て	1	1	0	3	0	0	0	0	3
発意	3	1	2	168	48	68	0	52	0
発意前情報収集	6	0	6	50	1	21	1	27	0
計	10	2	8	221	49	89	1	79	3

以下、2025（令和7）年度中に対応を継続している、発意に関する調査・調整状況等について詳述します。

（1）学校施設・設備の安全確保に関する問題

2024（令和6）年4月より、擁護委員の発意により、名古屋市立学校の施設・設備に関わる安全上の問題に取り組んできました。このきっかけとなったのは、市立高校に在籍する高校生から、同校の体育館で窓ガラスが落下する事故が発生したことを受けて、2023（令和5）年1月に子どもの権利侵害に関する申立てがなされたことでした。

申立てでは、名古屋市教育委員会に対し、

- （i）同校の老朽化した校舎について「安全に暮らす環境」を確保できるように全面改修を行ってほしいこと
- （ii）改修や安全点検の際に生徒や教職員の意見を取り入れてほしいこと
- （iii）他校にも危険な状況があるのであれば、名古屋市立学校全体の改修をより一層進めてほしいこと

が求められていました。同校については、2024（令和6）年度末までに、体育館の一部改修が実施されたこと、校舎改修にあたり生徒へのアンケート調査が実施され、その意見が反映されることになったこと、定期・臨時の安全点検においても生徒の意見を反映させることが

確認されたことから、擁護委員は同校における権利侵害の状況は改善される見込みであると判断し、申立てを終結しました（詳細は 2023（令和 5）年度活動報告書を参照）。しかし、（iii）については、依然として権利侵害の状況が継続しているおそれがあると判断し、擁護委員の発意による調査へと切り替えました。

2024（令和6）年4月以降、名古屋市教育委員会事務局学校施設課のほか、学校事務職員、市立中学校長、市立高校長などへの聞き取りを行いました。また、擁護委員による調査においても、子どもの意見を聞いてもらえる権利を保障するため、2025（令和7）年10～11月には、市立高校生を対象として学校安全に関するアンケートを実施しました。その回答を参考に、市立高校3校を現地視察し、校長や教員への聞き取りを行うとともに、生徒のみなさんの不安をお伝えしました。

こうした調査・調整を通して、子どもの権利が侵害されていると思われる状況を確認しました。1点目は、改修に関わる予算が十分ではないために、必要な改修がなされておらず、子どもの「安全・安心に生きる権利」（なごや子どもの権利条例第4条）が侵害されている状況がしばしばあることが確認されました。学校の改修については、①33万円以上の改修は学校施設課に申請して、認められれば改修工事が行われます。また、②33万円未満は各学校に配分されている学校標準運営費を用いて、学校の判断で改修が行われます。①について、改修の申請は3年間有効ですが、工事の配分率（実施率）は、学校種・年度によって差があるものの、おおむね7割程度にとどまっています。また、②については、2024（令和6）年度に増額されているものの、学校現場からは学校標準運営費が不足して改修ができなかったとの声を聞きます。同運営費では校内の光熱費や物品費なども充てられるため、物価やエネルギー価格が上昇するなか、校内の改修が後回しにされている事態がうかがえます。①・②ともに、このような状況に陥っている背景は、市立学校の修繕に関わる予算が絶対的に不足していることがあると考えられます。2026（令和8）年度予算では市立学校の改修に関わる予算（①）が増額されたと聞いていますが、②と同様に、物価・エネルギー価格・人件費が高騰するなかで、予算増のみでこの状況が容易に改善されるとは考えにくく、引き続き十分な改修が行われないのではないかと懸念しています。

2点目は、学校からの改修申請に対して、学校施設課から申請受理や現地確認、改修実施の有無などについて十分な連絡が行われていないことです。この点については、複数の学校関係者への聞き取りから、他校でも同様の状況が常態化していることがわかりました。また、学校施設課は、教室の雨漏りなど緊急性の高い工事を除き、台風シーズンや年度末の改修の必要を見据えて年間を通じて計画的に予算執行を行なっているため、申請後すぐに改修工事ができないと説明しています。しかし、このような事情が学校現場と共有されておらず、改修の見通しも伝えられていない状況は、子どもの「安全・安心に生きる権利」だけでなく、計画的な教育活動の実施を妨げることにつながり、子どもの「のびのびと豊かに育つ権利」（なごや子どもの権利条例第6条）を侵害しているおそれがあります。

3点目は、市立高校の生徒の中で、校内で危険な箇所や改修が必要な箇所を見つけても、「名古屋市や学校にお金がないから言っても無駄だと思う」というあきらめ、教職員へ危険性を伝えていない状況が見られることです。2025（令和7）年10～11月に実施した市立高

校生対象の学校安全に関わるアンケートでは、多くの生徒が市立高校に施設・設備の安全性や快適性について不安や不満を抱えていることが明らかになりました。その中には、体育館や実習室などに冷房（エアコン）が設置されていないため、熱中症になりかけた、あるいは実際に体調を崩したという切実な声もありました。しかしながら、「改修にお金がかかるから」、「いくら言っても名古屋市・学校が動いてくれないから」、「諦めているから」などの理由で、学校内の危険性が教職員に伝えられていない状況も確認されました。このように、あきらめの気持ちによって、意見表明権をはじめとする「子どもが主体的に参加する権利」（なごや子どもの権利条例第7条）が実質的に制限され、その結果として学校内の危険な状態が放置されていることは非常に深刻な問題だと考えています。

2026（令和8）年度は、以上の問題点について早急な改善を図り、子どもの権利の回復につながるよう、教育委員会への対応を検討しているところです。

2026年2月27日

名古屋市立高校の生徒のみなさん

名古屋市子どもの権利擁護委員

学校安全についてのアンケート調査回答のお礼と調査結果について

2025年10～11月に、市立高校の生徒のみなさんを対象とした「学校安全についてのアンケート調査」を実施しました。オンラインで269人の生徒のみなさんから率直な声を寄せていただきました。ご回答いただき、本当にありがとうございました。

アンケートの結果から、多くの生徒のみなさんが、市立高校の施設・設備の安全・安心に不安や不満を抱えていることが明らかになりました。その中には、体育館や実習室などに冷房（エアコン）が設置されていないため、熱中症になりかけた、あるいは実際に体調を崩したという切実な声もありました。

また、こうした不安や不満が、学校の先生たちに十分伝えられていない現状も見えてきました。「名古屋市や学校にお金がないから言っても無駄だと思う」と考えている生徒も少なくありませんでした。なごもっかは、生徒のみなさんのあきらめの気持ちによって、学校内の危険な状態が放置されてしまうことを非常に深刻な問題だと考えています。

なごや子どもの権利条例では、子どもたちに「安全に安心して生きる権利」や「主体的に参加する権利」があることが約束されています。しかし、名古屋市立高校では、生徒のみなさんのそうした権利が十分に保障されているとは言えない状況にあるのではないかと心配しています。

アンケート調査の結果を受け、子どもの権利擁護委員は、生徒のみなさんの安全・安心について特に心配な状態にあると思われる高校3校を訪問して、また1校については電話で、先生方に状況の確認を行うとともに、必要な改修を行っていただくことをお願いしました。そのなかで今年度末までに実習室のエアコンの設置が進められていることや、すでにエレベーターの改修が行われたことを確認できました。その一方で、生徒だけでなく教職員からの強い要望がありながら、一部トイレの改修や体育館へのエアコン設置などについて見通しが立っていないこともわかりました。また、学校訪問の際に、アンケート調査への回答では書かれていませんでしたが、非常に危険と思われる場所も見つかりました。

なごもっかとして、アンケートで寄せられた生徒のみなさんの声を教育委員会にしっかりと伝え、市立高校の施設・設備の安全・安心を確保するための対応をより早く進めてもらえるよう強く求めています。今後の教育委員会とのやりとりなどはなごもっかのwebサイトにてお知らせします。

※アンケート結果についてはこちらの2次元コードからご覧ください



【問い合わせ】 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか
フリーダイヤル 0120-874-994



(2) 教員による不適切対応に関する問題

2020(令和2)年度から、活動報告書において、「相談から見てきた課題」や「特に注意すべき相談」として、毎年教員による不適切な指導や対応を取り上げてきました。これまでの相談件数は以下の通りです。

.....

2020(令和2)年度:教職員の暴言に関する相談27件、体罰に関する相談6件、
体罰の可能性のある相談2件

2021(令和3)年度:不適切な対応に関する相談35件

2022(令和4)年度:不適切な対応に関する相談16件

2023(令和5)年度:不適切な対応に関する相談46件

2024(令和6)年度:不適切な対応に関する相談38件

.....

2025(令和7)年度は、教職員の対応が主訴とされた63件のうち、不適切対応の相談は38件でした。また、不適切対応のうち5件が特別支援学級の相談でした。新規相談ではありませんが、継続相談の経過の中で特別支援学級での教員の不適切対応が発覚したものが1件ありました。したがって、39件の相談を受け、うち6件が特別支援学級の相談ということになります。学校別では、幼稚園が5件、小学校が20件、中学校が7件、高校が7件で、うち幼稚園5件、小学校2件、高校5件が私立学校の相談でした。初回が子どもからの相談は6件でしたが、初回は保護者からの相談であっても子どもと直接話せたものが9件でした。このうち、学校から情報収集等を行ったものは10件です。

具体的な内容としては、「てめえ!何も言わんのか!」などと言われる(中学校)、罰として30分程度立たせたり腕を引っ張る(小学校)、給食を無理やり食べさせられ、嘔吐しても責められる(小学校)、席を立つ子に無言で机を蹴ったり、大声で怒鳴り、聞いているだけで怖くて学校に行きたくない(小学校)、生徒を泣かせるまで異常に怒ったり、体調が悪くても無理やり体育をやらされる(小学校)、言い分を聞かず、一方的に悪いと決めつけられた(小学校)、「クソ」「このバカ」「うざい」などと言われ、大声で怒鳴られる(小学校)などがありました。大声で怒鳴る、感情的な言動で指導する、児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分のまま思い込みで指導するという行為は、文部科学省の生徒指導提要改訂版でも不適切指導として例示されている言動で、子どもの権利を侵害する行為です。

特に課題と考えられるのは、特別支援学級での対応です。適切な支援が受けられない、合理的配慮を求めても対応してもらえないのにできないことを責められる、無視される、「お前」「てめえ」などと言われるなど、障害がある子への支援ではなく、怖がらせるような対応がなされている状況が複数の学校で確認されました。

このように、これらの相談の中には、文部科学省が発行する生徒指導提要改訂版において不適切指導とされるようなものや、子どもの尊厳を侵害するものなど、子どもの権利の観点から見過ごすことができないものが含まれます。相談である以上、子どもや保護者などの一方的なとらえ方である場合もありますが、実際に深刻な権利侵害が起きていること

が確認できたものもありました。また、相談機関に相談ができる人はごく一部と考えられるため、教職員の対応によって傷つき、学校が安心できない場と感じたり、大人への不信感を抱く子どもたちは、この何倍から何十倍も多いと考えられます。

擁護委員は、この5年間、活動報告書において相談にあった具体的な言動などを示し、学校の自律的な改善及び教育委員会の制度的な対応を求めてきました。また、必要と判断した場合には、当該学校において情報収集等の活動を行い、改善のための対話を重ねてきました。しかしながら、相談が減少する傾向はみられず、子どもの権利侵害が疑われる相談が続いています。そのため、私たちは、数年前から専門調査員に依頼して発意前調査として他の自治体の状況や名古屋市の抱える課題などを調査してきました。それらの結果、これ以上子どもの権利侵害が起きないように、個別の教員の問題として対応するのではなく、制度的な改善が必要と判断し、2025（令和7）年1月に発意を行い、この課題に取り組むこととしました。これまでに、教育委員会に書類提出や説明を求め、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう対話を重ねてきましたが、残念ながら、まだ課題が解消される状況にはありません。

また、特別支援学級の不適切な対応は深刻で、SOSを出すことが難しい特別支援学級に在籍する子どもたちに二次障害が生じていないか特に危機感を抱いています。

なお、本件発意は、名古屋市教育委員会に対するもので、私立学校は対象外です。しかし、私立学校の教職員による不適切対応の相談も毎年あり、深刻なものも含まれます。こちらも今後の課題です。

（3） 高校入学試験における合理的配慮に関する問題

2024（令和6）年度、なごもっかには、ディスレクシア（限局性学習症）の特徴をもつ子どもから、私立高校入試における合理的配慮に関する相談が複数寄せられました。「人より読むのに時間がかかる」として、入試時の配慮を高校に求めたものの、対応を断られたというものでした。入試は、子どもにとって今後の進路を左右する可能性のある重要な機会です。私たちは、子どもが少しでも安心して自分の力を発揮できるようにしたいと考え、志望校であった高校や、子どもが在籍していた中学校に働きかけを行いました。その結果、受験時に一定の配慮がなされるに至りました。しかしながら、このような相談は氷山の一角に過ぎない可能性があり、入試における合理的配慮について同様の困難を抱えている子どもが他にも多く存在すると推測されました。こうした問題意識から、2025（令和7）年度に、擁護委員の発意により本課題に取り組むこととしました。

ここで合理的配慮とは、障害などによって生じる困難を取り除き、誰もが平等に機会を得られるようにするための対応を指します。2024（令和6）年度からは、障害者差別解消法により、民間事業者を含むすべての事業者に対して、合理的配慮の提供が義務化されました。これにより、障害のある人からの申し出に対して、事業者は過度な負担とならない範囲で、物理的・制度的な障壁を取り除くための「建設的対話」と柔軟な対応が求められることとなりました。

愛知県の高校入試に関して言えば、公立入試においては、愛知県教育委員会が「障害等のある志願者に対する受検上の配慮について」という文書を公表し、どのような方法で合理的配慮の申請をすればいいかが説明されています。では、民間事業者である私立学校においては、どのような対応がなされているのでしょうか。愛知県内の私立中学校および私立高等学校によって構成される団体である愛知県私学協会に聞き取りを行ったところ、合理的配慮に関する案内や実施については、各学校の自主的な判断に委ねられているとのことでした。しかしながら、2024（令和6）年度に子どもから寄せられた相談内容を踏まえると、このような自主性が、結果として合理的配慮の実施にとってマイナスに働いている可能性があると考えられます。幸い、私学協会の会長に同様の問題意識を共有していただくことができ、その結果、私学協会が開催する校長会において合理的配慮に関する説明と、各私立学校を対象に、入試における合理的配慮の状況に関するアンケート調査を依頼・実施する機会を得ることができました。

アンケート調査は、愛知県内の私立高校で一般入試を行っている52校を対象に行われ、24校が回答してくれました（46.2%）。回答のあった24校のうち、2025（令和7）年度入試（2024（令和6）年度実施）において、合理的配慮に関する相談・申請があったのは18校（75.0%）でありました。ただし、学校によって相談件数には大きな差が見られ、一部の学校に相談が集中している実態も明らかになりました。相談を受けた学校では、すべてのケースにおいて関係者との話し合いが行われ、その結果として何らかの合理的配慮が提供されていました。話し合いの相手としては、受験生が在籍する中学校や保護者が中心であり、子ども本人が直接参加するケースは比較的少ない傾向が見られました。

対象となった困難の内容としては、聴覚障害や視覚障害、あるいは病気やけがによる受験上の支障が多く見られました。一方で、自閉スペクトラム症や注意欠如多動症、学習障害といった発達障害に関する相談は比較的少数にとどまっていました。これらの特性は外から把握しにくく、必要な配慮も個別性が高いため、より丁寧な対話と理解が求められる領域であると考えられます。実際に行われた合理的配慮の内容としては、別室での受験や座席の調整といった環境面での対応が多く見られました。また、問題用紙の拡大や補聴器の使用といった支援も行われており、受験生の状況に応じた工夫がなされていることがうかがえました。さらに少数ではありますが、問題文の読み上げやパソコンの使用など、受験方法そのものに関わる配慮も報告されており、個別のニーズに応じた柔軟な対応を試みている高校もあることが確認されました。

一方で、合理的配慮に関する情報提供については十分とはいえない状況が明らかになりました。多くの学校が特別な情報提供を行っておらず、受験生や保護者が事前に必要な情報を得る機会が限られている現状があります。情報が不足していることは、配慮の申請そのものをためらわせる要因にもなり得るため、今後の改善が期待されます。また、自由記述からは、入試においてはできる限りの配慮を行いたいという前向きな姿勢が見られる一方で、入学後に同様の配慮を継続できるかについて不安を感じている学校も少なくないことが分かりました。しかしながら、合理的配慮の提供は法律に基づく責務であり、入学後についても本人との対話を通じて適切に検討していくことが重要です。

2025(令和7)年度から、私学協会のホームページには、「障害等のある志願者に対する受検上の配慮について」という文書が公表されており、相談方法や中学生および保護者への周知方法が示されるに至っています。しかしながら、今回の調査からは、私立高校入試における合理的配慮が一定程度実施されている一方で、その内容や体制には学校間でばらつきがあり、また情報提供のあり方や入学後の支援との連続性といった課題が残されていることが明らかになりました。合理的配慮は、すべての子どもが安心して学びの機会にアクセスするための重要な仕組みです。2026(令和8)年度においても引き続き、子どもや保護者にとってより分かりやすく、利用しやすい仕組みが整えられるよう、働きかけを行っていきたいと考えています。

Ⅱ 相談から見えてきた課題

Ⅰ 「子どもの声を聴くこと」と「子どもの意見表明権」

(1) はじめに

「なごもっか」では、相談を受ける際に「子どもの声を聴くこと」を大切にしています。この「子どもの声を聴く」というのは、子どもから直接話を聴いているときはもちろん、大人と話をしている時にも、その相談の中心にいるのは子どもであり、その「子どもの声」を常に意識しながら話を聴くように心がけています。

それでも、相談を受けている中で、私達は本当に子どもの気持ちを聴くことができているのだろうか、周りの大人の意見で子どもの意見を誘導していたり、大人の解決のイメージを押し付けてしまっていたりしないだろうか戸惑う場面もあります。

そこで、「子どもの声を聴くこと」について、改めて考えてみたいと思います。

(2) 子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）

まず、「子どもの声を聴くこと」は「子どもの意見表明権」という子どもの権利を保障するためにとても大切です。子どもの権利条約第12条では、「子どもの意見表明権（意見を聴かれる子どもの権利）」について定められています。この子どもの意見表明権を保障するためには、単に子どもが意見を言うだけではなく、その意見がきちんと尊重されることが重要です。

また、なごや子どもの権利条例の第7条では、子どもは「主体的に参加する権利」が定められていて、子どもには意見を表明する機会が与えられること、そして子どもの意見が尊重され、意見表明をするために必要な情報提供や支援が受けられることが保障されています。

そして、このような子どもの「意見」とは、必ずしも子どもが相手との対面の場面において「言葉」で表現できた内容にとどまりません。子どもは、「言葉」として表現していなくても、その表情や態度などを含めたあらゆる表現方法で意見表明をしています。さらに、手紙などの文章を書いたり、絵などを描いて表現する場合や、時には、「今は自分の意見を言いたくない」「今はそっとしておいて欲しい」という意見を表明している場合もあるかもしれません。いずれにしても、大人は子どもの様々な意見表明をしっかりと受け止めて、その子どもの声に寄り添うことが大切です。

このような「子どもの声を聴くこと」、そしてその意見を尊重していこうという「子どもの意見表明権」の権利保障の動きは、具体的な法改正にも繋がっています。例えば、児童福祉の分野では、2016（平成28）年に児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることが明確にされ、これを前提に同法第2条においては「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」る旨規定されています。そして、2023（令和4）年の児童福祉法改正では、社会的養護に関わる子どもの養育環境を左右する重大な決定の際の意見聴取等措置義務の導入や「意見表明等支援事

業」という子どもの意見表明権を保障するための具体的な支援が広がっています。

また、司法の分野においても、2013（平成25）年1月1日から家事事件手続法が施行され、家事事件における「子どもの手続代理人」という制度が開始されました。「子どもの手続代理人」は、子ども自身の手続代理人として子どもの気持ちに寄り添います。このような子どもの意向を家事手続の中で尊重し、子どもに対しても手続保障を尽くしていく「子どもの手続代理人」の制度のさらなる活用が全国の家庭裁判所で広がっています。

（3）子どもの意見表明権を保障する 4 つの場面

このように子どもには、「子どもの意見表明権」が保障されています。次に、子どもの意見表明権の保障のために大切なことを、以下のように 4 つの場面に分けて考えてみたいと思います。

① 子どもとの関係構築の場面

まず、子どもの意見表明権を保障するにあたって、その前提として相談を受ける大人の側が子どもの権利に関する理解を深める必要があります。

そして、子どもが自分自身の意見を形成し、或いは意見表明をしていく前段階として、子どもが「自分の意見をもっていい」「自分の気持ちを話して良いんだ」と思える雰囲気づくりや関係性を構築していくことが大切です。このような子どもと大人が関係性を構築していく場面において、子どもが意見表出をしやすいように、大人が子どもの声に耳を傾ける傾聴の姿勢はとても重要です。

② 意見形成支援の場面

次に、子どもはいきなり自分の意見や気持ちを明確に表現できるとは限らないため、時には子ども自身の気持ちを一緒に紐解きながら、意見形成をしていく段階の支援が必要な場面もあります。

「なごもっか」では、子どもが言えたこと（結果）だけを取り扱うわけではなく、子ども自身がどのような気持ちを抱えていて、どのような解決を望んでいるのか、その意見を一緒に考えていく意見形成の場面（プロセス）も、子どもの意見表明権の保障のためにとても大切だと考えています。

この時、大人は、子どもが意見形成をするために必要な情報を提供したり、選択肢を子どもと一緒に考えたりします。しかし、この意見形成支援において、大人は子どもを「大人が一方的に思う解決のイメージ」に誘導したり、大人の意見を子どもに押し付けることが無いように気を付ける必要があります。どうしても、子どものために何とか力になりたいという大人の強い思いで、大人が一方的に思う理想の解決のイメージが先行し過ぎてしまい、子どもの気持ちが置いてけぼりになってしまう場面が生じてしまいます。そんな時は、子ども自身が持っている「解決する力」を信じるように心がけています。子どもの気持ちに寄り添い、伴走をするイメージです。子ども一人一人がそれぞれ違うように、その子が希望する解決のイメージもそれぞれ違います。大人は、十分に時間をかけてその子どもの声に傾聴し、子ど

もが意見をまとめる手助けをすることが大切です。

「なごもっか」では、情報収集等の活動に入る場合には、原則としてその活動を行う前に擁護委員が子どもとの面談を実施します。この擁護委員面談も子どもの意見形成支援の大切な機会だと考えています。

③ 意見表明を行う(伝える)場面

続いて、実際に子どもが意見表明を行う場面について考えてみます。

「なごもっか」では、実際に子どもが学校や親などの周りの大人に自分の意見や気持ちを伝えるための支援も行います。これまで「なごもっか」が意見表明の支援を行った例として以下のような方法がありました。

- i 子ども自身が大人と対面して、自分の言葉で大人に意見表明する場面に付き添う
- ii 子ども自身が自分の言葉を手紙などの文面に表現して、それを大人に届けるお手伝いをする
- iii 子どもが大人に聞きたい質問を代わりに「なごもっか」が質問して、その回答を子どもに報告する
- iv 子ども自身の意見や伝えたい気持ちを「なごもっか」が聴いて、それを代弁して大人に伝える

もちろん、上記の例は、意見表明の一例にすぎません。どの方法が一番良いということではなく、その子どもの希望する一番の表現方法を一緒に考えていくことが大切です。

仮に、大人が子どもの意見を代弁する場合、あらかじめ子どもとしっかり相談した上で、誰に、どのように、どこまでの範囲の内容を伝えるのか(伝えてほしくない内容があるのか)等、子どもの意見をしっかりと聴いた上で、同意を得ておくことが大切です。

④ その後の対応の場面

最後に、子どもが自分の意見を表現したその後の対応の場面について考えてみます。

なごや子どもの権利条例7条では、子どもは「意見を表明する機会が与えられること」に加えて、「自分たちの意見を尊重されること」が定められています。

実際に子どもの意見が相手に届き、その希望が実現して解決に至ることができるのであればそれは理想的な解決かもしれませんが、必ずしも子どもの意見が全て叶うわけではありません。

しかしながら、子どもの意見とは違う結論になる場合であっても、その判断結果や判断理由をしっかりと子どもへフィードバックする手続も、子どもの意見表明権の保障のためにとても大切です。大人は、子どもの意見表明をどのように受け止めて、どのように判断し、どのように行動したのか、しっかりと子どもに説明を果たす責任があります。

このように、子どもの意見表明を受けて、大人がしっかりと子どもの意見に向き合い、子どもに返答をしていくことも「子どもの声を聴く」という大切な権利保障の一つです。

(4) 子どもの主体性を尊重する

子どもの意見表明権の保障のために大切なことを、4つの場面に分けて考えてみました。

いずれの場面においても、「子どもの声を聴く」ことが大切であることがよくわかりました。そして、「子どもの声を聴くこと」は、「子どもの主体性を尊重する」という意味とも重なるのだと思います。

「なごもっか」が相談を受けているどの場面においても、子ども一人一人が主体性をもった個人として尊重し、その声（意見）に耳を傾け、子どもと共に問題の解決に向けて考え、取り組んでいきます。大人は子ども（の意見）を常に中心において、その周りから子どもを支援する輪を構築していくイメージです。「子どもの主体性を尊重する」ことを忘れなければ、大人の意見だけが先行して、子どもの意見が置いてけぼりになることも防ぐことができるのだと思います。

このように、「子どもの声を聴くこと」は、「子どもの意見表明権」の保障のためにとても大切であり、そのことは同時に「子どもの主体性を尊重すること」にも繋がります。「なごもっか」では、引き続き一人一人の「子どもの声を聴くこと」を大切にしていきたいと思います。

最後に、「なごもっか」において、「子どもの声を聴くこと」を大切にし、心がけてきた結果として、元相談者の方から嬉しい感想の声が届きましたので、本報告書のコラム（p.78～79を参照）で紹介させていただきました。是非ご覧ください。

2 なごもっかにおける「勧告」の考え方

（1）「勧告」という制度

なごもっかを運営する擁護委員には、子どもの権利を守るために他機関に対して「勧告」や「要請」を行うという強い権限があります。これらは、擁護委員条例第15条に次のように規定されています。

第15条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。

3 第1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

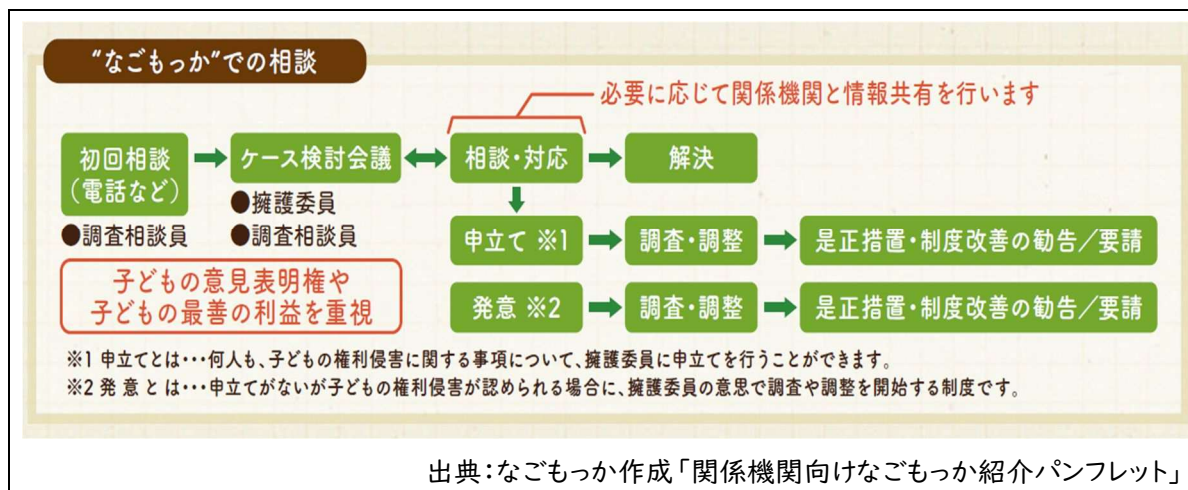
（※下線部は筆者による強調）

調査や調整の結果、市の機関に対しては勧告を、市の機関以外に対しては要請をすることができるというものです。「勧告または要請を受けた者は、これを尊重しなければならない」（第15条第3項）ことも規定されています。

その上で、勧告や要請をされた機関は、60日以内に擁護委員に対して是正等の措置又は改善の状況を報告しなければなりません（第16条第2項）。さらに、必要がある場合は、擁護委員による再調査や再勧告をすることができます（第17条）。また、これらの内容は、必要に応じて公表することができる/しなければならない（第18条）と定められています。

(2) 勧告や要請の考え方

擁護委員は、子どもの権利に関する申立てがあった際や子どもの権利が侵害されていると思われる場合は、まずは調査を実施します（※下図「“なごもっか”での相談」参照）。申立てや相談がなくとも、子どもの権利侵害が疑われる場合は、擁護委員の合意に基づく決定による「発意」を行い、調査を実施します。



調査の過程では、子どもの権利が守られていないと思われる状況がある場合は、「どうしたらその状況が改善されるか」、「子どもの最善の利益に近づくためには何ができるのか」ということを調査対象機関の事情を聴かせていただきながら、ともにできることを粘り強く話し合うことを大切にしています。これを「調整」と呼びます。なごもっかは、権限に基づいて一方的に改善を求めることよりも、対話を通じた協働による問題解決を重視しているからです。そのため特定の機関に対して、勧告や要請がある日突然なされるということは想定されません。2020（令和2）年1月になごもっかが開設されて以来、要請は1件行いましたが、勧告はいずれの機関にも行っていません。

さらに、擁護委員条例では、「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない」（第11条）とも規定されています。これまで、勧告を行っていないのは、なごもっかと関係機関との対話や調整によって、関係機関が子どもの権利を守るよう制度や支援の実践を自律的に改善してこられたという経緯があります。これこそ、「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保する」（第1条）という目的だと擁護委員は考えています。

(3) 勧告や要請を行う時

それでは、なごもっか開設以来、子どもの権利が脅かされる状況がすべて改善したのかと問われると、目的からはまだ乖離があると言わざるを得ません。毎年、なごもっかの活動報告書には、「教員による不適切と思われる対応」や「障害のある子どもの学校における権利保障」といったトピックスを「相談から見えてきた課題」として記しています。これらにおいては、関係機関と調整を重ねてきても、相談が続いていたり、状況の改善が思わしくない

と擁護委員が考えているものです。いずれも、個別の課題というよりは、その集積から、制度上の課題が見えてきています。強調しますが、なごもっかは関係機関との話し合いや調整を基盤として、子どもの権利が守られる状況が自律的に形成されることが望ましいと考えています。しかしながら、それが様々な事情によって十分に機能しない場合には、条例上の権限に基づいて勧告や要請を行い、子どもの権利が守られる状況を形成していくことも、独立した公的第三者機関である子どもの権利擁護委員の重要な務めであると考えています。

Ⅲ 制度改善のための提言等

愛知県子どもの権利条例制定に関する意見書の提出

2026(令和8)年1月16日に、愛知県で検討が進められている「子どもの権利条例」について、子どもの権利保障の観点から、条例の内容及び制度設計に関して、意見書を提出しました。

本意見書では、条例の策定過程における子どもの参加のあり方、具体的な権利の明記の必要性、及び独立した子どもの権利擁護機関の設置と基礎自治体が設置している権利擁護機関との連携の必要性等について提言しました。

2026 年 1 月 16 日

愛知県知事 大村秀章 様

愛知県子ども・子育て会議(愛知県社会福祉審議会児童福祉専門分科会) 御中

名古屋市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 吉住 隆弘

委員 川口 洋誉

同 北川 喜郎

同 谷口由希子

同 間宮 静香

愛知県子どもの権利条例制定に関する意見書

私たちは、子どもの権利を守る文化と社会をつくり、子どもの最善の利益を保障するために制定された名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく名古屋市子どもの権利擁護委員です。現在検討されている愛知県子どもの権利条例について、子どもの権利保障の観点から以下の意見を述べます。

第 1 意見の趣旨

1. 子どもの権利条例制定について子どもの委員を選任し、子どもの委員とともに条例案を策定すること
2. 具体的な子どもの権利を条例に列挙すること
3. 条例に独立した子どもの権利擁護機関の設置を位置づけ、名古屋市子どもの権利擁護委員など基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること

第 2 意見の理由

1. 子どもの委員を選任し、子どもとともに条例案を策定すること

(1) 子どもの意見を聴かれる権利、参加する権利の位置づけ

子どもの権利条例は、子どもの権利を保障し、子どもの権利が守られる社会への変革のためにその必要性が認識され、全国で条例の成立が進んでいます。

子どもは、基本的人権が保障されているにもかかわらず、これまで権利の主体として認識されず、自分に関わることについてもその決定や検討過程の議論に参加することができない状況にありました。子どもの権利条約 12 条では、子どもの意見を聴かれる権利を保障しています。この権利は、子どもの参加する権利、自己決定権及び手続保障の権利でもあると解釈をされています。

これを受け、こども基本法 3 条 3 号及び 4 号では、こども施策の基本理念として、子どもの意見を聴かれる権利を保障し、その意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先されることを求めています。

(2) 子どもの参加する権利の保障

愛知県が制定する子どもの権利条例の制定過程においても、子どもの参加する権利は重要です。愛知県では条例に関して子どもに意見を聴くワークショップを 12 月に開催されたようですが、この 1 回のみの意見聴取であるならば、ロジャー・ハートの「参画のはしご」の「形だけの参画」になりかねません（「子どもの参画」萌文社、2000 年、41-56 頁）。これは、非参画の段階と評価されており、子どもの参加する権利が保障されているとは言えません。例えば、条例案について子どもたちが意見を出してつくる、前文を子どもたちの言葉でつくるなど、豊田市、世田谷区、福岡県那珂川市など他の自治体では子どもの参加する権利を保障する形での条例制定がなされ、子どもの意見聴取や反映方法について具体的な情報も公開されていますので、先行自治体の実践を活かした子ども参加を検討してください。

子どもの参加する権利を保障しながら子どもの権利条例を制定するには、子どもとの継続的な対話が必要不可欠です。そのために、子どもの権利条例策定に関わる子どもの委員を募集し、子どもの委員と大人とが対話をしながら子どもとともに条例をつくることを求めます。

これらの子ども参加や子ども委員の選定にあたっては、子ども一人ひとりの置かれている環境や状況に配慮し、多様な背景をもつ子どもたちが幅広く参加できるよう機会の確保に努めてください。また、多数派・少数派といった構図が生じ、子ども同士の分断が生まれることのないよう、十分に留意してください。

2. 具体的な子どもの権利を条例に列挙すること

(1) 権利記載の必要性

子どもの権利条約 42 条では、子どもの権利条約を子どもや大人に知らせる義務が締約国に課されています。こども基本法 15 条でも、こども基本法及び子どもの権利条約の趣旨及び内容について、国民に周知を図ることとされています。

子どもの権利条例によって権利を知り、行使するのは子どもたちです。また、子どもの権利を保障する義務があるのは自治体を含む大人たちですが、その大人たちも子どもの権利を知らない現状があります。こども家庭庁が公表した「児童の権利に関する条約の認知度調査（簡易版）令和 7 年 3 月」

によると、子どもの権利条約の内容をよく知っている大人は 3.7%、内容を少し知っている大人は 13.1%しかおらず、このままでは子どもの権利を保障することができません。子どもが権利を知り、大人が子どもの権利を保障するには、子どもにどのような権利があるのかを条例の中で明示する必要があります。具体的な権利の規定（「権利カタログ」と言います）のない自治体では、「子どもの権利を尊重します」と子どもに啓発しながら、どのような具体的な権利があるかを示すことができていません。それでは、子どもも大人も具体的にどのように子どもの権利を保障すればよいのか知ることはできません。したがって、子どもの権利条例に権利カタログは必要です。

（2）地域における違い

子どもの権利条約の条文の一部を権利カタログに利用するという選択もありえますが、自治体が子どもの権利条例をもつことの意味のひとつに、その自治体の実情に応じた子どもの権利保障が可能となるということがあります。特に学校教育分野は各教育委員会が条件整備を行うこともあり、自治体によって大きな違いがあります。また、愛知県内であっても都市部か地方部では課題となる子どもの権利が異なる場合もあります。

そのため、愛知県の子どもたちにとって必要な子どもの権利を、愛知県に住んでいる子どもの声を聴きながら条例に列挙することが、子どもの権利保障の観点からも必要です。

3. 条例に子どもの権利擁護機関の設置を位置づけ、名古屋市子どもの権利擁護委員など基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること

（1）権利擁護機関設置の必要性

子どもの権利を保障する社会にするためには、独立した子どもの権利擁護機関の設置は不可欠です。子どもに権利がある、保障すると条例で伝えながら、権利が侵害された場合の救済手段をもたないことは無責任と言わざるをえません。国連子どもの権利委員会も一般的意見 2 号で子どもの権利を保障する社会とするために子どもの権利擁護機関の設置を求めるとともに、日本に対する総括所見においても、権利擁護機関の設置が勧告されています。

日本弁護士連合会も、2024 年 10 月に愛知県知事に対し、「子どもの権利条約を踏まえ、子どもの権利保障のために、地方公共団体の子どもの相談救済機関及び国の子どもの権利に関する政府から独立した人権機関の設置推進を求める意見書」を提出しており、その必要性は意見書からも明らかです。

実際に、都道府県単位においても少なくとも既に 5 県が子どもの権利擁護機関を設置しており、うち、埼玉県、山梨県、滋賀県は専用の相談窓口を開設し、対応を行っています。

（2）愛知県で子どもの権利擁護機関を設置する必要性

現在、愛知県内の基礎自治体のうち、子どもの権利擁護機関を条例上設置しているのは 8 自治体ですが、独立した専門の相談室をもって稼働しているのは、豊田市及び名古屋市のみです。

名古屋市は、数多くの子どもに関する相談窓口を設置していますが、それでも子どもの権利相談室「なごもっか」には、2024 年度は初回の相談が 434 件あり、その約半数の相談は子どもからです（2024 年度延べ相談件数は 3600 件）。それらの相談を蓄積した結果必要な事項については擁護委員による発意を行い、制度を改善し、子どもの権利が保障される社会になるよう働きかけています。県の所管である県立高校に関する相談や、県が監督権限を持つ私立学校での人権侵害の相談も

少なくありません。例えば、2024 年度に申立てを受けた私立高等学校入試において合理的配慮を拒否されたという事例がありました（名古屋市子どもの権利擁護委員「2024 年度名古屋市子どもの権利相談室なごもっか活動報告書」20-21 頁）。私たちは愛知県私学振興課にも働きかけましたが、県に対する条例上の強制的な根拠を持たない私たちは、十分な対応をしてもらうことはできませんでした。また、申立人が合理的配慮を求めた学校のうち 1 校は名古屋市外の私立高校でしたが、配慮を求めた名古屋市内の私立高校に比して、合理的配慮が不十分な結果となりました。

名古屋市及び豊田市以外の自治体に居住している子ども、また名古屋市や豊田市在住の子どもであっても、市外の学校に通って権利侵害が生じた場合や県の施設で権利侵害が生じた場合、基礎自治体の権利擁護機関では十分な対応ができません。住む場所、通う場所によって人権侵害が起きても救済されないというのは、子どもの権利を保障する上で不平等であるといえます。子どもからの相談を受け、救済及び制度改善を行っている立場から、愛知県の条例で定めた子どもの権利擁護機関の設置を強く求めます。

（3）設置において必要な制度設計

子どもの権利擁護機関が、社会における子どもの権利を促進するためには、中核的機能として①個別救済機能、②制度改善機能、③広報啓発機能が発揮できる活動が条例上制定されることが必要です。また、制度改善機能を発揮する補助的機能として、モニタリング機能及び情報収集機能を行う活動が規定されなければなりません。

また、子どもたちからの相談を受けるためには、行政の他の相談窓口とは別に、守秘義務が厳守される第三者機関としての専用の相談窓口の開設は必要不可欠です。そのための人員確保と予算も必要となります。

それらに加え、上述のように、管轄が県であっても、子どもたちからの相談は、基礎自治体の権利擁護機関にくる場合もあります。したがって、県の子どもの権利擁護機関と基礎自治体の権利擁護機関との連携をとれるような制度設計がなされることを望みます。

（4）子どもの権利保障に向けた連携について

愛知県がこれから条例策定や制度設計を進めていくにあたり、参考になるのであれば名古屋市子どもの権利擁護委員から名古屋市子どもの権利擁護機関の概要やこれまでの活動内容、活動と条例との関係などを説明させていただくことも可能です。あわせて、設置の前及び設置後に、子どもの権利保障を実現する仲間として、連携の在り方について、ともに学び合い、定期的な意見交換の機会を設定いただきたいと思います。

IV 広報・啓発活動

擁護委員条例では、子どもの権利を守る文化及び社会を実現するため、擁護委員の所掌事務として第3条第4号に「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと」と定めています。

I 配付物等を活用した広報活動 ※資料の縮小版をp.40以降に掲載しています。

(1) 機関紙「なごもっか通信」

子どもに子どもの権利相談室「なごもっか」のこと、子どもの権利に関することを知ってもらえるよう、幅広く配付しました。

○配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校・保育所・幼稚園等

○配付時期：【第13号】2025（令和7）年6月 【第14号】2026（令和8）年1月

(2) カード

子どもが気軽に持ち歩くことができるよう、携帯用のカードを配付しました。

○配付対象：市内の小学校・中学校・高校・特別支援学校・生涯学習センター・図書館等

○配付時期：2025（令和7）年5月、10月

加えて、市内のコンビニエンスストアや調剤薬局等でも配布しました。

(3) リーフレット

リーフレットを作成し、配布しています。学年・年齢で区別せず、自分にあったものを選択できるように、ふりがな有り版・ふりがな無し版の2種を作成するとともに、外国語版として、英語・中国語・タガログ語・ベトナム語・ネパール語・ポルトガル語・韓国語・スペイン語についても用意しています。

○配布場所：市の関係機関等

(4) 「なごもんレター」

子どもが相談しやすいように、「なごもっか」に相談したいことを書いて、折りたたんで糊付けしてそのまま手紙として送ることができます。権利学習などの訪問先や児童館等で配布しています。

2025（令和7）年度には、レター立てを製作し、児童館や図書館等に配架依頼をしました。また、小学校1校において、放送委員長の子供にお昼の放送で「なごもっか」や「なごもんレター」について案内をしてもらい、全児童に配付するという取り組みを実施しました。

(5) 関係機関向けリーフレット

学校や保育所・幼稚園、学童・トワイライトスクールなど、子どもにかかわる大人に「なごもっか」や子どもの権利について理解を深めてもらうためのリーフレットを作成、配付しています。

(6) その他

オリジナルの折り紙やシール、しおりをはじめとする各種グッズを作製し、広報・啓発活動に活用しています。

2 各種広報媒体を活用した広報活動

(1) 「なごもっか」公式ウェブサイト

「なごもっか」や子どもの権利について、たくさんの人に知ってもらえるように、2024（令和6）年3月に子ども向けウェブサイトを開きました。悩んだときは、「なごもっか」という相談できる場所があることや、子どもの権利について子どもの皆さんに知ってもらえるよう、「くわしい版」と「やさしい版」、「てつなぎなごもんずの部屋」を設けています。

2026（令和8）年2月からは、新たに「おとな版」を開設し、総合的に子どもの権利保障についての情報提供の充実を図りました。

また、定期的に擁護委員と相談員が、子どもの権利や「なごもっか」の様子などを『「なごもっか」のつぶやき』として掲載しています。

<<https://nagomokka.city.nagoya.jp>>



(2) アニメ動画

2024（令和6）年度、名古屋市立若宮商業高等学校の課題研究「ビジネスアニメ」の授業で、子どもの権利や「なごもっか」を紹介するアニメ動画（4作品）を制作してもらいました。

2025（令和7）年度も、4作品のアニメ動画を制作してもらい、あわせて8作品を「なごもっか」公式ウェブサイトに掲載しています。なお、制作にあたっては、子どもの権利や「なごもっか」についても理解を深めてもらうため、授業の導入として「なごもっか」の見学と権利学習も実施しました。

<<https://nagomokka.city.nagoya.jp/detailed/active/others/>>



(3) 市公式ウェブサイト

「なごもっか」の取り組みや相談方法など基本的な情報や活動等を随時掲載しています。

<<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/shouhi/1016390/1016409.html>>



なごもっか



(4) 公式X

「なごもっか」の活動や子どもの権利についての情報などを配信するため、2020（令和2）年5月に公式Xを開設、情報を発信しています。

アカウント名：名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

@NagomokkaNagoya



(5) YouTube

これまでの「なごもっか」の活動報告についての動画を掲載しています。

<<https://www.youtube.com/@nagomokka/featured>>



(6) 生涯学習課 e- (えー) ねっと*なごや

インターネット講座「e- (えー) ねっと*なごや」の「親学のスズメ」内で、教育委員会生涯学習部生涯学習課と共同で作成した講座「『子どもの権利』ってなんだろう?」の学習コンテンツ動画をご覧いただけます。

<<https://www.youtube.com/watch?v=JlKtIQ84gZs>>



(7) 地下鉄広告

○地下鉄扉ステッカー広告

掲出場所:名古屋市営地下鉄全線

掲出期間:2025(令和7)年12月

3 講演会・研修会等

講演会、各種会議、研修会、ワークショップ等の場に擁護委員等が出向き、講師として子どもの権利に関する普及啓発を行う取組みを実施しております。2025(令和7)年度には、計61件の講演会・研修会等を実施しました。

(1) 子ども対象

子どもを対象とした講演会・研修会等は、以下の表のとおり20件、計1,724名以上の子どもを対象に実施しました。

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	参加人数 (申込時点)
1	小学校	春日野小学校6年生向け	小学6年生	粕田委員	7/11	70
2	小学校	ほのか小学校	小学6年生	川口委員	9/12	72
3	小学校	名北小学校5・6年生向け	小学5・6年生	吉住委員	12/4	105
4	小学校	高針小学校5年生向け権利学習	小学5年生	北川委員	12/11	54
5	小学校	極楽小学校5・6年生向け	小学5・6年生	川口委員	2/27	140
6	中学校	高針台中学校1年生向け	中学1年生	吉住委員	6/3	208
7	中学校	桜田中学校	中学1年生	川口委員	6/12	192
8	中学校	八幡中学校1~3年生向け	中学1~3年生	間宮委員	12/1	326

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	参加人数 (申込時点)
9	中学校	中学校 1～3 年生向け	中学 1～3 年生	谷口委員	12/5	330
10	中学校	御幸山中中学校 3 年生向け	中学 3 年生	吉住委員	2/10	217
11	放課後	放課後等デイサービスのとよーび	中学 1～高校 3 年生	川口委員	8/12	10
12	児童 相談所	西部児相一時保護所(1 回目)	入所児童	谷口委員	5/23	-
13	児童 相談所	東部児相一時保護所(1 回目)	入所児童	谷口委員	7/4	-
14	児童 相談所	中央児相一時保護所(1 回目)	入所児童	谷口委員	7/18	-
15	児童 相談所	西部児相一時保護所(2 回目)	入所児童	谷口委員	10/31	-
16	児童 相談所	東部児相一時保護所(2 回目)	入所児童	谷口委員	11/28	-
17	児童 相談所	中央児相一時保護所(2 回目)	入所児童	谷口委員	12/12	-
18	児童 相談所	西部児相一時保護所(3 回目)	入所児童	相談員	2/27	-
19	児童 相談所	中央児相一時保護所(3 回目)	入所児童	相談員	3/6	-
20	児童 相談所	東部児相一時保護所(3 回目)	入所児童	相談員	3/13	-

参加した子どもたちからの主な感想として、以下のような声がありました。

- ・子どもにちゃんと権利があることを初めて知った。
- ・子どもの権利は自分がふと疑問に思った時やよくないなと少し感じた時にも使えることを知り驚き、自分も子どもの権利を持っているので、積極的に使っていこうと思った。
- ・普段苦手な勉強ができなくて、辛かったりするけど、「休んでもいいんだよ」って言うてくれて、安心した。
- ・自分には権利があるから何かを訴える時に心の中で抱え込まないでしっかり主張していきたいと思った。でも相手にも権利はあるので相手の意見もしっかり聞いていきたい。
- ・何か困ったことがあったら、なごもっかに相談してみたいと思った。
- ・なごもっかの「秘密は絶対に守ります」というルールはとても心強いなと思った。

子ども向け権利学習の様子



(2) 大人対象

大人を対象とした講演会・研修会等は、以下の表のとおり 29 件、計 1,683 名以上を対象に実施しました。

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	参加人数 (申込時点)
21	保育	新規事業者等各種ガイドライン研修	職員	間宮委員	4/17	50
22	保育	緑区保育園長会	保育園長	吉住委員	9/30	50
23	幼稚園	私立幼稚園協会園長先生等向け研修	設置者園長等	谷口委員	3/4	50
24	小学校	港西小学校教職員向け研修	教職員	吉住委員	1/8	27
25	小学校	小学校	教職員	川口委員	1/9	21
26	中学校	伊勢山中学校	教職員	粕田委員	7/1	38
27	中学校	鳴海中学校	教職員	吉住委員	8/22	40
28	中学校 高校	愛知中学・高等学校教員向け研修	教職員	間宮委員	11/20	115
29	高校	名古屋西高校 PTA	保護者・ 教職員	間宮委員	11/11	30
30	学校 関係	名古屋市技術・家庭科研究会	職員	谷口委員	7/31	20
31	学校 関係	2年目校(園)長会	2年目校園長	谷口委員	11/18	41
32	教育 関係	教育委員会生涯学習課生涯学習センター職員向け研修	職員	川口委員	8/5	20
33	教育 関係	瑞穂生涯学習センター (市教委生涯学習課)	市民	谷口委員	1/23	50
34	放課後	名東区学童保育指導員会	指導員	粕田委員	6/24	50
35	放課後	放課後職員向け研修	職員	谷口委員	7/1	200
36	施設	乳児院職員向け研修(1回目)	職員	谷口委員	7/24	12
37	施設	名広愛児園職員向け研修(1回目)	職員	谷口委員	9/8	15
38	施設	乳児院職員向け研修(3回目)	職員	谷口委員	9/25	12
39	施設	乳児院職員向け研修(4回目)	職員	谷口委員	10/14	12
40	施設	乳児院職員向け研修(2回目の振替)	職員	谷口委員	11/11	12
41	障害者 支援	天白区障害者自立支援連絡協議会	放課後デイ等	川口委員	1/19	20

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	参加人数 (申込時点)
42	区関連	東区主任児童委員向け研修	主任児童委員	間宮委員	6/6	21
43	区関連	主任児童委員研修(子育て支援課)	主任児童委員	間宮委員	1/29	559
44	区関連	名古屋市民生委員・児童委員連盟 瑞穂区支部 講演会	民生委員・ 児童委員等	谷口委員	1/30	90
45	保健師	新任保健師研修	新任保健師	間宮委員	11/20	10
46	企業	近藤印刷主催企業向け権利学習	企業	間宮委員	10/17	20
47	企業	丸天産業社員向け権利学習	企業	間宮委員	2/2	18
48	企業	FellneFES セミナー&お茶会	企業	間宮委員	3/6	-
49	庁内	子ども青少年局管理職員向け研修	管理職員	粕田委員	8/28	80

参加した方からの主な感想として、以下のような声がありました。

- ・子どもの思いをしっかりと聴くことの大切さがわかった。
- ・子どもとともに考えることを明日から意識していこうと思った。
- ・職員の人間関係が子どもたちの成長に繋がることはわかって
いたが、深く理解できていなかったと気付いた。
- ・様々な人とふれあうことの大切さを念頭におき、いろんな
先生がいてもいいんだと思える職場環境を整えていき
たい。
- ・子ども一人一人と上下関係をつくるのではなく、大人が子
どもの目線に合わせることが大切だなと思った。
- ・働き方改革が進み、職員間で話す機会が減っている。研
修を通して対話ができることはありがたい。

教職員向け研修の様子



(3) 大人対象(教職員向け研修)

2025(令和7)年から、教育委員会事務局と連携し、新たな形式での教職員向けの研修として、事前に動画を視聴し、その後に対話形式にて学校で起こりがちな事例を取り上げ、子どもの権利を尊重した対応について意見交換するという研修を実施しております。

2025(令和7)年度は、以下の表のとおり12件の研修対象を実施しました。

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	アンケート 回答数
50	小学校	春岡小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	吉住委員	7/17	18

No	区 分	講 座 名 称 等	対 象 者	対 応	実施日	アンケート 回答数
51	小学校	滝川小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	谷口委員	7/25	6
52	小学校	陽明小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	間宮委員	7/28	7
53	小学校	穂波小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	川口委員	9/5	12
54	小学校	城西小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	吉住委員	9/18	13
55	小学校	楠西小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	粕田委員	9/18	10
56	小学校	白鳥小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	間宮委員	12/4	19
57	小学校	旭丘小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	北川委員	12/11	14
58	小学校	ほのか小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	谷口委員	12/22	6
59	小学校	牧野小学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	北川委員	1/26	15
60	中学校	笈瀬中学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	間宮委員	10/9	8
61	中学校	桜丘中学校教員研修 (動画視聴後の対話集会)	教職員	吉住委員	11/13	5

参加した方からの主な感想として、以下のような声がありました。

- ・子どもも「一人の人間」であり、「権利の主体」であることが理解できた。
- ・権利と権利がぶつかり合う場面での調整が非常に難しい。
- ・決めつけずに、子どもの話や思いを最後まで丁寧に聞き取り、行動の背景を理解しようと努めていきたい。
- ・子どもが安心して意見を表明できる学級・学校環境を整えることが必要だと学んだ。
- ・子どもの権利を尊重しつつ、適切な指導との両立ができるよう、日頃から意識していきたい。

「なごもっか」では、子どもの権利の普及啓発として、講演やワークショップ等の活動に力を入れています。子ども向け、大人向け、のいずれも対応できます。

ご希望の方は、お気軽に「なごもっか」事務局までお問い合わせください。

一緒に子どもの権利について考え、広めていきましょう。

詳しくは「なごもっか」公式ウェブサイト内の権利学習のページでご案内しています。



「なごもっか」事務局

子ども青少年局子ども未来企画課(分室) TEL:052-211-8071

4 活動報告会

「なごもっか」の活動をより多くの市民に知ってもらうために、毎年、「子ども向け活動報告会」と「大人向け活動報告会」を開催しております。

(1) 子ども向け活動報告会

2025(令和7)年度は、8月に計3回の子ども向け活動報告会を開催しました。各回には運営スタッフとして擁護委員1名と調査相談員等が従事しました。

児童館で開催した報告会では、「あそんで知ろう!子どもの権利!!」と題し、2024(令和6)年度の相談実績やランキング等をクイズ形式で紹介するとともに、輪投げやカルタなどの遊びを取り入れ、子どもが楽しみながら子どもの権利や「なごもっか」について学べるよう工夫して実施しました。

ユースクエアで開催した報告会では、ユースクエアの夏祭りに参加して、内容の企画段階からてつなぎなごもんずと一緒に考え、輪投げやクイズ、気持ちを自由に話せるコーナーなどを実施しました。

① 港児童館

- 実施日:2025(令和7)年8月8日(金)
- 対応:吉住委員・調査相談員
- 参加人数:約10名

② ユースクエア(青少年交流プラザ)

- 実施日:2025(令和7)年8月10日(日)
- 対応:粕田委員・吉住委員・調査相談員・てつなぎなごもんず
- 参加人数:221名(参加賞をお渡しした数)

③ 天白児童館

- 実施日:2025(令和7)年8月28日(木)
- 対応:川口委員・調査相談員
- 参加人数:約20名



名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

子ども向け活動報告会

『あそんで知ろう!子どもの権利!!』

場所: 港児童館 時間: 10:30~12:00

8月8日(金)

なごもっかをクイズで知ろう!

子どもの権利やなごもっかのこと、令和6年度の相談ランキングを子どもの権利擁護委員がわかりやすくお話しします。

あそんで知ろう!子どもの権利!!

子どもの権利やなごもっかのことを楽しく知ってね。

- ★ “輪投げ”であそぼう
- ★ これは『言いたい!!』
- ★ あなたが大切なものって?
- ★ 4つの権利

なごもっか公式ウェブサイトを見てね

なごもっかへの相談は? 子ども専用フリーダイヤル

0120-874-994

お問い合わせ なごもっか事務局(電話:052-211-8071)

(2) 大人向け活動報告会

2025(令和7)年度は、「なごもっか」開設5周年を記念する報告会として、2025(令和7)年8月30日(土)に中区役所ホールにて実施し、158名の参加申込がありました。

子どもの権利セミナーの講師として、女子バレーボール元日本代表でスポーツキャスターとして活躍している益子直美さんをお招きし、厳しい指導を受けて心からスポーツを楽しめなかった自身の経験を教訓に、「監督が怒ってはいけない大会」を主宰するなど、子どもの主体性や気持ちを大切に、子どもたちが失敗を恐れずに挑戦できる環境づくりを目指す取組みについて、講演していただきました。

あわせて、擁護委員より2024(令和6)年度の「なごもっか」の活動について、報告しております。

名古屋市
子どもの権利セミナー

講師 益子 直美さん

「監督が怒ってはいけない大会を開催した理由」
～10年経過しての変化、見えてきたもの～



子どもの権利相談室
なごもっか

令和6年度
活動報告会

参加
無料

定員：450名
(先着順)

令和7年 **8.30** 土
13:30～16:30(開場13:00)

中区役所ホール
名古屋市中区栄四丁目1番8号 地下2階
地下鉄栄駅12番出口より東へ1分

子どもの権利セミナー

講師自身の経験から「子どもにとってスポーツは楽しいと思え、自ら考え行動でき、継続できるような環境にして欲しい」と考え、『監督が怒ってはいけない』というルール的大会を開催されています。子どもの主体性や気持ちを大切にしたい取組みは、子どもの権利を尊重するものであることから、子どもの権利セミナーとして益子直美さんよりご講演いただきます。

講師 益子 直美さん
女子バレーボール元日本代表、財団法人日本スポーツ少年団本部長
現役引退後スポーツキャスターとして活躍する中、2015年から「監督が怒ってはいけない大会」を主催

なごもっか活動報告会

令和6年度における子どもの権利擁護委員の活動を報告します。
※子どもの権利相談室「なごもっか」は、子どもの権利擁護委員が運営する相談室です。

名古屋市の子ども権利擁護委員	吉住 隆弘 (代表委員)
	中京大学心理学部 教授(臨床心理学)
	川口 洋誉 (代表委員代理)
	愛知工業大学基礎教育センター 教授(教育学)
	粕田 陽子
	弁護士/愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員
	谷口 由希子
	名古屋立大学大学院人間文化研究科 准教授(社会福祉学)
	関宮 静香
	弁護士/日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長

主催 名古屋市子どもの権利擁護委員 ※手話通訳・要約筆記あり。その他当日配慮が必要な方は、事前にお問い合わせください。

問合せ 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」事務局 TEL 052-211-8071 FAX 052-211-8072
(子ども青少年子ども未来企画課 分室)

5 子どもに身近な場所での広報・啓発

「なごもっか」をもっと身近に感じてもらえるよう、図書館など子どもが利用する施設に出向き広報・啓発活動に取り組みました。

(1) とだがわこどもランド

○実施日:2025(令和7)年11月1日(土)

○内 容:「なごもっか」や子どもの権利に関するクイズラリー

子どもの権利のお話し会・なごもんお絵描きコーナー

(2) 志段味図書館

○実施日:2026(令和8)年1月17日(土)

○内 容:司書による読み聞かせ会【「ようこそこどものけんりのほん」(白泉社 絵:えがしらみちこ 文:子どもの権利・きもちプロジェクト)】

子どもの権利のお話し会・ゲーム大会【世界の子どもの権利かるた(監修:甲斐田万智子)・なごもん福笑い】

子どもの権利シールの投票・おすすめの本の紹介(12/17~1/22)

(3) ユースクエア(青少年交流プラザ)

○実施日:2026(令和8)年3月15日(日)

○内 容:クイズで子どもの権利と「なごもっか」を知ろう!!

★とだがわこどもランド開園30周年プレ企画★

11月1日子ども111(イイネ)DAY
とだがわこどもランドで
なごもっかといっしょにあそぼう!

●帰ってきた!
子どもの権利クイズラリー

時間:①10:30~12:00 ②13:30~15:00
場所:園内(スタートは本館エントランス)
定員:各回 先着70名

クイズに答えて、子どもの権利やなごもっかのことを楽しく知ってね。
なごもんグッズのプレゼントもあるよ。

●子どもイイネ!
子どもの権利お話し会

時間:14:00~14:30
場所:多目的室

子どもの権利について、
子どもの権利擁護委員が分かりやすくお話しします。
うちの人も参加できます。

●自由に描いてね!
なごもんお絵描きコーナー

時間:13:30~15:00 あなたの大切なものって?
場所:本館エントランス なごもんで描いてみよう。

お問い合せは、なごもっか事務局まで(電話:052-211-8071)

こ けんり しだ みとよかん
子どもの権利相談室なごもっか×志段味図書館

あそ し こ けんり
遊んで知ろう!子どもの権利!

～カルタや福笑い、本の読み聞かせもあるよ!～

日時:1月17日(土)10時~12時
場所:志段味図書館2階集会室(守山区深沢1-101)
対象:子どもならだれでも(うちの人もOK)

プログラム:

- ・10時00分~本の読み聞かせ
- ・10時15分~子どもの権利クイズ
- ・10時30分~カルタ、福笑い遊び

★おえかき、書初コーナーもあるよ。
★好きな時に参加できます。申込やお金はいりません。

なごもんグッズを
プレゼント

こ けんり どうひょう
子どもの権利シール投票

&おすすめの本の紹介もやっています!

期間:12月17日(水)~1月22日(木)
場所:志段味図書館1階児童書スペース
時間:志段味図書館がやっている時間

火~土(祝日をのぞく):午前9時30分~午後7時
日・祝日:午前9時30分~午後5時
年末年始のお休み:12月29日(月)~1月8日(木)

お問い合せは、なごもっか事務局まで(TEL:052-211-8071)

6 視察等の受入れ

「なごもっか」では、子どもの権利の普及啓発や国内における子どもの権利擁護機関設置推進を目的に、子どもや他の自治体などからの視察等の依頼に対応しています。

2025(令和7)年度は、盛岡市議会、豊橋市等の13の自治体等の視察等がありました。加えて、子どもの権利に関する学習・研究のため、高校生1名や大学生1名の見学についても対応いたしました。

第13号(小学生版)

なつやすみ あ い

夏休み、なごもっかがみなさんに会いに行きます！

子どもの権利を楽しむイベントをやります。なごもっかの活動報告もあるよ。

児童館に行きますよ

● 港兒童館 (港区立東町7-28)

8月8日(金) 午前1時30分～午後0時00分

● 天谷兒童館 (天谷元花場5-1801)

8月28日(木) 午後1時00分～午後2時00分

ユースクエア夏祭りになごもっかブースを出しますか

● 青少年交流プラザユースクエア (北区柳原3-6-8)

8月10日(日) 午後1時00分～午後5時00分

くわしくは、なごもっか公式ウェブサイトでお知らせします。

お問合せ先: なごもっか事務局 (TEL: 052-211-8071)

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、

なごもっかに相談してみませんか

はなし **話を聞きます**

電話で

ファックスで

会って

手紙で

※相談にお金はかかりません

※公衆電話は、終了後に料金がかかります

手でも無料 0120-874-994

おとな用 052-211-8640

ファックス 052-211-8072

〒461-0005 東区東横丁1丁目13番号
NKK 名古屋相談センタービル6階

相談の方法は
なごもっか公式ウェブサイト

会う約束はLINEで
できます!

友だち追加はこちら

相談時間

月: 午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)

火・水: 午前11時～午後9時 (受付は午後8時30分まで)

土: 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)

秘密は守ります。

あなたがいいたい言わなければ、
なごもっか以外の人(お父さん、
学校など)には相談内容を
伝えません。

なごもっか公式ウェブサイト

「てつなぎなごもんずの部屋」ができました！

てつなぎなごもんずの部屋では、こんなことを見ることが出来ます。

☆ てつなぎなごもんずの作品

☆ 今年の活動予定

☆ 会員登録フォーム

てつなぎなごもんずの部屋

なごもっかからの挑戦状★

Q. てつなぎなごもんずの作品はいつくらいまでしよう?

① 1作品 ② 5作品

③ 9作品 ④ 13作品

ヒントは「てつなぎなごもんずの部屋」にあるよ★

てつなぎなごもんずは、なごもっかと一緒に活動
してくれ仲間たちです。

登録すると「なごもんのキーホルダー」をプレゼント!

なごもんの部屋フォームから、いつでも登録できます。

あなたもなごもっかに活動しませんか?

このコーナーは「音ラコード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォンなどで、
音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

おさがあつていたのの中から抽選で
100名に「なごもんのグッズ」をプレゼント!!

こちらから答えを送ってね

【8月8日(金)締め切り】

答えはめい切のうちに
なごもっか公式ウェブサイトへ発表しよう。

夏休み、なごもっかがみなさんに会いに行きます！

子どもの権利を楽しく学べるイベントをやります。なごもっかの活動報告もあるよ。

児童館に行きますよ

- 港見児童館 (港区京町 7-28)
- 8月8日 (金) 午前10時30分～午後0時00分
- 天白児童館 (天白区池端 5-1801)
- 8月28日 (木) 午後1時00分～午後2時00分

ユースクエアの夏祭りに出展します

- 青少年交流プラザユースクエア (北区柳原 3-6-8)
- 8月10日 (日) 午後1時00分～午後5時00分

くわしくは、なごもっか公式ウェブサイトでお知らせします。

お問合せ先 なごもっか事務局 (TEL:052-211-8071)

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、 なごもっかに相談してみませんか

相談の方法は

なごもっか公式ウェブサイト⇒

話を聞きます

⇒ 相談にお金はいりません

電話で

公衆電話は、終了していません

子ども専用 0120-874-994

お急ぎ用 052-211-8640

子どもが困ったとき、相談先としてぜひ、大人数の場でも大丈夫

フックスで

会って

手紙で

052-211-8072

フックス

U461-0005 東区東原一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6F
〒460-0834 名古屋市中区東原一丁目13番3号
※フックス利用の際は、相談先として必ずお申し込みください。

LINEから直接予約も
できますよ。友だち追加は
こちらから

秘密は守ります。

あなたの同意がなければ、
なごもっか以外の人 (保護者、
学校、その他) には
相談内容を伝えません。

【相談時間】

- 月: 午前 11 時～午後 7 時 (受付は午後 6 時 30 分まで)
- 火・水: 午前 11 時～午後 9 時 (受付は午後 8 時 30 分まで)
- 土: 午前 11 時～午後 5 時 (受付は午後 3 時 30 分まで)

なごもっか公式ウェブサイトに

「てつなぎなごもんずの部屋」ができました！

てつなぎなごもんずの部屋は、こんなことを見ることができず。

- ♪ てつなぎなごもんずの作品
- ♪ 今後の活動予定
- ♪ 会員登録フォーム

てつなぎなごもんずの部屋

てつなぎなごもんずは、なごもっかと一緒に活動
してくれる仲間たちです。

- 登録すると「なごもんずのキーホルダー」をプレゼント!
- 会員登録フォームから、いつでも登録できます。
- あなたもなごもっかと活動しませんか?

なごもっかからの挑戦★

Q.「子どもの権利条約」が明確にしたことは何でしょうか?

- ① 子どもが大人と同じ考えをもつてあること
- ② 子どもは守られるだけの存在であること
- ③ 子どもが権利の主体であること

ヒントは「てつなぎなごもんずの部屋」にあるよ

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォンで、
青色の「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

正解者の中から抽選で 100 名に
なごもっかグッズをプレゼント!!
こちらから答えを送ってね

- 【8月8日 (金) 締め切り】
- ※18歳未満の中学生の後に
なごもっか公式ウェブサイトが発表します。

第14号(やさしい版)

2026年1月 第14号
やさしい版

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

なごもっかマスコット
キャラクター なごもん

なごもっか通信
なごもっかマスコット
キャラクター なごもん

2024 (令和6) 年度

なごもっかの活動を報告します

子どもからの新しい相談は、203件ありました。
そのうち、電話：188件（面談、手紙など：15件）

子どもからの相談ランキング

- 1 友だちや他の人とのこと
(例：友だちとけんかしちゃった)
- 2 家族のこと
(例：ほめてもらえない)
- 3 先生のこと
(例：学校に行きたくない、先生が怖い)

なごもっかに一人で話をすると不安なまま、大人から説明してもらって、あなたのお話をあとから聞くこともできます。あなたの気持ちを直接聞くことを大事にしたいです。

いろいろな子どもが相談してくれています

- ・小学校低学年(1～3年生)：50件
- ・高学年(4～6年生)：55件
- ・中学校1～3年生：56件
- ・高校1～3年生：26件

うまく話さなくてもいいよ

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか？

会約案はLINEでできます！
友だち追加はこちら

相談の方法はなごもっか公式ウェブサイト

秘密は守ります。
あなたがいいと言えなければ、なごもっか以外の人(お家の人、学校など)には相談内容を伝えません。

【相談時間】
月：午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・木：午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)
土：午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォン等により、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

第14号(中学生・高校生・保護者版)

2026年1月 第14号
中学生・高校生・保護者版

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

名古屋市
子どもの権利相談室

なごもっか

なごもっかマスコット
キャラクター なごもん

なごもっか通信
なごもっかマスコット
キャラクター なごもん

2024 (令和6) 年度

なごもっかの活動を報告します

子どもからの新しい相談は、203件ありました。
そのうち、電話：188件（面談、手紙など：15件）

子どもからの相談ランキング

- 1 友だちや他の人との関係
- 2 家族との関係
- 3 教職員の対応

子どもからの相談などをきっかけに、子どもと一緒に、仕組みや決まりを変えてもらう働きかけをしています

例えば…

- 入試の時に、読み書きが苦手な子どもでも受験しやすい方法を考えてもらいました
- 同じ学校の子どもから、同じような相談がいくつもあったので、学校全体の問題として解決を働きかけた結果、学校のルールが見直されました

あなたの声で学校のルールが変わるかも！

あなたも困ったり、悩んだりしたときは、なごもっかに相談してみませんか？

会約案はLINEでできます！
友だち追加はこちら

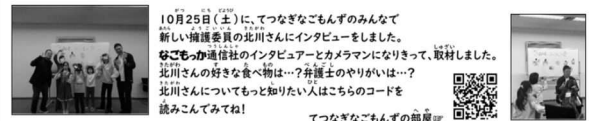
相談の方法はなごもっか公式ウェブサイト

秘密は守ります。
あなたの同意がなければ、なごもっか以外の人(保護者、学校、その他)には相談内容を伝えません。

【相談時間】
月：午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)
火・木：午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)
土：午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

このコードは「音声コード」といい、読み上げ用のアプリをインストールしたスマートフォン等により、音声でこの「なごもっか通信」の内容を確認することができます。

新しい子どもの権利擁護委員 北川 喜郎さん



10月25日(土)に、つなぎなごもんずのみんなで新しい擁護委員の北川さんにインタビューをしました。
なごもっか通信社のインタビューとカメラマンになりきって、取材しました。
北川さんの好きな食べ物は何？ 弁護士としてのやりがいは何？
北川さんについてもっと知りたい人はこちらのコードを読み込んでみてね！



北川さんからひとこと

みなさん、はじめまして！新しく子どもの権利擁護委員になった北川喜郎です。
いつもは弁護士というお仕事をしています。弁護士のお仕事は、だれかの「人権」を守るお仕事です。その人権の中でも、わたしは特に「子どもの権利」にやりがいを感じています。これからは、なごもっかのメンバーとして、子どもを全力で応援できることをとても楽しみにしています。どうぞよろしくお願いします。

つなぎなごもんず なごもっかに参加しました！！

8月10日(日)、ユースクエアなごもっかに なごもっかのブースを出しました。当日までに4回会議を開いてたくさん準備しました。
当日は、200人以上のお客さんがブースに来てくれて、楽しみなが、なごもっかや「子どもの権利」について知ってもらうことができました！



「つなぎなごもんず」って？

なごもっかや「子どもの権利」をみんなに知ってもらうために、なごもっかに一緒に活動してくれる仲間たちのことです。1月現在では116人のメンバーが登録してくれています。名古屋市内に住んでいるか、名古屋市内の学校や仕事場に通っている18歳までの子どもがメンバーになります。



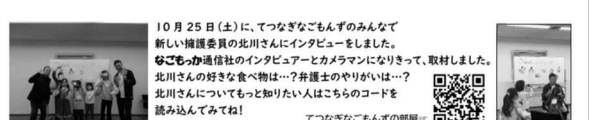
★なごもっかからのお願い★

アンケートご協力をお願いします！
なごもっかには子どもから毎年200件くらいの新しい相談がありますが、もしかしたらまだ、困っていても相談できない子どももいるかもしれないと思っています。なごもっかにもっと相談してもらえるようになりたいので、そのためのアイデアを子どもとみなさんに教えてほしいと思っています。

アンケートに答えてくれた人の中から抽選で100名になごもっかグッズをプレゼント!!
こちらから答えを送ってね!!
【2月6日(金)しめ切り】



新しい子どもの権利擁護委員 北川 喜郎さん



10月25日(土)に、つなぎなごもんずのみんなで新しい擁護委員の北川さんにインタビューをしました。
なごもっか通信社のインタビューとカメラマンになりきって、取材しました。
北川さんの好きな食べ物は何？ 弁護士としてのやりがいは何？
北川さんについてもっと知りたい人はこちらのコードを読み込んでみてね！



北川さんからひとこと

皆さん、はじめまして！新しく子どもの権利擁護委員になった北川喜郎です。
普段は弁護士というお仕事をしています。弁護士のお仕事は、だれかの「人権」を守るお仕事だと思います。その人権の中でも、わたしは特に「子どもの権利」を守るための活動にやりがいを感じています。これからは、なごもっかのメンバーとして子どもを全力で応援できることを、とても楽しみにしています。どうぞよろしくお願いします。

つなぎなごもんず 夏祭りに出展しました！！

8月10日(日)にユースクエア夏祭りに なごもっかのブースを出しました。当日までに4回会議を開いてたくさん準備しました。当日は、200人以上のお客さんがブースを訪れ、楽しみなが、なごもっかや「子どもの権利」について知ってもらうことができました！



「つなぎなごもんず」って？

なごもっかや「子どもの権利」を広く知ってもらうために、なごもっかに一緒に活動してくれる仲間たちのことです。1月現在では116人のメンバーが登録してくれています。名古屋市内に住んでいるか、名古屋市内に通学、通学している18歳までの子どもがメンバーになります。



★なごもっかからのお願い★

アンケートご協力をお願いします！
なごもっかには子どもから毎年200件くらいの新しい相談がありますが、もしかしたらまだ、困っていても相談できない子どももいるかもしれないと思っています。なごもっかにもっと相談してもらえるようになりたいので、そのためのアイデアを子どもとみなさんに教えてほしいと思っています。

アンケートに答えてくれた人の中から抽選で100名になごもっかグッズをプレゼント!!
こちらから答えを送ってね!!
【2月6日(金)しめ切り】



(資料2)リーフレット

①ふりがなあり版

子どもの権利とは?

どの子もおなじ人はいないから、生まれたときから一人一人がたいせつにされる**権利**をもっています。

どんなにちいさなときも、じぶんのきもちがあり、それがたいせつにされることで、**あんしん**してじしんをもって大人になっていくことができます。これから大人になる子どもには「子どもの権利」があるのです。

子どもたちには、

- ①「あんぜんにあんしんして生きる権利」、
- ②「一人一人がたいせつにされる権利」、
- ③「のびのびとゆたかにそだつ権利」、
- ④「じぶんのきもちで さんかする権利」の4つの権利をちゅうしんに、さまざまな権利があります。

(なごや子どもの権利条例)

「なごもっか」とは?

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようがいんがいます。「権利ようご」というのは、**権利をまもる**、といういみです。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも「**子どもの最善の利益**」(その子どもにとって いちばんよいことはなにか)をかんがえています。

みなさんがいけんをいやすように、いっしょにかんがえ、みなさんのきもちをたいせつにして かいけつをめざします。

なごもっか入口 (6階です)

NHK名古屋放送センタービル

相談するには?

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル
☎ 0120-874-994
●電話で 大人用電話番号 052-211-8640
※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAXで ☎ 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
●会って、手紙で (栄駅から徒歩21分を過ぎて3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

曜日	時間	受付時間
月	午前11時～午後7時	(受付は午後6時30分まで)
火	午前11時～午後9時	(受付は午後8時30分まで)
水	午前11時～午後5時	(受付は午後4時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。
※祝日、年末年始を除きます。

ふりがなあり版

名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか

二人で悩まないで、相談してね

「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-874-994

「なごもっか」で検索

「なごもっか」@NagomokkaNagoya

「なごもっか」子ども向けウェブサイト

名古屋公式ウェブサイト

QRコードは「なごもっか」ウェブサイトの登録商標です。

「なごもっか」はどんなことをするの?

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

人に言えないイヤなことがある

学校に行きたくないなあ

仲間にはいれない

このルールおかしくない?

ごはんを食べてもらえない時がある

いじめで悩んでいる

話をきいてくれない

家のことで自分の時間がない

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

電話、FAX、会って、手紙

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます。

調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利ようがいんが関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

解決

どうすればいいかわかった。権利の回復。元気になった。

勧告・要請

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

②ふりがなし版

子どもの権利とは？

人権は、大人だけのものではありません。
すべての子どもは生まれながらにして一人ひとりがええのない存在として大切にされる「権利」があります。
どんなに小さな子どもでも自分の気持ちがあり、それが大切にされることで自分の人生を切り拓いていくことができます。
「なごもっか子どもの権利条例」では、

- 1 安全に安心して生きる権利
- 2 一人一人が尊重される権利
- 3 のびのびと豊かに育つ権利
- 4 主体的に参加する権利

の4つの権利を中心に、様々な子どもの権利があることがうたわれています。

「なごもっか」とは？

子どもの権利相談室「なごもっか」は、「名古屋市子どもの権利擁護委員会」に基づき、子どもの権利を守るための相談室です。
なごもっかを運営する子どもの権利擁護委員は、他のどの機関からも独立して、「子どもの最善の利益」(その子どもにとって一番良いことは何か)を考えながら活動します。
なごもっかはみなさんが自分の意見を言えるように話を聞き、ともに考え、みなさんの気持ちを尊重した解決を目指します。




なごもっか入口 (6階です) NHK名古屋放送センタービル

相談するには？

私たちが皆さんの話を聞きます

調査相談員が対応します。

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994
大人用電話番号 052-211-8640
※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

FAXで 052-211-8072

〒461-0005
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
※会って、手紙で (栄駅からオアシス21を徒歩3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

月 午前11時～午後7時 (受付は午後6時30分まで)
火 午前11時～午後9時 (受付は午後8時30分まで)
水 午前11時～午後5時 (受付は午後4時30分まで)
※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。
※祝日、年末年始を除きます。



名古屋市 子どもの権利相談室

なごもっか

一人で悩まないで、相談してね



子どもの権利相談室 なごもっか
マスコットキャラクター なごもん

「なごもっか」は、子どもの権利を守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル
はなしきくよ
0120-874-994

「なごもっか」で検索 なごもっか

「なごもっか」公式X
@NagomokkaNagoya

LINE公式アカウント
@646npgba

「なごもっか」
子ども向けウェブサイト

名古屋市公式
ウェブサイト

※QRコードは、携帯・スマートフォンでの閲覧用です。

「なごもっか」はどんなことをするの？

たとえば、こんなときは「なごもっか」へ相談してみよう

- 学校に行きたくない
- 人に言えないイヤなことがある
- 仲間にはいれない
- このルールおかしくない？
- 話を聞いてくれない
- ゆっくりする時間が欲しい
- ごはんを食べさせてもらえない時がある
- みんなと違うことはダメなの？
- 家のことで自分の時間がない
- 家にいたくない
- 体罰された
- 嫌なこと言っちゃった
- 部活に行くのがつらい
- いじめで悩んでいる

その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。
「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

ひみつは守ります

本人の同意がなければ、親、学校、その他なごもっか以外の人には相談内容を伝えません。

相談する

電話 FAX
会って 手紙

「なごもっか」の相談室

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞きます

「どんなことができるかな？」
「どうしてほしいかな？」
「どうしたいかな？」

解決

どうすればいいかわかった。
安心した。
権利の回復
元気になった。

調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利擁護委員が関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

(資料3) なごもんレター

料金受取人払郵便
名古屋東局
承認
1041
差出有効期間
2027年8月31日
まで
(切手不要)

4 6 1 - 8 7 9 0
7 3 4

名古屋東区東校1丁目13番3号
NHK名古屋放送センタービル6階
なごもっか 行

なごもっか

手紙相談

★名古屋子どもの権利相談室「なごもっか」は子どもの権利を守る相談室です。

★例えば…
「人に言えないイヤなことがある」
「家のことで自分の時間がない」
「このルール、おかしくない？」
「学校に行きたくないなあ」
「仲間に入れない」
「みんなとちがうのはだめなの？」

★気軽に相談してね。「どうする」といいかを一緒に考えましょう。

秘密は守ります。

※18歳未満(高校在学中の人もふくむ)は相談できます

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

★お金はかかりません。公衆電話からなら、お金が戻ります。

★なごもっか公式ウェブサイト

相談できる曜日と時間

月	午前11時～午後7時 (受付は6時半まで)
火・水	午前11時～午後9時 (受付は8時半まで)
土	午前11時～午後5時 (受付は4時半まで)

※祝日、年末年始を除きます
午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。

名古屋子どもの権利相談室 なごもっか

のりづけ 2

●手紙のおくりかた●

手紙をかいいて、のりづけ①にのりをめる

▼

やまおり①をおる

▼

のりづけ②と③にのりをめる

▼

やまおり②をおる

▼

ポストにいれる

2027年8月31日まで
切手はいらないよ。

マスコットキャラクター
なごもん

のりづけ 2

のりづけ 1

なごもっかからの返事は？ (① ②の中から選んで□をVチェックしてね)

①手紙がほしい

□ 家でいるところに

□ 学校に

□ それ以外の場所に

②電話がほしい

□ あなた以外が電話に出た時

□ なごもっかと名乗ってよい

□ なごもっかと名乗らず電話を切してほしい

月・火・水・木・金・土 / 午前・午後・夕方

のりづけ 1

困っていることや悩んでいることを教えてください。

秘密は守ります

のりづけ 2

のりづけ 3

(資料4) カード

●2025(令和7)年5月・10月に配付したカード

悩んだときは
相談してね!
秘密は守ります

なごもっかは
子どもの権利を守る
ための相談室です。

学校に行きたく
ないなあ

みんなと違う
のはダメなの?

いじめで
悩んでいる

人に言えない
イヤなことがある

なごやしこ
名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

相談時間

月 午前11時～午後7時(受付は午後6時30分まで)

火・木・金 午前11時～午後9時(受付は午後8時30分まで)

土 午前11時～午後5時(受付は午後4時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。
※祝日、年末年始は除きます。

電話 無料 0120-874-994

会って
手紙で

FAX 052-211-8072

大人用電話番号 052-211-8640

対象年齢:18歳未満
高校在学中は18歳を超えてもOK

なごもっか子ども向け
Webサイト

2024.11

(資料5) 地下鉄構内ステッカー

●2025(令和7)年12月に広告掲出

悩んだときは
相談してね!
秘密は守ります

なごもっかは
子どもの権利を守る
ための相談室です。

学校に行きたく
ないなあ

みんなと違う
のはダメなの?

いじめで
悩んでいる

人に言えない
イヤなことがある

なごやしこ
名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994

なごもっか

検索



7 「なごもっかへの相談について」アンケートの実施（子どもへの意見聴取）

（1）趣旨

近年の「なごもっか」の相談実績では、子どもからの相談は増加傾向ではあるものの、まだ、権利を守られていない状況にあっても、相談できずにいる子どももいるのではないかと考えています。子どもが困ったり悩んだりしたときの相談先は「なごもっか」に限られるものではありませんが、そうしたときに頼ることのできる拠り所になることを目指しています。定期的なカードや機関紙の配付が功を奏し、子どもの中での「なごもっか」の認知度は高くなってきていると感じられますが、単に知っているだけでなく、より相談しやすいところになるためにはどうするとよいか、子どもに意見を聴くためのアンケートを実施しました。

（2）実施方法

子どもの意見を聴くにあたり、まずは、「なごもっか」と一緒に活動する子どものチームである「てつなぎなごもんず（p.64参照）」のメンバーを対象にアンケートを実施しました。しかし、「てつなぎなごもんず」のメンバーは一般の子どもに比べて、「なごもっか」に関する認知度、理解度が高いと考えられるため、対象を広げ、小学生以上の全ての子どもを対象に、同じ質問項目でアンケートを実施しました。

① 「てつなぎなごもんず」対象

実施時期	2025（令和7）年12月
周知方法	「てつなぎなごもんず」登録メンバー（116人）へ郵送
質問項目	1）「なごもっか」に相談したことがあるか（選択） 2）「なごもっか」のどんなところが相談しやすいと思うか（複数選択） 3）「なごもっか」には相談しにくいと思う理由はあるか（複数選択） 4）より相談しやすくなるためのアイデア（自由記述） 5）年代（選択）
回答方法	ウェブフォームで入力して回答
回 答 数	12人

② 小学生以上の全ての子ども対象

実施時期	2026（令和8）年1～2月
周知方法	機関紙第14号にアンケートへの協力依頼記事を掲載 併せて、子ども青少年局企画経理課が運営する「子どもアンケート」のウェブページにも掲載（市立各学校で使用する学習者用タブレット端末のデスクトップ上のショートカットからアクセスが可能）
質問項目	同上
回答方法	ウェブフォームで入力して回答
回 答 数	193人

(3) 結果

アンケートの結果については、②小学生以上の全ての子ども対象に実施したものをベースとして記述し、参考として①「てつなぎなごもんず」対象の結果も参照するものとします。

(詳細なデータは p.50～52に掲載)

回答者の年代別内訳は、右図の通りで、高学年(4～6年生)を中心とした小学生が多く回答してくれました。また、「答えたくない」という選択肢を選んだ人も一定数みられました。

「なごもっか」へ相談をしたことがあると回答した人は、193人中10人(5.2%)でした。対して、「てつなぎなごもんず」では12人中3人(25.0%)と、出現割合に差が見られました。

「なごもっか」の相談しやすいと思うところを複数回答で選択してもらったところ、上位には次のような選択肢が入りました。

- 第1位 子どもは電話が無料でかけられるところ 134件(69.4%)
- 第2位 秘密を守ってくれるところ 106件(54.9%)
- 第3位 無料で出せる手紙(なごもんレター)があるところ 74件(38.3%)
- 同 土曜日もやっているところ 74件(38.3%)

「てつなぎなごもんず」の結果でも第1位、2位は同じでしたが、第3位に無料で出せる手紙(なごもんレター)があるところと同率で、

- 第3位 相談員がしっかり話を聞いてくれるところ

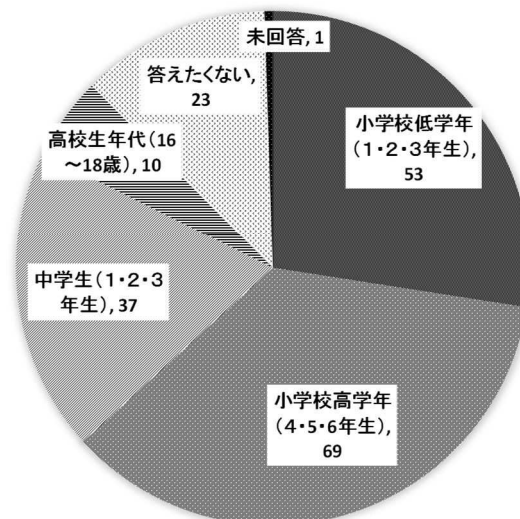
同 おうちの人や学校の先生に言いたいことを、一緒に話しに行ったり、手伝ってくれるところ

が入りました。「てつなぎなごもんず」は、なごもっかの相談しやすいと思うところの回答割合が全体に高かったことから、「なごもっか」の仕組みや役割をよく理解してくれていることが表れています。

「なごもっか」には相談しにくいと思うところを複数回答で選択してもらったところ、上位には次のような選択肢が入りました。

- 第1位 自分の電話を持っていないなど、電話を自由に使えない 80件(41.5%)
- 第2位 電話をかけることが苦手 73件(37.8%)
- 第3位 どんな人が相談にのってくれるのか分からない 58件(30.1%)

回答者年代別内訳



回答者の年代別にみると、「電話を自由に使えない」の回答は小学校低学年で56.6%、高学年で46.6%となっており、中学生以上になるとその割合は10%台に下がります。メールや SNS での相談ができないことに関しては、全体では23~24%が選択しているところですが、比較的割合が高いのは小学校高学年で、中学生では2割未満という結果でした。「住んでいるところから遠くて行きにくい」という回答は全体では約20%でしたが、小学校低学年だけに注目すると約30%と高くなっています。一方、「どんな人が相談にのってくれるのか分からない」はすべての年代で同じような割合になっています。

「てつなぎなごもんず」の結果でも第1位、2位は同じでしたが、第3位に「メールで相談できない」「SNSで相談できない」が入っています。

「なごもっか」が、もっと相談してもらえるようになるためのアイデアを、自由記述で回答してもらったところ、多数の回答が寄せられました。世代別の主な回答では、以下のようなものがありました。

【小学校低学年】

- ・かわいいキャラクターなどいっぱい作る
- ・イベントに「なごもん」がきてアピールする
- ・相談する場所がおうちの近くにあって、すぐ行けて、すぐに相談できるといい
- ・学校から手紙を出せるようにする
- ・学校に出向いて「こういうところがあるよ」と伝えに行くイベントや出前授業などを
して、みんなに知ってもらえるといい

【小学校高学年】

- ・話を聞いてくれる人が学校に来て、相談のしかたや子どもの権利について話してくれるといい
- ・相談に乗ってくれる人の趣味や好きなもの（プロフィール）を「なごもっか通信」などにのせると、「この人とは趣味や好きなものが同じで、話しやすいかも」と思うかもしれない
- ・なごもんレターの用紙を学校で全員に配る
- ・学校で使うタブレットのデスクトップに、相談窓口につながるアイコンがあるといい
- ・話すのが苦手な人でも相談しやすいように、メールや LINE、チャットで相談できる
といい

【中学生】

- ・「なごもっか」の人がどんな人なのか知りたい
- ・タブレットのアプリ、LINE、チャットでの相談ができるといい
- ・学校になごもっかへ郵送してくれるポストが欲しい

【高校生世代】

- ・メールで相談できるといい
- ・商業施設や児童館で、ネット予約してできる出張相談や、相談ポストを設置する

また、「てつなぎなごもんず」からの回答では、以下のようなものもありました。

- ・学校になごもっか委員会やなごもっかサポーターを作ってもらって、子どもの権利のことや、なごもっかのことをポスターにしたり、お昼の放送で宣伝したりする。
- ・相談した後、なごもっかがどのように解決に向かって動くのか、分かりやすくまとめた説明の動画をつくり、YouTube や X などにあげる。
- ・「てつなぎなごもんず」の人が、自分の知り合いに紹介する

(4) アンケート結果を受けて

アンケートの結果からは、子どもたちが色々な相談方法の中から、自分が相談しやすい方法を選べるのが重要だと考えていることが分かりました。自由記述の中にも、電話での相談は親や先生など、周りの人に相談していることを知られてしまうかもしれないという点でハードルが高いと考えている様子がうかがえました。

① 相談しにくさの要因

アンケート実施前には、「メールや SNS での相談」のニーズがもっと高く出る可能性もあると考えていましたが、結果的にそうしたニーズも一定見られたものの（「なごもっか」には相談しにくいと思うところ（以下同じ）：「メールで相談できない」24.4%、「SNS で相談できない」23.3%）、それ以上に、「自分の電話を持っていないなど、電話を自由に使えない」（41.5%）や「どんな人が相談に乗ってくれるのか分からない」（30.1%）といった声が大きかったことが分かりました。

また、年齢が低いほど、「住んでいるところから遠くて行きにくい」ことが相談しにくさにつながっているようです。

② SNS相談と対話型AIへの相談について

近年、SNS の手軽さにより相談ツールとしての活用を求められるアイデアもみられますが、実際に子どもたちに聞いてみると、子どもにとっての相談は、単なる「連絡手段の選択」ではなく、「安心して話せるか」が大切にされていることがうかがえます。この背景には、SNS は日常的なコミュニケーションツールではあるものの、相談内容が深刻であるほど、誤送信や履歴の残存、スクリーンショット等への不安が生じやすいことも推測されます。SNS の導入は、子どもからの「アクセスのしやすさ」の向上として期待されやすいものの、子どもからすると、「相談したいかどうか」と「どの媒体を使うか」は必ずしも一致しないと考えられます。

なごもっかでは、「秘密を守る」という子どもとの約束をしています。子どもにとっては、技術的なアクセスのしやすさよりも、「信頼できるか」、「否定されないか」、「秘密が守られるか」といった関係性の問題がより大きな要因となっていると考えています。

注目したいのは、「対話型AIに相談しているから『なごもっか』には相談しない」という回答が一定数あることです。AIによる相応性や気軽さもあると思われますが、子どもたちからの回答と共通するのは、「匿名性」や「評価されない」というどのような気持ちも受け止めてもらえるという安心感があると考えられます。

② 「なごもんレター」の効用

電話をかけることや直接話すことそのものを苦手とする回答も多く、また、小学生の約半数が「電話を自由に使えない」と答えているということは、同時に SNS も自由に使えないと思われます。この場合、対応策のひとつになると考えられるのが「なごもんレター」です。電話が使えなくても、いつでも、誰でも、無料で相談の手紙を送ることができるものです。「なごもんレター」は従来、権利学習を受講してくれた子どもに配付するなど、限定的な取り扱いをしていましたが、2025（令和7）年度には図書館や児童館などにも配架してもらうなど、配付方法の充実に努めてきた結果、手紙による相談が増えている実績もあります（p.111 参照）。小学校1校でモデル的に、全児童に配付し、合わせて放送委員からお昼の放送で「なごもっか」の紹介をしてもらうことにも取り組みました。「なごもんレター」の配付については、さらに拡充できるよう調整を進めていきたいと考えています。

③ 今後の取り組みと方向性

今後の取り組みとして、電話の向こう側で相談に応じる調査相談員に親しみを持てるよう、機関紙やウェブサイトを活用して紹介したり、子ども向けイベントや出前授業など、より多くの子どもと接触する機会を増やすなど、「こんな人になら、話してみよう」と思えるような、相談しやすい環境づくりにも努めていきます。さらに、子どもと対応するときの適切な距離感など、どのように対応されると安心して相談できるのかについては、引き続き「てつなぎなごもんず」と一緒に考えていくことを予定しています。

その他、広い名古屋市内で、なごもっかから離れた地域に住んでいる子どもにもつながれるよう、子どもの利用しやすい施設を活用した「出張相談室」も検討するとともに、学校との連携を含めた周知・広報活動の取り組みも、さらに充実させていきたいと考えています。相談方法の拡充や、相談後の流れを分かりやすく示すことなどについても、引き続き検討する必要があると考えていますので、できることから順に実現し、意見を出してくれた子どもにもフィードバックできるようにしていきたいと考えています。

なごもっかへの相談について アンケート集計

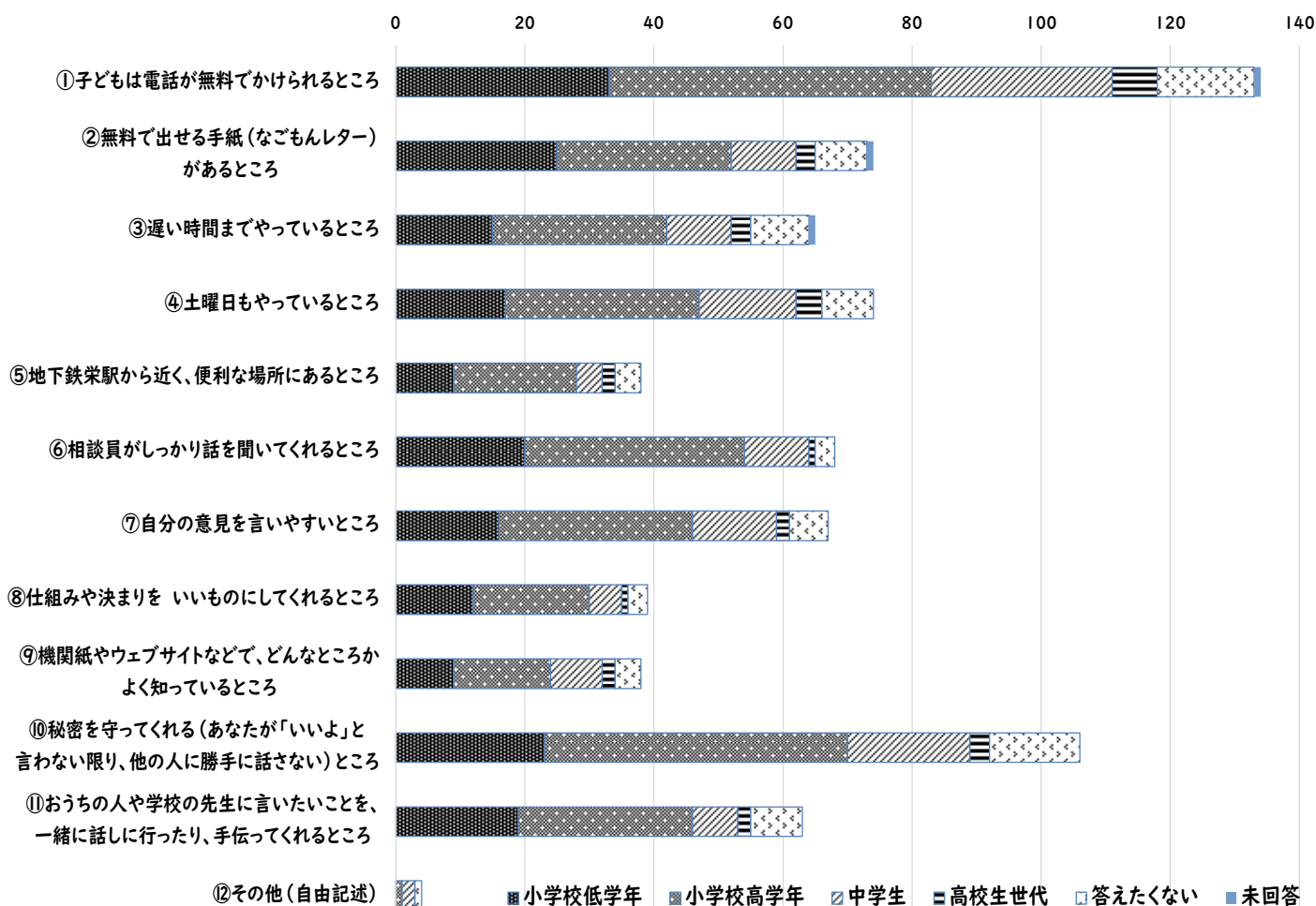
(1) 「なごもっか」に相談したことがありますか？

区分	全体		小学校低学年		小学校高学年		中学生		高校生世代		答えたくない		未回答		(参考) てつなぎ なごもんず	
ある	10	5.2%	1	1.9%	5	7.2%	2	5.4%	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%	3	25.0%
ない	176	91.2%	51	96.2%	61	88.4%	34	91.9%	10	100%	19	82.6%	1	100%	9	75.0%
答えたくない	5	2.6%	1	1.9%	1	1.4%	1	2.7%	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	2	1.0%	0	0.0%	2	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	193	100%	53	100%	69	100%	37	100%	10	100%	23	100%	1	100%	12	100%

(2)「なごもっか」の相談しやすいと思うところ

区分	全体		小学校低学年		小学校高学年		中学生		高校生世代		答えたくない		未回答		(参考)てつなぎ なごもんず	
①子どもは電話が無料でかけられるところ	134	69.4%	33	62.3%	50	72.5%	28	75.7%	7	70.0%	15	65.2%	1	100%	10	83.3%
②無料で出せる手紙(なごもんレター)があるところ	74	38.3%	25	47.2%	27	39.1%	10	27.0%	3	30.0%	8	34.8%	1	100%	8	66.7%
③遅い時間までやっているところ	65	33.7%	15	28.3%	27	39.1%	10	27.0%	3	30.0%	9	39.1%	1	100%	7	58.3%
④土曜日もやっているところ	74	38.3%	17	32.1%	30	43.5%	15	40.5%	4	40.0%	8	34.8%	0	0.0%	6	50.0%
⑤地下鉄栄駅から近く、便利な場所にあるところ	38	19.7%	9	17.0%	19	27.5%	4	10.8%	2	20.0%	4	17.4%	0	0.0%	5	41.7%
⑥相談員がしっかり話を聞いてくれるところ	68	35.2%	20	37.7%	34	49.3%	10	27.0%	1	10.0%	3	13.0%	0	0.0%	8	66.7%
⑦自分の意見を言しやすいところ	67	34.7%	16	30.2%	30	43.5%	13	35.1%	2	20.0%	6	26.1%	0	0.0%	7	58.3%
⑧仕組みや決まりを いいものにしてくれるところ	39	20.2%	12	22.6%	18	26.1%	5	13.5%	1	10.0%	3	13.0%	0	0.0%	6	50.0%
⑨機関紙やウェブサイトなどで、どんなところかよく知っているところ	38	19.7%	9	17.0%	15	21.7%	8	21.6%	2	20.0%	4	17.4%	0	0.0%	5	41.7%
⑩秘密を守ってくれる(あなたが「いいよ」と言わない限り、他の人に勝手に話さない)ところ	106	54.9%	23	43.4%	47	68.1%	19	51.4%	3	30.0%	14	60.9%	0	0.0%	9	75.0%
⑪おうちの人や学校の先生に言いたいことを、一緒に話しに行ったり、手伝ってくれるところ	63	32.6%	19	35.8%	27	39.1%	7	18.9%	2	20.0%	8	34.8%	0	0.0%	8	66.7%
⑫その他(自由記述)	4	2.1%	0	0.0%	1	1.4%	2	5.4%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答者数	193	100%	53	100%	69	100%	37	100%	10	100%	23	100%	1	100%	12	100%

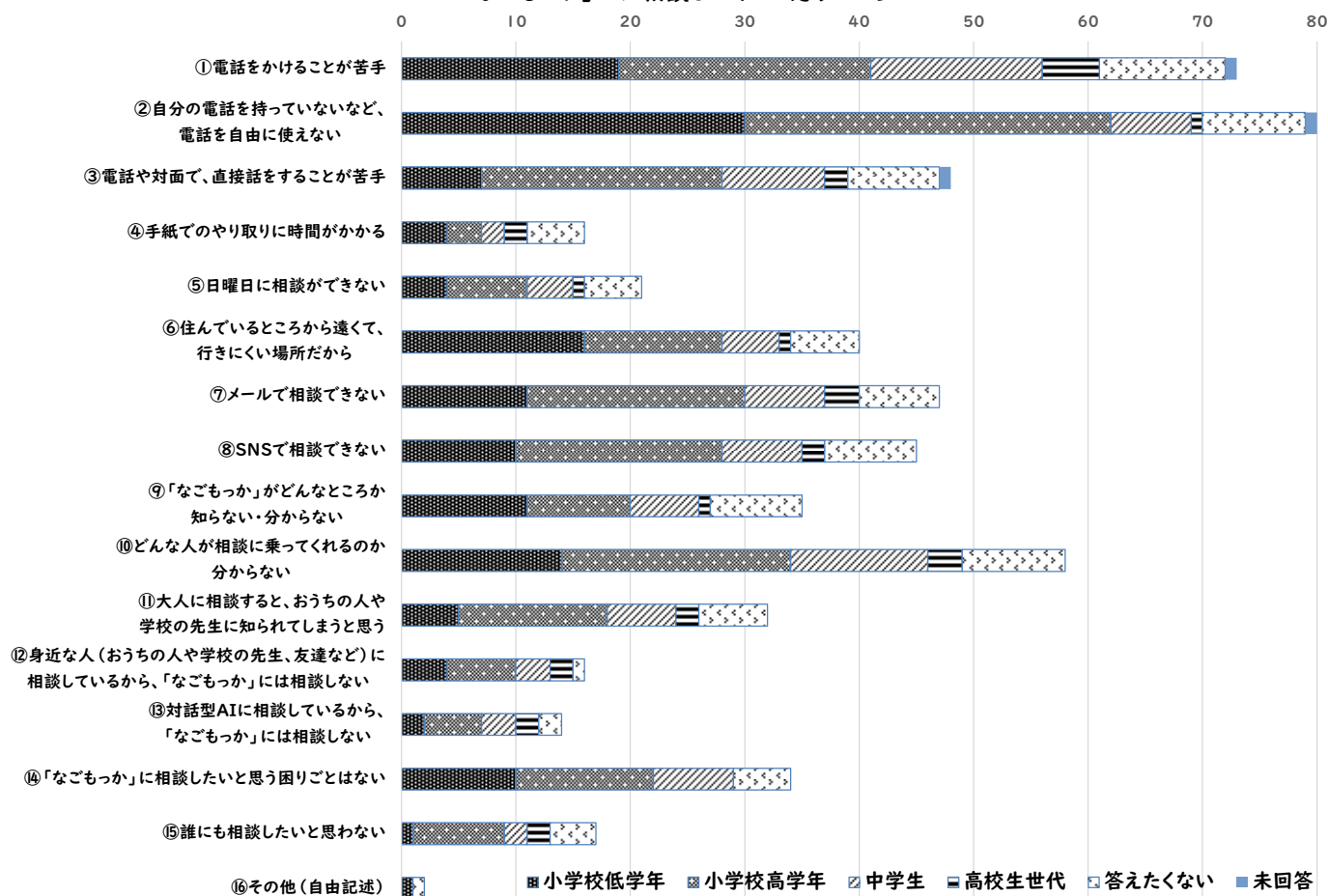
「なごもっか」の相談しやすいと思うところ



(3)「なごもっか」には相談しにくいと思うところ

区分	全体		小学校低学年		小学校高学年		中学生		高校生世代		答えたくない		未回答		(参考)てつなぎ なごもんず	
①電話をかけることが苦手	73	37.8%	19	35.8%	22	31.9%	15	40.5%	5	50.0%	11	47.8%	1	100%	7	58.3%
②自分の電話を持っていないなど、電話を自由に使えない	80	41.5%	30	56.6%	32	46.4%	7	18.9%	1	10.0%	9	39.1%	1	100%	7	58.3%
③電話や対面で、直接話をすることが苦手	48	24.9%	7	13.2%	21	30.4%	9	24.3%	2	20.0%	8	34.8%	1	100%	3	25.0%
④手紙でのやり取りに時間がかかる	16	8.3%	4	7.5%	3	4.3%	2	5.4%	2	20.0%	5	21.7%	0	0.0%	1	8.3%
⑤日曜日に相談ができない	21	10.9%	4	7.5%	7	10.1%	4	10.8%	1	10.0%	5	21.7%	0	0.0%	1	8.3%
⑥住んでいるところから遠くて、行きにくい場所だから	40	20.7%	16	30.2%	12	17.4%	5	13.5%	1	10.0%	6	26.1%	0	0.0%	2	16.7%
⑦メールで相談できない	47	24.4%	11	20.8%	19	27.5%	7	18.9%	3	30.0%	7	30.4%	0	0.0%	5	41.7%
⑧SNSで相談できない	45	23.3%	10	18.9%	18	26.1%	7	18.9%	2	20.0%	8	34.8%	0	0.0%	5	41.7%
⑨「なごもっか」がどんなところか知らない・分からない	35	18.1%	11	20.8%	9	13.0%	6	16.2%	1	10.0%	8	34.8%	0	0.0%	1	8.3%
⑩どんな人が相談に乗ってくれるのか分からない	58	30.1%	14	26.4%	20	29.0%	12	32.4%	3	30.0%	9	39.1%	0	0.0%	4	33.3%
⑪大人に相談すると、おうちの人や学校の先生に知られてしまうと思う	32	16.6%	5	9.4%	13	18.8%	6	16.2%	2	20.0%	6	26.1%	0	0.0%	2	16.7%
⑫身近な人（おうちの人や学校の先生、友達など）に相談しているから、「なごもっか」には相談しない	16	8.3%	4	7.5%	6	8.7%	3	8.1%	2	20.0%	1	4.3%	0	0.0%	4	33.3%
⑬対話型AIに相談しているから、「なごもっか」には相談しない	14	7.3%	2	3.8%	5	7.2%	3	8.1%	2	20.0%	2	8.7%	0	0.0%	0	0.0%
⑭「なごもっか」に相談したいと思う困りごとはない	34	17.6%	10	18.9%	12	17.4%	7	18.9%	0	0.0%	5	21.7%	0	0.0%	4	33.3%
⑮誰にも相談したいと思わない	17	8.8%	1	1.9%	8	11.6%	2	5.4%	2	20.0%	4	17.4%	0	0.0%	0	0.0%
⑯その他（自由記述）	2	1.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	1	8.3%
回答者数	193	100%	53	100%	69	100%	37	100%	10	100%	23	100%	1	100%	12	100%

「なごもっか」には相談しにくいと思うところ



V シンポジウム・研修

I シンポジウム

(1) 『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム

子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO等が連携・協力して、『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウムが2002(平成14)年から毎年開催されています。

2025(令和7)年度は、2026(令和8)年2月7日～8日に埼玉県入間郡三芳町で開催され、擁護委員、調査相談員が参加し、第1分科会「子どもの相談・救済」において、擁護委員がコーディネーターを務め、基調報告を行いました。また、2月6日に非公開で開催された「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に擁護委員と調査相談員4名が参加しました。

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町

参加費 無料

2026年 1月8日(木) まで受付

テーマ 「地方自治から広げる子どもの権利」
～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

1日目 2026年 2月7日(土) 13:00～16:45
オープニング 全体会 (テーマに基づくシンポジウム)
会場 三芳町文化会館 ホール

2日目 2026年 2月8日(日) 10:00～16:50
分科会 公開コーディネーター会議 (総論)
会場 三芳町文化会館 三芳町役場、三芳町総合体育館

【場所】 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100-1

詳しくは、三芳町公式ウェブサイトをご覧ください
最新情報は、WEBで確認！ 三芳町 全国自治体シンポジウム

参加申込は、2026年1月8日(木)まで。
オンライン配信で視聴する場合も参加申込が必要です。
シンポジウムの内容は、変更する場合があります。最新情報をご確認ください。
主催：「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町、三芳町
後援： 総務省、文部科学省、子ども家庭庁、埼玉県

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025三芳町

プログラム 2026年 2月7日(土) 13:00～16:45

・ オープニング 13:00～13:25
・ 全体会 13:30～16:45

【シンポジウム】
「地方自治から広げる子どもの権利」
～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

・ 基調講演「地方自治から広げる子どもの権利」 野村武司 (東京経済大学)
・ 自治体報告
①開催自治体の取組 埼玉県三芳町
・ 子ども参加報告 (国際交流/子どもの居場所と意見表明・反映の取組)
②東京都武蔵野市
③東京都杉並区
④埼玉県和光市
・ パネルディスカッション

2日目 プログラム 2026年 2月8日(日)

・ 分科会 10:00～15:30
※分科会の会場参加には定員があります。

分科会	内容	コーディネーター
分科会①	子どもの相談・救済	関宮 静香、福田 みのり、安 ウンギョン、横井 進
分科会②	子どもの虐待防止	野村 武司、鈴木 秀洋、川松 亮、中板 育美、小出 真由美
分科会③	子どもの居場所	安部 芳絵、浜田 進士、西野 博之
分科会④	子ども参加	林 大介、川野 麻衣子、音多 明人、吉田 祐一郎
分科会⑤	子ども計画	加藤 悦雄、井上 寿美、森田 明美、我謝 美左子
分科会⑥	子ども条例	吉永 省三、松倉 聡史、内田 塔子、松原 信雅

・ 公開コーディネーター会議 (総論) 15:50～16:50
・ 統括コーディネーター 半田 勝久 (日本体育大学)
飯塚 結花 (特定非営利活動法人 れいでいばーど)

四谷 三芳町こども支援課 申込方法など詳しくはホームページをご覧ください。
お問い合わせフォーム <https://logaform.jp/j/18E01>

(2) 2025 年度東海地区「子ども条例」ネットワーク交流集会

東海地区「子ども条例」ネットワークは、東海地区において、子どもの権利保障や子ども条例、子ども施策、子どもにやさしいまちづくり等に関わる活動を担い、また、関心をもつ人々や自治体関係者が集まり、意見交換等を行うことを目的としています。2025(令和7)年度は、2026(令和8)年1月24日に名古屋市千種区にある愛知工業大学自由が丘キャンパスで開催され、擁護委員が報告を行うとともに、調査相談員4名が参加しました。

2 主な外部研修

(1) 第1回子どもの相談・救済に関わる交流研修会

日 時	2025(令和7)年5月18日(日)
主 催	東海地区「子ども条例」ネットワーク
テ ー マ	実践事例の検討を通して、子どもオンブズワークの意義を討議
参 加 者	調査相談員5名

(2) 名古屋市思春期精神保健関係者研修

日 時	2025(令和7)年8月22日(月)
主 催	名古屋市精神保健福祉センター
テ ー マ	不登校の子どもの心の理解
参 加 者	調査相談員1名

(3) 名古屋市ヤングケアラー支援事業支援関係者研修会

日 時	2025(令和7)年9月29日(月)
主 催	名古屋市、なごやヤングケアラーコネクト Pocket
テ ー マ	ヤングケアラー ～実践から見えてきた2つの課題～
参 加 者	調査相談員2名

(4) 日本電話相談学会第38回大会(オンライン)

日 時	2025(令和7)年11月29日(土)～30日(日)
主 催	日本電話相談学会
テ ー マ	カスタマーハラスメントの基礎 ～その考え方と動向
参 加 者	29日:調査相談員5名 30日:調査相談員6名

3 内部研修

調査相談員向けの研修は、次のように実施しました。

(1) 外部講師による研修(敬称略、講師の所属等は研修実施時点のもの)

日 程	講 師 (所 属 等)	内 容
7月23日	杉岡 正典(名古屋大学大学院教育発達 科学研究科・教育学部 准教授)	ゲートキーパー研修 ※
11月19日	石井 美納子(名古屋市発達障害者支援 センターりんくす名古屋)	発達障害の理解

※健康福祉局所管「ゲートキーパー研修講師派遣事業」を利用

(2) 擁護委員による研修

擁護委員のそれぞれの専門性を活かし、調査相談員に対し、擁護委員が研修を複数回実施しました。

【子どもの権利擁護について】





I 子どもの権利条約と子どもの権利擁護機関

1989(平成元)年、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)が採択され、日本は1994(平成6)年に批准しました。子どもの権利条約は、子どもが幸せに生きるための世界共通の基準で、子どもは保護の客体であるだけではなく、大人と別の人格を持つ独立した権利の主体であることを明確に示しました。子どもの権利条約における子どもは、「未来を生きる存在」だけではなく「今を生きる存在」であり、社会の構成員として参加する存在とされています。

国連子どもの権利委員会は、子どもの権利を保障していくために特に大切な4つの一般原則を明らかにしています。差別の禁止(第2条)、子どもの最善の利益の保障(第3条)、生命・生存・発達の権利の保障(第6条)、そして子どもの意見表明権の保障(第12条)です(一般的意見5号)。大人は、その子どもに関わることすべてにおいて、「子どもの最善の利益」(子どもにとって一番良いこと)は何かを第一に考えることが必要であり、それは、大人が勝手に考える最善の利益であってはならないものです。子どもは権利の主体であるため、子どもの意見を聞き、それを尊重しつつ、子どもとともに最善の利益を考えることが重要です。

子どもが自らの権利を行使するためには、国・社会・大人の支援が必要です。子どもの権利条約があるだけで、子どもの権利が守られるわけではありません。そこで、国連子どもの権利委員会は、子どもの権利擁護機関(子どもオンブズパーソン、子どもの権利擁護委員、子どもの権利救済機関などといいます)を作ることが必要だと指摘をしています(一般的意見2号)。

子どもの権利擁護機関のあり方については、日本の「第4回・第5回統合定期報告書」に対し、国連子どもの権利委員会から次のような指摘もあわせてなされています(2019(平成31)年3月5日 日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見パラグラフ12)。

地方レベルで33の子どものためのオンブズパーソンが設置されていることには留意しながらも、これらの機関は財政面および人事面の独立性ならびに救済機構を欠いているとされる。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告するものである。

- (a) 子どもによる苦情を子どもにやさしいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子どもの権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置するための措置。
- (b) 人権の促進および保護のための国内機関の地位に関する原則(パリ原則)の全面的遵守が確保されるよう、資金、任務および免責との関連も含めてこのような監視機関の独立を確保するための措置。

「ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」より引用

子どもの権利擁護機関は、行政から独立した立場で、子どもの権利が守られているか監視する役割を果たすために、公的第三者機関として独立性が確保されていることが重要です。日本型の子どもの権利擁護機関の多くは、個別の相談を受け、子どもの権利の回復のために調整活動を行うとともに、申立てを受けて調査を行い、必要があれば制度改善の勧告等を行う権限を持っています。また、子どもからの相談等を通じて、子どもの権利が侵害されていないかモニタリングし、申立てがなくとも調査を開始し、制度改善の勧告等をする機能（自己発意）や子どもの権利について周知する機能なども有しています。

2 国内の子どもの権利擁護委員制度の歴史

日本で初めての子どもの権利擁護機関は、1999（平成11）年に設置された兵庫県の「川西市子どもの人権オンブズパーソン」です。日本が子どもの権利条約を批准した1994（平成6）年は、西尾市立中学2年生の男子生徒がいじめによる自死をした年で、社会的にいじめの問題が注目されるとともに、学校内での解決の困難性が浮き彫りになっていた頃でした。そのような中、いち早く川西市は、子どもの人権を守るオンブズマン制度の検討を開始しました。1999（平成11）年に川西市子どもの人権オンブズパーソンができたのを皮切りに、2002（平成14）年に川崎市人権オンブズパーソンが設置され、その後、東海地区では2004（平成16）年に多治見市子どもの権利擁護委員制度、2008（平成20）年に豊田市子どもの権利擁護委員制度が開始しました。2026（令和8）年1月現在、名古屋市も含め全国で60の自治体が生子どもの権利擁護機関を設置しているとされています（設置準備中も含む。出典：子どもの権利条約総合研究所ウェブサイト）。子どもの権利条例の中に設置根拠の位置づけをしている自治体が多いですが、名古屋市のように子どもの権利条例と別の条例（名古屋市の場合は擁護委員条例）が設置根拠である自治体もあります。ただし、60の自治体すべてが独立性を確保した子どもの権利擁護機関となっているわけではありません。

全国にある子どもの権利擁護機関は様々な名称・制度・機能で稼働していますが、共通点は子どもの権利条約の理念に基づき、子どもの意見表明権を大切にしながら、子どもの最善の利益を目指す機関であるということです。また、これらの子どもの権利擁護機関は、年に1度行われる「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム及び関係者会議で情報交換を行い、よりよい機関になるよう研鑽を積んでいます。

VII 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度

名古屋市は、擁護委員条例に基づき、擁護委員を設置し、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を運営しています。

I 設置までの経緯

(1) 背景

名古屋市では、子どもの権利及びその権利を保障するための市等の責務を明らかにするとともに、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、「なごや子ども条例」を制定し、2008（平成20）年4月に施行しました。

一方、国においては、全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することを明確化した改正児童福祉法が、2016（平成28）年に施行されました。

これらのことを背景として、2018（平成30）年度に、本市における子どもの権利保障を図る第三者機関の設置に向けて、なごや子ども・子育て支援協議会（以下本項では「支援協議会」という。）に「子どもの権利擁護機関検討部会」（以下本項では「部会」という。）を設置し、検討を行うこととなりました。

(2) 部会

部会では、名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方について議論が行われ、意見書「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」として、2018（平成30）年10月31日に支援協議会への報告がなされました。

◎「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」の概要

区 分	内 容
基本的な考え方	○ 子どもの権利擁護に係る委員（以下「権利擁護委員」という。）は、「子どもの最善の利益の確保」及び「子どもの権利の擁護」のための機関である。
組 織 ・ 体 制 等	○ 権利擁護委員は、名古屋市の都市規模を踏まえ、遅滞なく権利擁護の活動を行いうるよう、適切な人数を設置することが必要である。
機 能	<u>権利擁護委員の職務及び責務</u> ○ 権利擁護委員は、子どもの権利侵害の早期発見、予防を図るための活動を行うべきである。 ○ 権利擁護委員は、独立性を堅持しつつも、市の機関等と信頼関係を形成し、協力・連携を図ることが必要である。

	<u>相談、申立て調査及び勧告等</u> ○ 子ども等からの相談や申立てを受け、権利擁護のために問題解決を図る「個別救済」機能が必要である。 ○ 子どもの権利擁護のために「制度改善」を要請する機能が必要である。 ○ 申立てがなくても、権利侵害の内容が子ども全体に関わるものである場合等に、権利擁護委員が自ら権利救済や制度改善等を求める「自己発意」の機能が必要である。 ○ 子ども等の「申立て」に基づき、「調査・調整」、「是正等の勧告」等及び「公表」を行うプロセスを条例で規定することが必要である。 ○ 市の機関以外のものに対しても、権利擁護委員の活動への協力に努めることを条例で規定することが適当である。
--	---

(3) 市民意見の聴取

部会からの意見書を受けて作成した「名古屋市における子どもの権利擁護機関の基本的なあり方」について、2018(平成30)年12月から2019(平成31)年1月にかけて市民の皆さんのご意見を募集(意見提出者数:24人)し、制度構築に反映しました。

(4) 条例の制定と「なごもっか」の開設

部会での検討内容を基に、市民意見を反映した「名古屋市子どもの権利擁護委員条例(案)」を2019(平成31)年2月開催の名古屋市会に上程し、可決されたことにより、同年3月27日「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」として公布しました。

その後、条例に基づく子どもの権利擁護機関の開設準備を進め、2020(令和2)年1月14日に、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を開設しました。

2 名古屋市の子どもの権利擁護委員制度の主な特徴

(1) 条例における特徴

① 子どもの権利を守る名古屋の実現

「子どもの権利を守る文化及び社会」をつくることを目的のひとつとし、その手段として、擁護委員の職務のひとつに「子どもの権利に関する普及啓発」を位置づけました。市も子どもの権利の普及を図るための広報活動を行うこととしており、相乗効果が期待されます(なごや子どもの権利条例第19条の2)。

また、子どもの権利侵害の予防及び早期発見も擁護委員の責務とされ、救済だけではなく予防の観点も重視しています。

○ 第1条(設置)

「子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員を置く。」

○ 第3条(所掌事務)第4号

「子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。」

○ 第9条(委員の責務)第1項

「委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。」

② 独立性の確保と、子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための強い権限

子どもの権利擁護機関の独立性を確保するとともに、すべての人に協力をする責務を課し、勧告・要請の尊重義務を明記するのみならず、再調査、再勧告・再要請の制度も設けました。再勧告または再要請をしたときは、その内容を公表する義務が擁護委員に課せられています。子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保できるよう、強い権限が与えられています。

○ 第4条(委員)第2項

「委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。」

○ 第10条(市の機関の責務)

「市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。」

○ 第11条(全ての者の責務)第1項

「何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。」

○ 第12条(相談及び申立て)第1項

「何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。」

○ 第15条(勧告又は要請)第3項

「第1項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。」

○ 第16条(報告)第1項

「委員は、前条第1項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。」

○ 第17条(再調査等及び再勧告等)第1項～第3項

「委員は、前条第2項又は第4項(第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。」

「委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。」

○ 第18条(公表)第2項

「委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第4項において準用する第16条第2項若しくは第4項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。」

(2) 独立性を担保するための仕組み

擁護委員の独立性については、①に掲げたとおり、擁護委員条例第4条第2項や第10条において規定されているところです。

一方、擁護委員条例の制定に至るまでに市民の皆さんからお寄せいただいたご意見や、市議会での議論においては、擁護委員のみならず事務局も含めた独立性のあり方についても、多くのご意見をいただきました。

こうしたことを踏まえ、擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員に対する事務局の関与のあり方について監督する「子どもの権利擁護機関参与」を2020(令和2)年4月から配置することとなりました。

(3) 市長への報告

擁護委員は、毎年、その活動状況について市長へ報告するため、市長報告会を開催しております。市長報告後には、報告書を名古屋市公式ウェブサイト等へ掲載し、公表しております。

○ 第19条(活動状況の報告)

「委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。」

VII 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

I 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

(1) 体制

① 子どもの権利擁護委員(5名)

※2026(令和8)年5月31日時点

氏 名	所 属 等
吉住 隆弘(代表委員)	中京大学心理学部 教授(臨床心理学)
川口 洋誉(代表委員代理)	愛知工業大学基礎教育センター 教授(教育学)
北川 喜郎 (2025(令和7)年9月20日～)	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授(社会福祉学)
間宮 静香	弁護士 日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長
粕田 陽子 (～2025(令和7)年9月19日)	弁護士 愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員

② 子どもの権利擁護調査相談員(15名)

※2026(令和8)年5月31日時点

擁護委員の職務の遂行を補助し、相談対応や関係機関等への調査・調整、子どもの権利についての普及啓発を行います。

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師等の心理・福祉に関する業務に従事するための資格を有する者、相談援助業務に一定期間従事した経験のあること等を採用のための要件としています。

③ 子どもの権利擁護機関参与(1名)

擁護委員の独立性を担保し、子どもの権利擁護機関の適正な運用を図るため、擁護委員と事務局のいずれからも独立した立場から、擁護委員に対する事務局の関与のあり方に係る監督、事務局の企画立案に対する指導・助言を行います。

氏 名	所 属 等
半田 勝久	日本体育大学体育学部 教授(教育学)

- ④ **子どもの権利擁護機関専門調査員(8名)** ※2026(令和8)年5月31日時点
擁護委員の指示のもと、関係法規や制度、社会環境等について専門的な視点から情報収集や分析等の作業を行うため、2022(令和4)年度から非常勤特別職の「専門調査員」を配置しています。主に研究者や弁護士が担っています。

⑤ **子どもの権利擁護機関事務局(3名)**

子どもの権利相談室に係る事務のほか、子どもの権利に関する普及啓発を、擁護委員、調査相談員と協力しながら行います。

相談や調査・調整、勧告・要請等には、事務局は関与しません。

(2) 相談

① **相談受付方法**

「なごもっか」における相談では、子どもを権利の主体として位置付け、子どもが安心して率直に意見を述べられることと、個別の問題の背景に子どもの権利に関する問題があれば、それを慎重に探っていくことが必要です。そのため、可能な限り直接子ども自身と会って、その声をじっくり聴くことが必要であると考え、電話・面談などの相談方法を中心としています。

●電話 子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

●FAX 052-211-8072

●面談、手紙 〒461-0005

東区東桜一丁目13番3号 NHK 名古屋放送センタービル6階

※ 初めて相談する子どもからの面談予約はLINEからもできます。



友だち追加はこちらから!

② **相談できる曜日と時間**

月曜日 午前11時から午後7時 (受付は午後6時30分まで)

火曜、木曜、金曜日 午前11時から午後9時 (受付は午後8時30分まで)

土曜日 午前11時から午後5時 (受付は午後4時30分まで)

※ 祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

③ 相談を受けてからの流れ

例えば、こんなとき

学校で

- ・友達が嫌がらせする。
- ・先生に相談しにくい。
- ・部活の指導が厳しい。体罰された。



家で

- ・家にいたくない。
- ・自分の時間がない。
- ・きょうだいや家族の面倒をみないといけな。



他にも

- ・人に言えないイヤなことがある。
- ・このルールおかしくない？
- ・みんなと違うのはダメなの？など

相談

お話を聴きます。
相談にお金はかかりません。



電話で



ファックスで



会って



手紙で

LINE から面談予約もできるよ。
友だち追加はこちらから



秘密は守ります。

あなたの同意がなければ、
「なごもっか」以外の人（保護者、学校、その他）には
相談内容を伝えません。



あなたの気持ちを一番に一緒に考えます



- ・どうしたいかな
- ・どんなことができるかな

調査・調整

- ・擁護委員が、関係する人たちに話を聞いたり、協力をお願いしたりします。
- ・擁護委員が、あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。

勧告・要請

もっとよくしていくために、他の機関に対して対応や制度の改善を求めることもできます。

解決・権利の回復

あなたの気持ちを尊重して問題の解決をめざします。
・安心した。・元気になった。・どうすればいいか、わかった。など



(3)「なごもっか」における子どもの参画

「なごもっか」では、運営や広報活動に関して子どもの参加する権利を保障するため、「なごもっか」と一緒に活動する子どものチームを創設することにし、市内在住又は在勤、在学の18歳未満の方を対象に、2022（令和4）年7月に募集を開始しました。2026（令和8）年3月31日時点で126名が登録しています。また、名称は、登録してくれた子どもたちから募集し、投票してもらった結果、「てつなぎなごもんず」に決まりました。

2025（令和7）年度は、8月10日に青少年交流プラザ・ユースクエアで開催される夏祭りにブース出展することになり、子どもの権利や「なごもっか」を知ってもらうための企画をみんなで考えました。

夏祭り当日は、来場者と一緒に遊びながら子どもの権利について学べる輪投げコーナーやクイズコーナーを実施して、楽しく運営しました。

また、2025（令和7）年9月から新たに擁護委員に就任した北川委員に対し、インタビューを実施し、その内容を「なごもっか」公式ウェブサイト等で公開しました。

てつなぎなごもんずの活動は、「なごもっか」公式ウェブサイト「てつなぎなごもんずの部屋」で紹介しています。



<https://nagomokka.city.nagoya.jp/hold_hands/>



◎「てつなぎなごもんず」の登録状況

※2026（令和8）年3月31日時点

区 分		人 数	備 考
未就学		3 人	（内訳：3歳、4歳、6歳に各1人ずつ）
小学生	低学年	38 人	（内訳：1年生6人、2年生11人、3年生21人）
	高学年	52 人	（内訳：4年生24人、5年生14人、6年生14人）
中学生	1 年生	10 人	
	2 年生	8 人	
	3 年生	4 人	
高校生	1 年生	5 人	
	2 年生	5 人	
	3 年生	1 人	
合計		126 人	

(4)「なごもっか」における若者の参画

「なごもっか」では、子ども向け活動報告会やてつなぎなごもんずの活動等へ大学生等の若者がボランティアとして参加することにより、多様なアイデアに基づく活発かつスムーズな運営とするとともに、若者世代に対して子どもの権利や「なごもっか」のより一層の周知啓発につなげています。

2025(令和7)年度より、大学生等の若者のボランティアの名称を「なごもっかサポーター」として募集をしており、「なごもっかサポーター」の要件としては以下のア及びイに該当する方としております。

ア ボランティアの登録申込みを行う時点で18歳以上25歳未満の方

※高校在学中の方は除く。

※ボランティア登録後25歳に到達した方は、25歳到達年度の年度末までボランティアを継続できるものとする。

イ 子どもの権利や「なごもっか」について理解し、「なごもっか」と一緒に活動できる方
「なごもっかサポーター」は2026(令和8)年3月31日時点で5名の登録があり、2025(令和7)年度は、8月10日のユースクエアでの夏祭りや11月1日のとだがわこどもランドでの子ども向けイベント等へご参加いただき、運営を手伝ってくれました。

「なごもっかサポーター」は一般の方の他にも、かつて「なごもっか」へ相談してくれた方も登録してくれています(p.78~79「なごもっかサポーターからの手紙」参照)。

令和7年度なごもっかサポーター募集

あなたもなごもっかと一緒に活動しませんか？

ボランティア保険加入 活動に応じて報酬あり

●活動内容
「なごもっか」の活動の企画・運営のお手伝い
・子ども向け活動報告会や、てつなぎなごもんずの活動など。
・活動期間は令和7年度(令和8年3月31日まで)です。
その期間中、7回程度活動いただくことを予定しています。
・活動日時等が決まり次第メールでご案内しますので、みなさんの都合にあわせて参加することができます。

●参加できる方
ア及びイに該当する方
ア サポーターの登録申込みを行う時点で18歳以上25歳未満の方
※高校在学中の方は除きます。
※25歳のお誕生日後、最初の3月31日まで参加できます。
イ 子どもの権利や「なごもっか」について理解し、
「なごもっか」と一緒に活動できる方

●登録申込みの方法
登録フォームから
登録期限は令和8年3月31日まで

<お問合せ先>
名古屋子ども権利相談室「なごもっか」事務局
(名古屋子ども青少年局子ども未来企画課分室)
名古屋市中区東桜一丁目13番3号NHK名古屋放送センタービル6階
TEL (052)211-8071/FAX (052)211-8072
a2522-10@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

IX なごや子どもの権利条例

名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を基本とした子どもの権利について掲げた「なごや子ども条例」を、2008（平成20）年4月に施行しました。その後、2019（平成31）年3月の「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」の制定、2020（令和2）年1月の「子どもの権利擁護機関」の設置の流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から「なごや子ども条例」について見直し、2020（令和2）年4月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。

なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
「なごっち」



I なごや子どもの権利条例の概要

<基本理念>

子どもが権利の主体であることを明らかにし、子どもの権利条約を基本として子どもにとって大切な権利を掲げ、その権利を保障するため、市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本施策等を定め、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指します。

<条例に掲げる子どもの権利>

- 安全に安心して生きる権利
命が守られること、虐待・体罰・いじめ等あらゆる暴力や犯罪から守られること、あらゆる差別を受けないことなど
- 一人一人が尊重される権利
個人の価値が尊重されること、自分の考えを自由に持ち、及び表現することができることなど
- のびのびと豊かに育つ権利
学ぶこと、遊ぶこと、休息すること、自然とふれあうことなど
- 主体的に参加する権利
意見を表明する機会が与えられること、自分たちの意見が尊重されることなど

<子どもの権利を保障する大人の責務>

- 共通の責務
市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は子どもの権利を保障するため、連携し、協働するとともに、下記の支援を行う
 - ①子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
 - ②保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

- 市の責務

子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を実施するなど

- 保護者の責務

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解し、子どもにとっての最善の方法を考えるなど

- 地域住民等の責務

子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援したり、安全で安心な地域づくりに努めたりするなど

- 学校等関係者の責務

子どもが主体的に学び育つために必要な支援や、子どもが子どもの権利について理解し、意見表明することができるよう支援するなど

2 これからの取組み

(1) なごや子ども・子育てわくわくプラン2029

名古屋市では、子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、名古屋市子どもに関する総合計画を策定しています。

2025(令和7)～2029(令和11)年度を計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2029」では、子どもの権利を守り生かすことへの支援として、なごや子どもの権利条例を普及啓発していくことや、子どもの社会参画を推進していくことを掲げています。

(2) 子どもの社会参画の推進

なごや子どもの権利条例では、子どもの権利のひとつとして「主体的に参加する権利」を掲げており、子どもは意見を表明する機会が与えられていることや、自分たちの意見が尊重されること、そして意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられることが保障されなければならないとしています。

子どもの権利である「主体的に参加する権利」を保障する観点から、子どもの社会参画が推進されるよう、子どもの社会参画の意義や子どもの意見を聞く際の留意点等を取りまとめた「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」に基づく市職員による継続的な取り組みを推進しています。また、2024(令和6)年9月には市公式ウェブサイト上に子どもを対象としたウェブアンケートを集約する「なごや子どもアンケート」ページを開設しています。

(市公式ウェブサイト「子どもの社会参画の推進」ページ)

<<https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-7-6-4-0-0-0-0-0-0-0.html>>



なごもっかってこんなところ！



こ けんり まも そうだんしつ
子どもの権利を守るための相談室です。
なや しんばい そうだん
悩みや心配ごと、どんなことでも相談できます。
き も き いちばん
あなたの気持ちを聞いて、あなたにとって一番いいことを一緒に考えます。



なごもっか

いりぐち
入口



いりぐち
入口カウンター

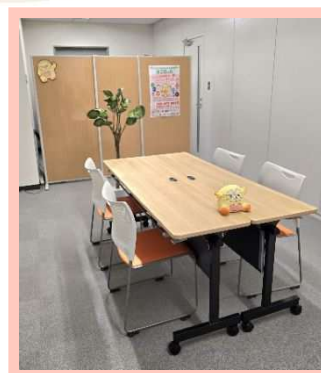


プレイコーナー

えほん お がみ
絵本や折り紙、カードゲームなど
あそ はなし
遊びながらお話もできるよ



めんだんしつ
面談室1



めんだんしつ
面談室2

なごもっかのマスコットキャラクター
なごもんです！よろしくね！



なごもっかにいるのはどんな人？



ちようさそうだんいん
調査相談員

みなさんの話を最初に聞く人です。

15人の相談員がいます。



こ けんりようごいん
子どもの権利擁護委員

いっしょに考えたり、いろんな人に
お願いしたりする人です。

5人の擁護委員がいます。

なごもっかにはどうやって相談するの？

でんわ
電話で



こ せんよう
子ども専用フリーダイヤル
0120-874-994 (無料)

じょうず はな だいじょうぶ
上手に話せなくても大丈夫

FAXで

052-211-8072

そうだん ようび じかん
相談できる曜日と時間

・月 11:00 ~ 夜7:00
・火・木・金 11:00 ~ 夜9:00
・土 11:00 ~ 夕方5:00
(受付は終了30分前まで)

あ
会って

なごもっかに来てもらって、お話を聞きます。
電話か LINE で、予約をしてください。
LINE 予約の方法は次のページを見てね。



なごやしひがしくひがしきらいっちょうめ ばん ごう
名古屋市東区東桜一丁目13番3号
なごやほうそう かい
NHK名古屋放送センタービル6階

てがみ
手紙・なごもんレターで

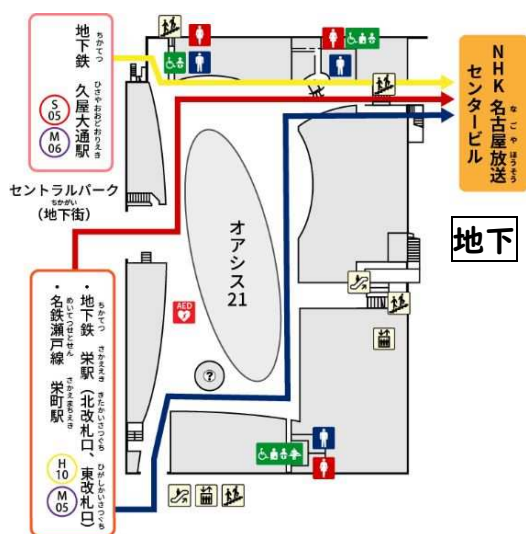


なごもんレターとは、
なごもっかにとどく手紙のことです。
くわしくは次のページを見てね！

このビルだよ

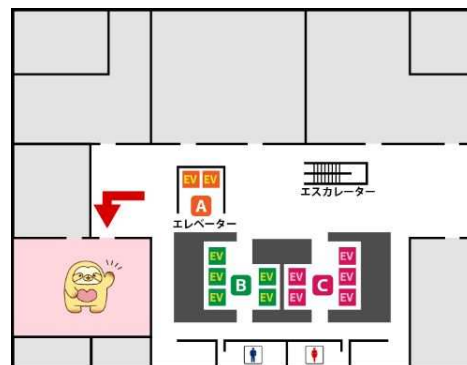


さかええき・ひ さ や おおどおりえき
栄駅・久屋大通駅から、なごもっかへの行き方



ち か かい
地下2階のエレベーターから
かい あ き
6階に上がって来てください

〈6階〉



ち が い
地下街から

ちじょう で い
地上に出ないで行けるよ



かい かど
6階の角に

そうだんしつ
なごもっかの相談室があります

そう だん ほう ほう
こんな相談方法もあります！



◆なごもんレターや手紙での相談◆

★例えば…

なごもっかに手紙が届きました。



おこづかいを増やしてほしい。

お返事と「なごもんレター」を一緒に送りました。

お手紙をありがとう。
どうすればあなたの気持ちを
わかってもらえるのかな？
お話をしたことあるかな？



後日、「なごもんレター」が届きました。



話をしたよ。でも無理だった…。
話は聞いてくれたけど、なんで
だめなのか教えてくれなかった。

お手紙ありがとう。
がんばったんだね。どうして
だめだったのかな…。



※その後も、
何度かお手紙でのやり取りが続きました

◆初めての面談はLINEで予約ができます。◆

2026 年〇月〇日 (〇) 15:00~16:00

なご丸 〇〇歳

市内在住、一緒に来る人 など



※このあとの返信は自動応答です。

個別の返信はできません。

★日時が決まったら LINE が届きます。

なご丸さん、
相談の予約日時が決まりました。
予約日時：…

★前日にも確認の LINE が届きます。

※ LINE で相談はできません。

※ LINEアプリからの友だち登録をしてね。

・右の二次元コードを
読み取って友だち登録
・ID「@846npgba」より
友だち登録



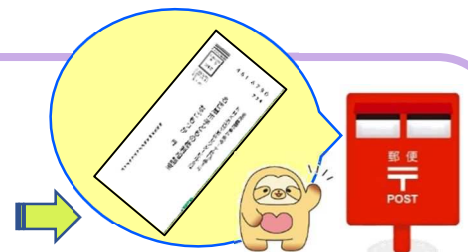
◆「なごもんレター」って?? ◆



がっこう くら 学校で配られたり
児童館においてあったりするよ

(表)

(裏)



裏面に書いて、折って、のり
づけして、郵便ポストへポン！
切手はいらないよ。住所を
書いてくれたらお返事を書くよ。

なごもっか ができること

相談のながれ

話を聞きます



でんわ
電話で



あ
会って



てがみ
手紙



ファックス
FAX

ひみつは 守ります



あなたが「いいよ」と
言わないことはお家の人や
先生に勝手に言わないよ。

会って話す時は、 お友だちと一緒にでもいいよ

考え方や気持ちは一人ひとり違うので、別々に
聞くようにしていますが、不安や心配な時は
一緒にお話ししてもいいよ。

あなたの気持ちを一番に、 一緒に考えます

どうしてほしいかな？

どうしたいかな？

どんなことができるかな？



調査相談員



子どもの権利
ようごいん



調べる・協力してもらう(調査・調整)

あなたの希望にそって、あなたの周りの大人に
話を聞いたり、協力をお願いしたりします

もっといい方法に直すように
なごもっかが大人たちに意見を伝えます
(勧告・要請)

解決・権利の回復

どうすればいいかわかった



げんき
元気になった



<申立てによる調査・調整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでも「申立て」をすることが
できます。「申立て」があったら、
擁護委員が調査し、必要であれば
調整をします。

※「申立て」がなくても相談にかかわる
関係機関とやりとりをすることがあり
ます。

<発意>

相談や申立てがなくても、
子どもの権利侵害があると
思われる場合に、擁護委員の
意思で調査や調整をします。
これを「発意」といいます。

<勧告・要請>

調査や調整の結果、
権利侵害があれば、
権利を回復するために、
他の機関に対して対応や
制度の改善を求めます。

ねんど かつどうほうこく
2025年度 活動報告



こ どもからの あたら そうですん
新しい相談は
1年 ねん で 259 けん 件ありました



こ そうですん
子ども相談ランキング

- とも ほか ひと ところ かぞく かんけい
1 友だちや他の人のこと 2 心やからだのこと 3 家族の関係

なごもっか公式ウェブサイトも見てね！！

こちらから→



かつどう
こんな活動もしています！

かつどう
てつなぎなごもんずの活動

「てつなぎなごもんず」とは、
なごもっか いっしょ かつどう
と一緒に活動してくれる仲間たちのことです
げんざい なかま めい ぼしゅうちゅう
現在の仲間は 126 名！ メンバー募集中！！



きたがわいいん
10月25日北川委員へのインタビュー

なつまつ
8月10日ユースクエア夏祭り
あいだ かいじゅんび
6/14～7/24の間に4回準備をしました

たいけんかい
3月28日なごもっかまるごと体験会

かつどう こうしき ない
活動のようすは公式ウェブサイト内の
「てつなぎなごもんずの部屋」で見られるよ！



かいいんとうろく
会員登録もこちらから→



がっこう けんりがくしゅう
学校での権利学習

なご やし ない しょうがっこう ちゅうがっこう けんり じゅぎょう おこな
—名古屋市内の小学校や中学校で権利の授業を行いました—



こ けんり
子どもの権利について、
なごもっか ようごいいん ちょうさそうですんいん
の擁護委員と調査相談員が
わかりやすくお話をしますよ！



こども向け活動報告会

—2025年度は3か所で行いました—



【8月10日ユースクエア】

【8月8日 港 児童館】



【8月28日 天白児童館】



これは「言いたい!!」のみんなのこえ

ほか 他にもいろいろなイベントを開催しています!

児童館に行きました!

なごもっかの相談員が児童館に出かけて
地域の子どもたちと交流しています。



なごもんの権利の絵合わせ♪



【天白児童館】



【中川児童館】

なごもっか×志段味図書館 「遊んで知ろう! 子どもの権利!」

12月17日～2026年1月22日 権利のシール投票!

2026年1月17日 イベント開催!

なごもん福笑い♪



図書館の司書さんによる権利の絵本の読み聞かせも♪

ユースクエア まるごとフェスティバル

2026年3月15日

子どもの権利となごもっ
かに関するクイズを
行いました!



とだがわこどもランドでの クイズラリー

11月1日

権利のクイズラリーを開催!
楽しく権利のことを知って
もらいました♪

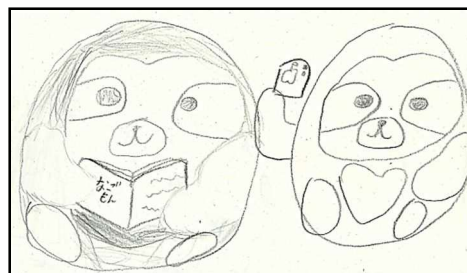


みんなが描いてくれたなごもと作品

ステキに描いてくれて
ありがとう!!



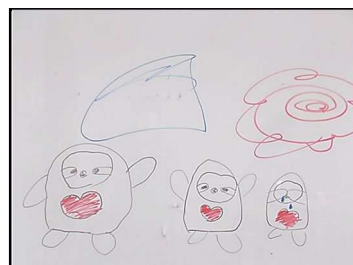
そうなん
相談しながら折り紙で作ったロボットなど



← オリジナルなごもんを描いてもらったよ



あーでもない
あーでもない
あーでもない
あーでもない



なごもんのぬいぐるみで遊んだあとに描いた絵

なごもっかに相談したらどうなるの？

① なごもっかへ電話で相談

🌸学校で友だちの仲間に入れない🌸

なごもっか 子どもの権利相談室です。

あの・・・友だちと上手く遊べなくて。

お話を聞かせて。一緒に考えるよ。

「遊ぼう」って言っても断られちゃう。
仲間に入れないから遊べない。

仲間に入れなかったんだね。
どう思った？

悲しかった。

悲しくなったんだね。
あなたはもうどうなると思う？

みんなと仲良く遊びたい。

みんなの気持ちもあなたの気持ちも
大切にされるといいね。
お友だちとはどうしていいのかな？

言ってみようかな。でも、言われたら
嫌かなって思っちゃう。

どうやって言ったら友だちが嫌な思
いをしないか。伝える練習してみよ
うか？

友だちに言ってみようと思う。

上手いかなかったり、
どうしたらいいかわからなかったら
またなごもっかに話してね。
どうしたらいいか作戦会議しよう。

② なごもっかで会って相談

🌸親と上手く話ができない🌸

相談できますか？

お部屋が空いているので
お話しできますよ。

親には言ってこなかったけど
大丈夫ですか。

大丈夫。秘密は守ります。

友だちには話にくいし、言ってもいいか
どうかもわからない。

親の言うこともわかる。でも私は
〇〇がしたい。いろいろ考えちゃう。
なかなか言いたいことが言えない。

自分の気持ちを聞いてもらうことは
大切なことだよ。どうしていいばい
いか、何ができるか、あなたの気持
ちを一番一緒に考えるよ。

：

たくさん話しました。
また話したい。

電話で話すこともできるけど
また会って話せるといいね。
いつだったらいいかな。

◎月◎日16時以降ならば部活が
ないので来られます。

◎月◎日16時に
また話しましょう。

※電話で予約してくれるとお部屋が
空いているかどうかわかるよ

なごもっかに相談したらどうなるの？

なごもっかでは、相談者からの相談に基づいて、関係する人たちに話を聞いたり協力を求めたりするなど、相談者の代わりに関係する人たちに気持ちや意見を伝えることがあります。ここでは学校との話し合いの例を紹介します。（実際の相談をもとに内容を一部変更しています）

相談内容：相談者Aさんの話

学校の友だちのBさんにいじめられている。先生に相談したら、先生はBさんに聞いてくれたけど、Bさんは「いじめていない」と嘘をついた。先生はBさんの言葉を信じて、私に「Bさんと握手して仲直りしよう」と提案した。先生に信じてもらえなくて悲しかった。今もBさんからのいじめが続いている。このままいじめが続くなら、学校に行きたくない。いじめについて、先生からBさんにもう一度聞いて欲しい。

なごもっかの動き

Aさんの希望を受け、相談員と擁護委員が、Aさんの気持ちを学校の先生に伝えることになりました。Aさんの話を先生に伝えたところ、先生は「今もいじめが続いていることは知らなかった。もう一度Bさんから話を聞くことにします」と言ってくれました。

後日、先生から聞いたことをAさんに面談で報告したところ、Aさんは「少し安心した。私も先生と直接話して、自分の気持ちを伝えたい」と言いました。先生たちにAさんの希望を伝え、Aさんと先生の話し合いの場が用意されることになりました。Aさんの希望で、話し合いの場に、相談員と擁護委員も同席しました。話し合いの場でAさんは、自分の思いを直接、先生に伝えることができました。そして、学校もAさんが安心して過ごせるように一緒に考えてくれるようになりました。



Aさん

Bさんにいじめられている。先生に言ったけど信じてもらえなかった。
いじめについて、先生からBさんに聞いて欲しい。



なごもっかと学校との話し合い



なごもっか

Aさんは、いじめについてBさんに聞いて欲しいと言っています。

いじめが続いているとは知らなかった。Bさんと話してみます。



Aさんになごもっかから結果を報告



Aさん

少し安心した。自分で先生に直接気持ちを伝えたい。



学校での話し合いの場



Aさん

話し合いの場で自分の思いを先生に伝えることができて嬉しかった。

その後、学校もAさんが安心して過ごせるように一緒に考えてくれるようになりました



この相談に、主に関係がある権利…

「安全に安心して生きる権利」
「主体的に参加する権利」





なごや子どもの権利条例



すべての子どもが
幸せになるように
名古屋市がつくった約束です



安全に安心して生きる権利

- 命が守られます
- 周りから愛されて育てられます
- いじめや暴力などから守られます
- 安心して過ごせる居場所があります



のびのびと豊かに育つ権利

- 学ぶことができます
- 遊ぶことができます
- ゆっくり休むことができます
- いろいろな人と触れあうことができます



一人一人が大切にされる権利

- 自分らしさが大切にされます
- 自由に考え、表現できます
- 周りから認められ、頼りにされます
- ありのままのあなたが大切にされます



主体的に参加する権利

- 思ったことや感じたことを周りに言い、聞いてもらうことができます
- 自分たちの意見が大切にされます
- 意見を聞いてもらうために、周りの人に手伝ってもらえます



❖ 相談員からメッセージ ❖

うまく言えなくても いいよ
何に困っているのか わからなくても いいよ
途中で気持ちが変わっても いいよ
言えようかなと悩んだとき
なごもっかを思い出してくれたらうれしいな



なごもっか 相談員より

COLUMN



なごもっかサポーターからの手紙

なごもっかに相談していた当時の私は、高校2年生だった。進級に伴い、新たな人間関係の構築や、新クラスとの相性の不一致、従来の友人との付き合い方等に悩みを抱いていた。毎日登校することさえ、一苦勞で、放課中においては、教室外に逃げ場所を確保していたほど居心地が劣悪だった。そのため、学校の教員や、スクールカウンセラー、共通の友人等に毎日話を聴いてもらわないと、不安・ストレスが緩和されず、鬱状態に陥りそうだった。とにかく、話を聴いてくれる人を探しては、長時間居座るというような日々を繰り返していたのだ。

新年度が開始してから、まもなく、学校の相談室より、なごもっかに関するカードが配布された。「悩んだときは相談してね 秘密は守ります」の文字に加え、電話番号が記載されている仕様だった。「第三者の人間は、悩みを打ち明ける相手として好ましい」ということを事前に聞いたことがあった私は、頼る場所を増やす意味で、試しに電話をかけてみた。日常生活で関わることのない見えない相手に対し、自分の胸の内を明かしたとしても、受け入れてもらえるか否か、多少の緊張をしつつも、自分の想いを詳細に説明しようと努めた。

当時電話に出て下さったなごもっかの相談員さんは、私の言葉1つ1つに真摯に受け止めてくれ、言葉に詰まったり、上手く想いを言語化できなかったりしても、「待つ」ことによって、私の発言・意思を誘導することなく、本心を汲み取ってくれた。また、なごもっかへの相談を通じて、最もありがたいと思った点は、「解決方法の模索」ではなく、「傾聴」及び「共感」による安心感の提供だ。どんな悩みを打ち明けようと、どんなに長時間の相談に至ろうと、決して否定したり、嫌な態度を取ったりすることなく、耳を傾け続け、「そうですよね。辛いですよね」と共感の一言を添えてくれた。相談者が最も求めている「傾聴」と、「共感」を常に実施して下さっていたなごもっかの相談員さんは、直に会わなくても、側で見守ってくれるありがたい存在だった。

さて、なごもっかの力を借りて、精神的に回復を果たした私は、大学進学後、ある考えが脳裏に浮かんだ。「高校生の私を救ってくれたなごもっかに恩返しをしたい」。大学生の身分で、なごもっかの活動に貢献することが可能な機会を検索し、「なごもっかサポーター」というボランティアの一環を発見した。サポーターとして、イベントに参加した際には、なごもっかの理念である「子どもの権利を守る」という趣旨に基づき、子どもたちを集めて、権利に関する勉強会を行ったり、クイズラリーを通して、「人権とは何か」という問いに向き合ったりしながら、「子どもの権利擁護」に対する理解の深化を図った。人間が生まれながらにして有している「人権」は、目に見えず、無形のものであるため、概念上理解することが難しく、子どもたちの権利に関する理解を促すことは容易ではない。だが、子どもの権利を守る社会及び文化の実現のために、子どもの権利を保障しながら、相談対応、制度改善に貢献する活動に携わることができたことに、誇りと感謝を抱いている。

不安や、悩みを抱えることは、生きている以上当たり前に起こり得る。「誰かに話を聴いてほしい」、「自分の気持ちを理解してほしい」と感じた際には、なごもっかが、あなたの話に耳を傾けてくれるとともに、気持ちを受け入れてくれる。権利擁護の観点から、あなたの秘密は、守られる。どこにも頼る場所を確保しないことが、自立しているのではなく、依存先を増やすことが自立へとつながる。どうか逃げる選択肢を放棄しないでほしい。



XI 資料編 「なごもっか」の沿革

年 月		世界・国の動き	本市の動き
1989 (平成元年)	11月	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)採択【毎年11月20日世界こどもの日】	
1994 (平成6年)	4月	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)日本が批准	
2006 (平成18年)	4月		次世代育成支援策を総合的かつ機動的に取り組むため、「子ども青少年局」を設置
2008 (平成20年)	4月		なごや子ども条例 施行
2010 (平成22年)	4月	子ども・若者育成支援推進法※ ¹ 施行	
2014 (平成26年)	1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律※ ² 施行	
2016 (平成28年)	6月	児童福祉法等の一部を改正する法律※ ³ 公布	
2017 (平成29年)	2月	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律※ ⁴ 施行	
2018 (平成30年)	10月		なごや子ども・子育て支援協議会 子どもの権利擁護機関検討部会から意見書「名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方」受領
2019 (平成31年)	3月		名古屋市子どもの権利擁護委員条例 公布
2019 (令和元年)	11月		なごや子ども・子育て支援協議会 なごや子ども条例検討部会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」受領
	12月	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律※ ⁵ 施行	
2020 (令和2年)	1月		
	4月		なごや子ども条例をなごや子どもの権利条例に改正
	7月		
2021 (令和3年)	2月		
	8月		
2022 (令和4年)	4月		名古屋市子どもの権利擁護委員条例を一部改正
	7月		
	10月		
2023 (令和5年)	4月	こども基本法※ ⁶ 施行 こども家庭庁 創設	
	7月		
	8月		
	12月	こども大綱 閣議決定	
2024 (令和6年)	2月		
	7月		
	8月		
2025 (令和7年)	3月		
	4月		
	8月		

「なごもっか」の活動

これまでの申立て・自己発意、提言は、
表IX-1 申立て案件・自己発意案件一覧
表IX-2 提言一覧



名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」開設

「なごもっか」のマスコットキャラクター決定

「なごもっか」のマスコットキャラクター「なごもん」の名前決定

なごや子どもの権利条例 子ども解説ワークショップを実施

専門調査員設置

相談時間の一部延長を開始（木 11時～22時）

「子ども向け活動報告会」開催（第33回愛知サマーセミナー）

「てつなぎなごもんず」発足

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：東海学園大学准教授 伊藤健治氏）＆なごもっか活動報告会」開催

「子ども向け活動報告会」開催（第34回愛知サマーセミナー）

「あつまれ！てつなぎなごもんず！！第1回会議やるよー！」開催

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：日本体育大学准教授 半田勝久氏）＆なごもっか活動報告会」開催

相談時間の変更（火・木・金 11時～21時）

LINEによる面談予約を開始

「子ども向け活動報告会」開催（～8月。計3回。天白児童館/青少年交流プラザユースクエア/中川児童館）

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：児童精神科医 吉川徹氏）＆なごもっか活動報告会」開催

てつなぎなごもんず作品完成お披露目会開催及びなごもっか公式ウェブサイト等で作品公開

「なごもっかサポーター」募集開始

「子ども向け活動報告会」開催（計3回。港児童館/青少年交流プラザユースクエア/天白児童館）

「名古屋市子どもの権利セミナー（講師：益子直美氏）＆なごもっか活動報告会」開催

※1 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

※2 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

※4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

※5 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）

第一章 総則

（目的）第一条 この法律は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦（以下「成育過程にある者等」という。）に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とする。

※6 こども基本法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

表IX-1 申立て案件・自己発意案件一覧

(2020(令和2)年1月14日～2026(令和8)年3月31日)

区分	年度	申立て・自己発意事項	経過
申立て	2019 (令和元)	他児童とのトラブル及び教員による不適切対応に関する申立て	2020.3 調査実施通知 2021.2 調査終結通知
申立て	2020 (令和2)	高校の出席認定に関するルールについての申立て	2020.6 調査実施通知 2023.7 調査終結通知
申立て	2020 (令和2)	教員による不適切対応に関する申立て	2020.9 調査中止通知
申立て	2020 (令和2)	不合理な校則に関する申立て	2020.10 調査実施通知 2023.2 調査終結通知
発意	2021 (令和3)	子どもに関わる機関における児童への対応に関する問題	2021.10 調査実施通知 2023.3 要請 2024.5 調査終結通知
発意	2022 (令和4)	生徒の懲戒処分に関する問題	2022.8 調査実施通知 2024.8 調査終結通知
発意	2022 (令和4)	学校教育における外国につながる子どもの権利保障について	2022.12 調査実施通知 2024.7 調査終結通知
申立て	2022 (令和4)	学校施設の安全確保に関する申立て	2023.2 調査実施通知 2024.5 調査終結通知
発意	2024 (令和6)	学校施設の安全確保に関する問題	2024.5 調査開始通知 (調査継続中)
申立て	2024 (令和6)	私立高校入学試験における合理的配慮の実施に関する申立て	2024.12 調査実施通知 2025.3 調査終結通知
発意	2024 (令和6)	教員による不適切対応に関する問題	2025.1 調査実施通知 (調査継続中)
申立て	2025 (令和7)	高校における不利益処分に関する申立て	2025.6 調査中止通知
発意	2025 (令和7)	高校入学試験における合理的配慮に関する問題	2025.7 調査実施通知 (調査継続中)

表IX-2 提言一覧(2020(令和2)年1月14日～2026(令和8)年3月31日)

年月日	提言先	提言
2021(令和3)年 9月3日	文部科学大臣 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員	生徒指導提要の改訂に関する意見書
2023(令和5)年 1月30日	文部科学大臣 内閣府特命担当大臣	生徒指導提要の改訂版についての所見
2023(令和5)年 10月23日	こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付 企画調整係	「今後5年程度を見据えた こども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(中間整理)」に対する意見書
2023(令和5)年 10月26日	中央教育審議会会長 (以下、参考送付先) 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣	子どもの権利を保障できる教員配置を求める意見書
2024(令和6)年 2月16日	名古屋市教育委員会事務局 企画経理課	「第4期名古屋市教育振興基本計画(案)」に対する意見書
2026(令和8)年 1月16日	愛知県知事 愛知県子ども・子育て会議	愛知県子どもの権利条例制定に関する意見書

○なごや子どもの権利条例

平成 20 年 3 月 27 日

条例第 24 号

改正 平成 24 年条例第 44 号

令和 2 年 条例第 24 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 子どもの権利（第 3 条—第 7 条）

第 3 章 子どもの権利を保障する大人の責務（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 子どもに関する基本的な施策等（第 14 条—第 19 条の 2）

第 5 章 子どもに関する施策の総合的な推進（第 20 条—第 28 条）

第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

子どもは、児童の権利に関する条約に定められるあらゆる権利の主体です。

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、他者と共生し、自立することができます。

子どもは、一人一人の発達段階に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

子どもは、自分の権利を信じることや、自分の権利が保障されることで、主体的に生きることができます。

そのために、大人は、子どもの将来を見据えて、子ども一人一人の発達段階に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。
- (4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、一人一人の発達段階に応じ、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援を受けることができる。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) 虐待、体罰、いじめ等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 一人一人の発達段階にふさわしい生活ができること。
- (7) 安全に安心して過ごすことができるための居場所があること。
- (8) 権利が侵害されたときは、速やかに回復できるよう、適切な支援を受けられること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 休息すること。
- (4) 様々な人とふれあうこと。
- (5) 自然とふれあうこと。
- (6) 社会活動に参加すること。
- (7) 多彩な文化活動に参加すること。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

- 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

- 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
- 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び

責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

（虐待、体罰、いじめ等の救済等）

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

（子どもの育ちの支援）

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

（1）子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

（2）子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

（3）子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援

（子育て家庭の支援）

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

（子どもの参画の促進）

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

（関連施策との一体的推進）

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

（調査研究）

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

（広報）

第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

（総合計画）

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て

支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第24条 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

第25条 協議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

第27条 協議会には、必要に応じ、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の一部をもって部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第117号で平成20年9月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 8 条第 1 項の規定により策定されている計画は、第 20 条第 1 項の規定により策定された総合計画とみなす。

（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止）

- 3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和 33 年名古屋市条例第 20 号）は、廃止する。

（名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 24 年条例第 44 号）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現になごや子ども・子育て支援協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のなごや子ども条例（以下「新条例」という。）第 25 条第 3 項の規定により委嘱された委員とみなし、その任期は、新条例第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 8 月 31 日までとする。

附 則（令和 2 年条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（検討）

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例による改正後のなごや子どもの権利条例（以下この項において「新条例」という。）の施行の状況及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「なごや子ども条例」を「なごや子どもの権利条例」に改める。

（1）名古屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 60 号）第 2 条

（2）名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 58 号）第 2 条の表

（3）名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号）第 2 条の表

（4）名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 30 年名古屋市条例第 8 号）第 3 条

（5）名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 57 号）第 2 条の表

（6）名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年名古屋市条例第 59 号）第 2 条

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例

平成 31 年 3 月 27 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、本市に市長の附属機関として、名古屋市子どもの権利擁護委員(以下「委員」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18 歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 子どもの権利擁護 子どもの権利侵害からの回復及び子どもの権利の保障のための措置を講ずることをいう。
- (3) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 学校等 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員は、第 1 条の目的を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利侵害に関する相談に応じること。
- (2) 子どもの権利侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、要請等を行うこと。
- (3) 勧告、要請等の内容を公表すること。
- (4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(委員)

第 4 条 委員の定数は、5 人以内とする。

- 2 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有し、かつ、第三者として独立性を保持し得る者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第 5 条 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(兼職の禁止)

第 6 条 委員は、衆議院議員、参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 委員は、前項に定めるもののほか、公平かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

(代表委員)

第 7 条 委員のうちから代表委員 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 代表委員は、委員の会議を主宰し、委員を代表する。

3 代表委員に事故があるとき又は代表委員が欠けたときは、委員のうちから代表委員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門調査員及び調査相談員)

第 8 条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

(令 4 条例 17・一部改正)

(委員の責務)

第 9 条 委員は、職務を行うに当たっては、子どもの権利侵害の予防及び早期発見に努めなければならない。

2 委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員は、関係する市の機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 委員は、相談又は申立てを行った者に不利益が生じないように、職務を遂行しなければならない。

5 委員は、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。

6 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の機関の責務)

第 10 条 市の機関は、委員の職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての者の責務)

第 11 条 何人も、委員の職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

2 何人も、権利が侵害されていると思われる子ども又は子どもの権利を侵害していると思われる者を発見した場合は、速やかに、委員に相談又は申立てを行わなければならない。

(相談及び申立て)

第 12 条 何人も、全ての子どもの権利侵害に関する事項について、委員に対し、相談及び申立てを行うことができる。

2 委員は、相談又は申立てがあった場合には、相談に応じ、又は申立てを受理しなければならない。

3 委員は、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内の学校等に通学し、通園し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除く。)に係るもの(相談及び申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限る。)

(調査及び調整)

第 13 条 委員は、申立てがあった事項について、調査を行わなければならない。

2 委員は、子どもの権利が侵害されていると思われるときは、自己の発意に基づき、

調査を行わなければならない。

- 3 委員は、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき又は自己の発意に基づき調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。
- 5 委員は、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、必要があると認めるときは、専門機関に対し、調査を依頼することができる。この場合において、委員は、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。
- 7 委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利侵害の是正のための調整を行わなければならない。

(調査の中止)

第 14 条 委員は、特別の事情があると認めるときを除き、申立てについて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止するものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は裁判所において係争中の事項若しくは行政庁において不服申立ての審理中の事項に関する申立てであるとき。
 - (2) 委員の行為に関する申立てであるとき。
 - (3) 申立ての原因となった事実の生じた日から 3 年を経過した後にされたとき。
 - (4) 前条第 3 項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除く。)
 - (5) 前各号のほか、調査することが明らかに適当でないとき。
- 2 委員は、前項の規定により調査を中止したときは、申立てを行った者に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(勧告又は要請)

第 15 条 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告をすることができる。

- 2 委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請をすることができる。
- 3 第 1 項の勧告又は前項の要請を受けた者は、これを尊重しなければならない。

(報告)

第 16 条 委員は、前条第 1 項の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置又は制度の改善の状況について、理由を付して報告しなければならない。
- 3 委員は、前条第 2 項の要請をしたときは、当該市の機関以外のものに対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外のものは、当該報告を求められた日の翌日から起算して 60 日以内に、委員に対して、是正等の措置の状況について、理由を

付して報告するよう努めなければならない。

(再調査等及び再勧告等)

第 17 条 委員は、前条第 2 項又は第 4 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による報告の内容等を踏まえ、必要があると認めるときは、改めて調査又は調整(以下「再調査等」という。)を行うことができる。

2 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、改めて是正等の措置を講じ、又は制度の改善を行うよう勧告(以下「再勧告」という。)をすることができる。

3 委員は、再調査等の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、改めて是正等の措置を講ずるよう要請(以下「再要請」という。)をすることができる。

4 前条の規定は、再勧告又は再要請の場合に準用する。

(公表)

第 18 条 委員は、第 15 条第 1 項の勧告若しくは同条第 2 項の要請をした場合又は第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があった場合で必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

2 委員は、再勧告若しくは再要請をしたとき又は前条第 4 項において準用する第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告があったときは、その内容を公表しなければならない。

3 前 2 項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(活動状況の報告)

第 19 条 委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、公表するものとする。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(令和元年規則第 25 号で第 1 条から第 9 条まで及び第 20 条の規定は、令和元年 9 月 1 日から施行)

(令和 2 年規則第 1 号で第 10 条から第 19 条まで及び附則第 2 項の規定は、令和 2 年 1 月 14 日から施行)

(検討)

2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、子どもの権利擁護に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(令和 4 年条例第 17 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則

令和2年1月10日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利侵害に関する申立て)

第2条 条例第12条第1項の規定による申立てをしようとする者は、子どもの権利侵害に関する申立書（第1号様式）を提出しなければならない。ただし、名古屋市子どもの権利擁護委員（以下「委員」という。）が子どもの権利侵害に関する申立書の提出ができない相当の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で申立てをしようとするときは、子どもの権利侵害に関する申立書に記載すべき事項を陳述しなければならない。この場合において、委員は、その内容を録取するものとする。

(調査)

第3条 委員は、条例第13条第4項又は第5項の規定により、調査のため必要があると認めるときは、市の機関等に対し、調査実施通知書（第2号様式）を交付するものとする。ただし、委員が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(勧告等又は要請等)

第4条 条例第15条第1項の規定による勧告は勧告書（第3号様式）により、条例第17条第2項の規定による再勧告は再勧告書（第4号様式）により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による要請は要請書（第5号様式）により、条例第17条第3項の規定による再要請は再要請書（第6号様式）により行うものとする。

(公表)

第5条 条例第18条第1項又は第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 勧告若しくは要請又は再勧告若しくは再要請の概要
 - (3) 報告の概要
- （令6規則84・一部改正）

附 則

この規則は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和２年規則第 123 号）

- 1 この規則は、令和２年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和６年規則第 84 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されている通知書は、この規則による改正後の名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

第1号様式(第2条関係)

子どもの権利侵害に関する申立書 (宛先)名古屋市子どもの権利擁護委員 申立人 住所 氏名 電話番号 年 月 日 名古屋市子どもの権利擁護委員条例第12条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利侵害に関し、申立てを行います。	
住所 氏名 生年月日 申立人との関係	
侵害をしたとされる者	住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
事案の概要	
申立ての内容	
その他参考となる事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(その1)(第3条関係)

調査実施通知書 住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市子どもの権利擁護委員 年 月 日 名古屋市子どもの権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。	
申立ての概要	
調査の内容	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式(その2)(第3条関係)

調査実施通知書 年 月 日 住 所 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 名古屋子ども権利擁護委員 印	
名古屋子ども権利擁護委員条例施行細則第3条の規定により、次のとおり通知します。	
発 意 の 理 由	
調 査 の 内 容	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第3号様式(第4条関係)

勧告書 第 年 月 日 所 在 地 名 代表者氏名 名古屋子ども権利擁護委員 名古屋子ども権利擁護委員 印	
名古屋子ども権利擁護委員条例第15条第1項の規定により、次のとおり勧告します。	
勧告の内容	
勧告の理由	

注 条例第18条第1項の規定により、名称その他必要な事項を公表することがあります。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式(第4条関係)

所在地 名称 代表者氏名 再勧告書 名古屋子ども の権利擁護委員 第 年 月 日 印 名古屋子ども の権利擁護委員 第17条第2項の規定により、次のとおり再勧告します。	
再勧告の内容	
再勧告の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式(第4条関係)

住所 氏名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども の権利擁護委員 第 年 月 日 印 要請書 名古屋子ども の権利擁護委員 第15条第2項の規定により、次のとおり要請します。	
要請の内容	
要請の理由	

注 条第18条第1項の規定により、氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式(第4条関係)

再要請書 住 所 第 号 氏 名 年 月 日 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋子ども権利擁護委員 印 名古屋子ども権利擁護委員条例第17条第3項の規定により、次のとおり再要請します。	
再要請の内容	
再要請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【「なごもっか」までのアクセス】

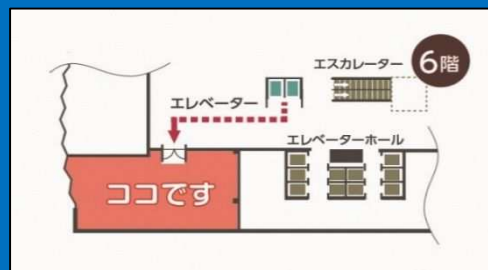
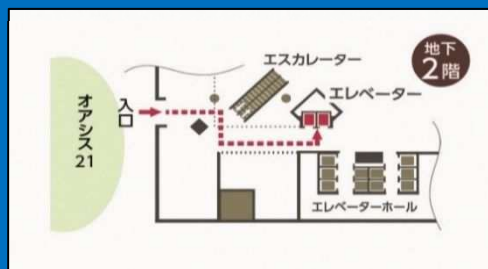
地下鉄東山線・名城線「栄」駅
名鉄瀬戸線「栄町」駅

オアシス21経由 徒歩3分

駅からの地下を使ったアクセス方法

- ・栄駅からオアシス21「銀河の広場」に出ます。
- ・広場をはさんで栄駅と反対側の方向に進むと、NHK 名古屋放送センタービルにつながる通路があります。
- ・通路を通りぬけると、NHK 名古屋放送センタービルの地下2階に到着します。

オアシス21を通り、NHK 名古屋放送センタービルの地下入口へ。
エレベーターで6階へお上がりください。



【「なごもっか」相談専用電話】

はなし きくよ

子ども専用フリーダイヤル 0120-874-994

大人用電話番号 052-211-8640

※ 子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

○「なごもっか」公式ウェブサイト

○公式X



@NagomokkaNagoya



2025(令和7)年度 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか 活動報告書

発行:名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

住所:〒461-0005 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK 名古屋放送センタービル6階

電話:052-211-8071(事務局) FAX:052-211-8072





この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。